

令和3年第2回（6月）定例会

# 東伊豆町議会会議録

令和3年 6月8日 開会

令和3年 6月9日 閉会

東伊豆町議会

令和三年

第二回〔六月〕定例会

東伊豆町議会議録

## 令和3年第2回東伊豆町議会定例会会議録目次

### 第1号（6月8日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○一般質問	14
楠山節雄君	14
栗原京子君	24
笠井政明君	37
山田直志君	54
内山慎一君	73
○散会の宣告	83

### 第2号（6月9日）

○議事日程	85
○出席議員	85
○欠席議員	86
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	86
○職務のため出席した者の職氏名	86

○開議の宣告	8 7
○議事日程の報告	8 7
○一般質問	8 7
須 佐 衛 君	8 7
西 塚 孝 男 君	1 0 5
○議案第 3 2 号 東伊豆町浄化槽法施行条例の一部を改正する条例について	1 1 1
○議案第 3 3 号 財産の取得について	1 1 3
○議案第 3 4 号 令和 3 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）	1 1 4
○議案第 3 5 号 令和 3 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	1 2 3
○議案第 3 6 号 令和 3 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 2 6
○報告第 1 号 令和 2 年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて	1 2 8
○同意案第 9 号 東伊豆町教育委員会委員の任命について	1 3 0
○諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 3 1
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	1 3 2
○議会運営委員会所掌事務調査について	1 3 5
○閉会の宣告	1 3 5
○署名議員	1 3 7

## 令和3年第2回東伊豆町議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第1号)

令和3年6月8日(火) 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1. 1番 楠山節雄君

1) 小中一貫教育について

2) ゴミの有料化について

2. 5番 栗原京子君

1) 幼児教育のあり方について

2) 避難所について

3. 2番 笠井政明君

1) 中学校の部活動について

2) 通学路の安全確保について

4. 14番 山田直志君

1) 介護問題について

2) 行財政の見直しについて

5. 10番 内山愼一君

1) 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について

---

### 出席議員(12名)

1番 楠山節雄君

2番 笠井政明君

3番 稲葉義仁君

5番 栗原京子君

6番 西塚孝男君

7番 須佐衛君

8番 村木脩君

10番 内山愼一君

11番 藤井廣明君

12番 鈴木勉君

13番 定居利子君

14番 山田直志君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木利昌君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
防災課長	竹内茂君	企画調整課長	森田七徳君
税務課長	木田尚宏君	住民福祉課長	福岡俊裕君
住民福祉課 参事	前田浩之君	健康づくり 課長	鈴木嘉久君
健康づくり課 参事	齋藤和也君	観光産業課長	山田義則君
建設整備課長	齋藤匠君	教育委員会 事務局長	梅原巧君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国持健一君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

---

開会 午前 9時30分

### ◎開会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

議員の皆様におかれましては公私ともにお忙しい中御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、従来型からより感染力の高い変異株へと移行し、感染の拡大から東京都、北海道、沖縄県など10都道府県に緊急事態宣言が追加、延長され、さらに神奈川県、千葉県など8県の該当市町にまん延防止等重点措置が発出されている状況にあります。

このような状況から、本定例会におきましても、感染症予防のためマスクの着用や手指を清潔に保つなど皆様にご協力をいただくとともに、健康に十分御留意され審議に臨んでくださいようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和3年東伊豆町議会第2回定例会は成立しましたので、開会します。

---

### ◎議会運営委員長の報告

○議長（稲葉義仁君） 議会運営委員長より報告を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会より、令和3年第2回定例会の運営について御報告いたします。

まず、本定例会には7名の議員より14問の一般質問が通告されております。一般質問の趣旨をよく御理解され、円滑に質疑・答弁がなされますよう御協力をお願いいたします。

なお、本定例会では一般質問について、時間は60分以内、一問一答方式で行います。終了後、新型コロナウイルス感染症対策として15分の休憩を取り換気をいたします。

また、町長には反問権の行使が認められております。なお、反問権に要する時間は制限時間の60分には含みませんので、御承知ください。

また、質問通告者の中で、掲示板願が14番議員より、資料配付の願いが7番、14番議員より出されております。

本定例会の提出案件といたしましては、条例の一部改正案が1件、財産取得が1件、補正予算案が3件、報告が1件、人事案件1件、諮問が1件、選挙が1件の合計9件の案件がそれぞれ日程に組み込まれております。

条例の一部改正につきましては、説明資料等により簡潔で分かりやすい要点説明とし、また補正予算の説明につきましては、おおむね50万円以上で説明することが協議決定しましたので、当局の皆さんもよろしく願いいたします。

以上の内容を踏まえて、本定例会の会期は、本日から6月9日までの2日間とします。

また、議員の服装については、当局同様にクールビズを実施します。テレビ等で見ている町民の皆さんにも見苦しくないよう御配慮をお願いします。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、議会運営に関すること、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関すること、議長の諮問に関すること、以上3点を閉会中の継続調査としたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議員各位には活発なる御審議と円滑な議会運営を切にお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

以上です。よろしく御協力をお願いします。

---

### ◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） これより直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において8番、村木議員、10番、内山議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（稲葉義仁君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月9日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。よって、会期は2日間と決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（稲葉義仁君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告につきましては既に送付しました。

議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付してあります。

会議資料については、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思ひます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第4 行政報告

○議長（稲葉義仁君） 日程第4 町長より行政報告を行います。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 皆さん、おはようございます。

令和3年第2回議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、御挨拶を兼ね、行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

国の経済状況でございますが、内閣府が5月18日発表した2021年1月から3月期の実質国内総生産(GDP)は、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が響いて、前期比1.3%減、年率換算で5.1%減となり、3四半期ぶりのマイナスとなりました。これまでに世界の主要な国・地域の1月から3月期のGDP速報値が出そろっております。中国や米国の景気回復が加速した一方、日本や欧州の遅れが鮮明となり、新型コロナウイルス対策の現況が反映する結果となっております。

世界の主要国・地域を比べますと、4月の景気動向を示す購買担当者景気指数は、ワクチン接種が進んでいるほど景況感の改善が目立つ結果となっております。ワクチン接種のスピードを上げることにより、重症者数を抑制し経済活動も回復が見えてきます。政府は7月末の高齢者接種の完了を目指しております。

当町におきましても、ワクチン接種を最重要課題として取り組み、5月10日より町民の方の集団接種をスタートいたしました。現在、施設入所者を含む65歳以上の高齢者の方90.6%に申込みをいただき、順次接種を行い、5月末現在延べ2,376名の方に接種していただきました。

当初、役場と保健センターの2か所を集団接種会場としておりましたが、国が提示している高齢者の方の7月末接種完了を目指し、接種機会を増やし加速化を進めているところでございます。

当町の経済状況の指標の一つでもあります入湯客数は、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、前年度からマイナス43.5%、約32万1,000人の大幅な減少を記録し、最終的な入湯客数は41万8,515人となりました。特に観光事業者にとって期待の大きかった伊豆最大のイベント河津桜まつりが新型コロナウイルス感染拡大で中止となり、その影響から2月の入湯客数は前年対比マイナス65.4%の大幅な減少となりました。

また、令和3年度におきましても期待されたゴールデンウィーク中も緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の影響から十分な集客ができず、ゴールデンウィーク前半は一部の宿泊施設で「満室になった」との声は聞かれたものの、全体では例年の50%程度の宿泊にとどまっております。予定されておりました黒船祭や稲取アウトドアフードフェスが、県の警戒レベルの引上げにより相次いで中止となる中、県内におけるG o T o イートの使用が一時停止となり、現在は人を集めてにぎわいをつくり出すことが非常に難しい状況となっております。

それでは、行政諸般の報告をさせていただきます。

初めに、防災関係ですが、4月14日、年度当初の職員動員訓練を早朝実施し、115名が参加し、参集体制の確認を行いました。

今月は土砂災害防止月間となっております。新型コロナウイルス感染症により、町内での住民参加は見合わせましたが、各地区自主防災会役員等において土砂災害危険地域の見回り、危険区域内に居住する住民への啓蒙活動を行いました。近年、全国各地で大規模な水害、土砂災害が発生しておりますので、崖地、急傾斜地を抱える土砂災害危険地域の住民の皆様におきましては、平時から避難方法、避難経路、避難場所の確認、大雨が想定される場合は事前防衛を含めた早期避難行動をお願いいたします。

また、町では、停電時の備えとして、来年度までの期限限定ではありますが、ポータブル発電機、蓄電池の購入に対し補助制度を整備しておりますので、御利用ください。さらに、大雨でも屋内で同報無線の音声を聞くことができるコスモキャストと、またテレビに町からのメールなどの情報を表示、伝えるテレビプッシュシステムの導入については、補助制度を整備しておりますので、それぞれの家庭環境、状況に合わせ早期に導入をしていただきますようお願いいたします。

消防団関係では、4月3日入団式を行い、再入団の団員を含め、新たに22名の消防団員が加わることとなりました。3月をもって退団された団員の皆様には、長きにわたり消防団活動を通じ地域貢献に寄与していただきましたことに心からお礼を申し上げますとともに、機能別消防団員への登録をお願いいたします。消防団員の皆様には、引き続き自然災害等を含むあらゆる災害に備え、訓練等を通じ消防署と消防団の連携が図られ、消防団本部、各分団、消防団員1人1人の技能向上、体制強化に努めていただくようお願いするものであります。

町といたしましては、想定される様々な災害に備え、災害に備えた安心・安全なまちづくりをさらに進め、減災に努めてまいります。これから梅雨、台風シーズンになります。各家庭に配布されている防災マップで自宅周辺の被害想定を再確認するとともに、災害への対策、

備えをお願いいたします。

次に、ふるさと納税寄付金についてですが、令和2年度実績は延べ2,188人、1億6,201万7,000円となり、前年度に比べ1.44%増という結果となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により前年比で大幅な増減となる月もございましたが、前年度金額を上回ることができました。

財政関係でございますが、近年の税収の減少や社会保障費の増大によりまして、町財政は大変厳しい状況にあり、今後も少子高齢化・人口減少により厳しい状況が見込まれております。今後、行政改革を推進するためには、改めて町民の皆様には財政の具体的な状況や、今後の行政改革につきまして説明する必要があると考え、財政・行革説明会を開催いたしました。実施に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、3会場において5月26日から28日の3日間、計5回の説明会を開催し、併せて東伊豆有線テレビやYouTubeで放映・配信いたし、行政改革推進につきまして御理解をお願いいたしました。

当町における押印の見直しについてですが、国から示されました「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を踏まえまして、当町の押印見直し方針及び判断基準を決定、押印の必要性につきまして全庁的に見直し及び検討を行いました。検討結果に基づきまして、東伊豆町の執行機関の規則、その他で定めます申請書、届出書、その他書類の認印等の押印義務付けを原則廃止することにいたしました。このために「東伊豆町申請書等の押印の特例に関する規則」を定め、申請書等への押印の特例に関し必要な事項を定めました。これによりまして、町の様式約1,000件のうち、法令等により押印の廃止ができないもの、今後も継続して検討が必要なものを除く829件につきまして、令和3年4月1日より押印の廃止をいたしました。町民の皆様の負担軽減とともに行政事務の効率化を図っております。

次に、企画関係ですが、4月1日付で新たに地域おこし協力隊員として樋口歩実さんが着任いたしました。樋口さんは山口県出身で、大学卒業後にアメリカへの語学留学やイギリスで働いた経験もあるなど、行動力のある方で、今後はワーケーションや関係人口の担当として、都市と当町をつなぐ窓口になることを目指し活動していただきます。

また、先輩隊員である高瀬さん、藤田さんは最終年度の3年目となるため、コロナ禍ではありますが退任後を見据えてさらに積極的に活動していただけることを期待しております。

交流・定住促進事業ですが、4月2日から6日までの間、芝浦工業大学の空き家改修プロジェクトメンバーの学生15名が当町に滞在し、ふれあいの森管理棟の改修に着手いたしました。連休中に予定していた2回目の訪問は、緊急事態宣言の発令により中止となりましたが、

1年間をかけて学生の活動やワーケーションの拠点となるような施設への改修に取り組む予定となっております。

ダイロクキッチンにつきましては、本定例会でダイロクキッチンの修繕関係の予算を計上しております。ダイロクキッチンは開設後5年が経過いたしました。カフェやチャレンジショップなどとして、4月は25件、5月は19件の利用がありました。その活用に伴い、従来にはなかったコミュニティーが形成されつつあり、人口が減少する中でのまちづくりの要素として非常に重要な動きであると考えております。

また、チャレンジショップ利用者の方が空き店舗を改修して飲食店の営業を始めるといううれしいニュースもあり、このようなよい流れが今後も継続していくように、町としてもダイロクキッチン利用者を継続的に支援していきたいと思っております。

次に、税務関係ですが、5月末日で令和2年度の出納を閉鎖いたしましたところ、町税の収納率は、コロナ禍による町税の徴収猶予を受けた状況などにより、前年を下回る結果となりました。先ほど述べましたとおり、特に入湯税につきましては、昨年4月から5月にかけて緊急事態宣言が発令され、旅館、ホテルなどが休業状態となった影響や、第3波拡大に伴い、今年1月8日から2月7日まで、1都3県に緊急事態宣言が実施された余波などにより、大幅な落ち込みとなっております。

当町では、引き続き町政運営における貴重な自主財源である町税の確保と納税秩序の維持に努めるとともに、各種税務研修による専門的知識及び技能の習得を通じまして、職員の資質向上を図り、適切かつ公平な賦課徴収事務の執行に努めてまいります。

次に、住民福祉関係ですが、去る3月3日に、東伊豆町と河津町で組織する一部事務組合の東河環境センターにおいて、同事業検討委員会より一般家庭などからの収集ごみ等については、近隣市町並みとすることが妥当とする答申が同管理者宛てに提出されました。両町は、ごみの排出割合やリサイクル率が県下で最も低い部類となっており、循環型社会形成をより推進するため、有料化は有効な施策であると位置づけられたことを受け、今後、両町での連携を図りながら目的を達成していくこととなります。

5月30日に環境美化推進運動の一環として町内一斉のクリーン作戦を実施し、多くの町民に御参加いただいた中で、快適で住みよい環境の保全に努めていただきました。町民並びに関係各位の御協力に感謝申し上げます。引き続き、身近な取組といたしまして、ごみの減量化、再利用、再資源化を実践していただけるよう、御協力をお願いいたします。

交通安全関係では、4月6日から15日まで春の全国交通安全運動が実施され、4月8日に

は、交通指導員、学校及びPTA等の御協力のもと、朝の街頭指導を実施し、交通ルールとマナーの徹底を呼びかけいたしました。参加いただきました関係各位には厚く御礼申し上げます。

福祉関係ですが、経済的に新型コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童扶養手当受給者に対象児童1人当たり一律5万円を支給いたしました。その他の子育て世帯に対する給付金は住民税非課税世帯が条件ですが、準備でき次第給付いたします。

4月20日には、元東伊豆町監査委員で稲取在住の渡邊穰様より、ご母堂様の香典の一部20万円を社会福祉向上のために役立ててほしいと御寄付をいただきました。心より御礼を申し上げますとともに、有効に活用させていただきたいと存じます。

次に、健康づくり関係では、保健事業につきまして感染症予防対策を講じて実施しております。

介護保険関係では、新型コロナウイルス感染症対策を実施しております介護事業所または福祉事業所を有する法人に対し、1法人当たり10万円、合計で14法人、140万円の支援金を交付いたしました。

また、介護予防事業の一環として、75歳に到達した方を対象に健康相談等を行うライフプランセミナーを6月から新規に実施いたします。

次に、建設整備関係ですが、梅雨時の災害発生を未然に防止することを目的に、県と連携して町内の2級河川である大川川、濁川、白田川及び稲取大川の河川パトロールを実施し、情報共有を図りながら、河川の異常時には迅速に対応してまいります。

地籍調査事業につきましては、賀茂地域1市5町と静岡県で共同実施に関する協定を結び、平成29年度より実施しております。今年度につきましても、津波浸水区域を含む片瀬のまきば釣具店から県道熱川片瀬線の国道下の区域であります片瀬Ⅱ地区の0.03平方キロメートル及び白田の町道白田臨港線から稲取寄りの国道下の区域であります白田Ⅰ地区の0.04平方キロメートルにつきまして、官民全ての筆界を確認するため、業務委託にする予定でありますので、対象地区の土地所有者におかれましては、境界立会い等、御協力をお願いいたします。

なお、白田地区にあるマリンハイツ別荘地付近の農道におきまして崩土が発生したため、復旧に要するための費用を今回の補正予算に計上させていただきましたので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に、観光・商工関係ですが、第3次地方創生臨時交付金を活用し、引き続き事業者支援

を行っております。

まず、事業者から要望の強かった事業継続化支援金の給付につきましては、4月20日より東伊豆町商工会にて受け付けしており、1次産業を含む町内企業及び個人事業主を対象に、宿泊業・飲食業・大型施設につきましては20万円を、その他の事業者については10万円の給付申請を受け付けております。5月末現在の給付実績は345件、4,580万円となっております。受付期間は6月30日までとなっておりますので、忘れずに商工会まで御相談くださるようお願いいたします。

感染予防対策の徹底を図り、安心して町内の施設・店舗を利用していただくため、コロナ対策に対する備品の購入に対する補助を行っております。第1弾では購入費に対する5割補助、第2弾ではさらなる感染予防環境の整備を図るべく限度額を上げ、9割補助を実施しております。

なお、第2次の備品購入費補助金の給付実績は、5月末現在250件、3,636万円となっております。6月30日まで期間の延長を図り対応しておりますので、いまだ申請されていない事業所の皆様は積極的に感染予防対策を行っていただくよう補助金の活用をお願いいたします。

また、6月からは景気喚起策として、プレミアム商品券の販売も開始いたします。今回は1世帯につき1セット3,000円を最大7セットまで購入可能といたします。よって、2万1,000円の商品券を購入いたしますとプレミアム率50%で、額面3万1,500円の商品の購入ができます。6月中旬からネットを含めた予約販売を行い、9月末までが利用期限となります。町内旅館への宿泊や各種施設の利用が可能であり、町内約400店舗・事業所で利用できるよう想定しております。大変お得な商品券ですので、町民の皆様には、この機会の御購入をお勧めいたします。

続きまして、資金繰りの支援につきましては、中小企業・小規模事業者向けの静岡県融資制度「経済変動対策貸付制度」の利用者に対し利子補給を行い、令和2年度から3年間の予算措置を講じていきます。令和2年度の実績につきましては40件、1,586万円となりました。なお、保証協会の申請に必要な認定事務につきましては、昨年からの合計で235件の処理を行っております。

今回の補正予算に計上させていただきます観光地ワーケーション受入環境整備促進事業費補助金につきましては、ワーケーションの受入に必要なワークスペースやWi-Fi環境の整備等に係る経費について、県の財源を100%活用して宿泊施設の事業者に補助を行うものでございます。これまでに意向調査を行ったところ、16件の宿泊業者から利用希望があり

ました。今後は要綱を作成し、予算の範囲内で申請を受け付けたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

経済波及効果が高い住宅リフォーム振興事業補助金につきましては、昨年度の申請件数は73件、補助金額が1,138万円となり、補助対象工事費は1億2,272万円を超えております。なお、高い需要から2回の補正予算により予算の増額をいたしました。新築住宅等の建築件数が伸び悩む中、対象工事費の20%、最大20万円が補助される大変有利な制度となっておりますので、引き続き多くの町民の方に活用いただければと思います。

イベント関係ですが、相次ぐイベント中止の中で、4月25日、町民ゴルフ大会が開催され、新型コロナウイルス感染対策の影響で閉会式等の式典がない中でも、106名の参加者が集い、晴天の下プレーを楽しみました。新型コロナウイルス変異株の拡大によりまして従来以上にイベントの開催が難しくなっておりますが、感染対策の徹底を図りながら、運営方法を工夫し、屋外を中心に実施していきたいと考えております。

次に、教育関係であります。

新型コロナウイルス感染症への不安はまだまだ続いているところですが、学校関係においては感染症対策を講じた上で入学式や各種行事を順調に実施しております。子供たちや保護者の皆様はもとより、先生方、学校関係の方々も通常どおりの生活とは言えない状況ではありますが、確実な教育行政の実施を続けてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、昨年度は教育分野の重要案件であります小中一貫教育の説明会などが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できておりませんでした。町民の皆様には「教育委員会だより」として回覧などにて現状の御説明を13回にわたりお知らせしておりますが、今後も継続して発行してまいります。

さらに、感染症の状況次第となりますが、今月から保護者、町民の皆様には説明会を開催していく所存です。事前に申込みが必要となりますが、積極的に御参加くださいますようお願いいたします。

また、当町におきましても少子化が進む中、幼児教育施設の再編も課題となってきております。このため町立幼稚園につきまして早急に町の方針を決めていかなければなりませんので、協議会などにて検討を重ねてまいります。

社会教育関係では、首都圏の緊急事態宣言下において、町立の体育館センターや総合グラウンドといった施設の県外者への貸出しを中止させていただき、御迷惑をおかけいたしてお

ります。宣言解除後は、注意はしつつも通常の貸出しを再開させていただき、健康的にスポーツを楽しんでいただきたいと存じます。

学校体育館等におきましては、これまでも近隣の感染状況を判断し、貸出しを続けておりますので、町内の皆様におかれましても個々の趣味や体力づくりに活用いただければ幸いです。

また、生涯学習等各種事業におきましても、対策を取りながら実施をしているところでありますので、御興味のある方は積極的に参加をしていただきたいと思います。

町立図書館では、感染症対策強化のため貸出図書用の消毒機を導入いたしました。図書に送風し自動でページ間まで消毒する機器でございますので、手間もかからず安心して借りることができます。町立図書館をこれまで以上に積極的に御利用いただきたいと思っております。

建築から20年が経過している学校給食センターでは、近年、空調機器の不調が発生し、更新時期となっておりますが、財政的な事情により機器の系統ごとに中期的な計画を立て更新を計画していたところでございます。しかしながら、今年度から給食センターの空調機器が新たに国庫補助の対象となったことから、この機会に未更新であった残りの3系統を更新する計画を立てました。近年の異常な気温上昇に鑑みますと、早急な対策が必要となっておりますので、この機会を逃さず対応してまいりたいと存じます。

機器の更新につきましては、夏休み期間中に集中して工事を実施したいことから、今回の補正予算に計上させていただいておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

次に、水道事業関係であります。令和2年度の水道事業会計は3月末で出納を閉鎖いたしました。

概要といたしまして、収益面ではコロナ対応の事業所休業などの影響により使用水量が減少し、営業収益が前年対比1,118万円、2.7%の減収となりました。

一方、費用面では、電力会社を変更したことにより動力費が削減できたこともあり、予算では損失を想定しておりましたが、結果的には、わずかではありますが純利益を確保することができたところであります。

しかしながら、今後も厳しい経営状況が想定されているため、新規井戸の活用など、計画に沿って事業を着実に推進し、経費削減やリスク分散などに努め、継続的に安全安心な水の供給を行っていけるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいた

します。

新型コロナウイルス感染症は、変異株による感染が拡大してきており、県内では新規感染者の8割がイギリス由来の変異株による感染となっておりますが、先月、イギリス由来の変異種により感染力が強いとされるインド由来の変異株が確認されており、年齢を問わず感染が拡大しております。また、感染経路につきましても不明の事案が増えており、誰でも感染するリスクが高まっております。

町民の皆様におかれましては、国・県、町から発せられる情報を基に感染防止対策、感染防止行動の徹底をお願いいたします。

なお、町民の方から数件、感染及び感染者等に関するお問い合わせをいただいておりますが、県においてプライバシー及び人権保護を重視した、感染者等の意思を確認した範囲で町へ情報が提供されることになっております。

町では、県の情報を町民の皆様提供しており、発信した内容以外の情報は町に届いておりませんので、町民の皆様には御理解をお願いいたします。

終わりに当たり、町民の皆様の節度ある行動に対しまして心よりお礼申し上げますとともに、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症につきましては慎重かつ節度ある行動をしていただけますようお願いいたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

---

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（稲葉義仁君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。なお、反問権行使に要する時間は持ち時間60分には含まれませんので、ご承知ください。

---

#### ◇ 楠山節雄君

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員の第1問、小中一貫教育についてを許します。

1番、楠山議員。

(1番 楠山節雄君登壇)

○1番(楠山節雄君) おはようございます。

私は今回2問通告をしてありますので、一問一答の形でお願いをしたいと思います。

まず、1問目、小中一貫教育について。

前教育長は、学校の統合ではなく、小中一貫教育を推し進めるとの考えを示しています。そこで、以下の点をお尋ねします。

1点目、教育長が交代して新体制がスタートしましたが、統合ではなく、従来どおり一貫教育を進めるとの方針に変わりはありませんか。

2点目、厳しい町の財政状況や、少子化が進む中で、行財政のスリム化をこれからも推し進めなければなりません。一貫教育を実施することにより行財政上の効果について新教育長はどういうお考えか、よろしくお願ひします。

○議長(稲葉義仁君) 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長(太田長八君) 教育関係でございますので、教育長より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(稲葉義仁君) 教育長。

(教育長 横山尋司君登壇)

○教育長(横山尋司君) それでは、楠山議員の第1問、小中一貫教育については2点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、従来どおり小中一貫教育を進めていくという方針に変わりはありません。

平成30年度から令和元年度の2年間にわたり小中一貫教育研究会が設置され、その中で全国の小中一貫校の現状や近隣の一貫校の視察等を基に、これからの学校教育環境の在り方について研究してまいりました。私自身もそのメンバーの一員として参加し、小中一貫教育の有用性を勉強させていただきました。

したがって、小中一貫教育研究会から出された提言を重んじ、東伊豆町における小中一貫教育を推進していきたいと考えております。

次に、2点目についてですが、行財政上の効果はということですので、どのくらいの経費の削減ができるのかという質問と解釈し、説明させていただきます。

現在の計画で申しますと、熱川地区、稲取地区にそれぞれ施設一体型の小中一貫校を整備

する方針となっておりますので、それが実現した場合は、現在の4つの学校が2校となるわけですから、その部分では施設の維持管理費が減額となる見込みです。

児童生徒への支援体制や教職員への支援は縮小するわけにはいかないと考えておりますが、こちらでも学校数が減ることにより経費が減額となる部分も見込まれます。

あくまで現状で考えた場合であり、開校準備の費用などを無視した年間経費の試算ですが、現在の8%減、1,700万円ほどは減額となる見込みです。

教育委員会といたしましては、町の子供たちに最適な環境で最高の教育を提供していくことが使命ですので、そのための支援を当局側に求めていくことに変わりはありません。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 本当に学校現場一筋の教育長が行政との違いに戸惑っていることとか、あるいは苦慮していることも本当に多いのかなという中で、今回質問をさせていただいたんですけども、今回も、私を含めて何人かが町の教育のことに関する質問、それから過去にも、もう何人かが同じような内容の質問をされていると思うんですよ。それは、やっぱり議員のみならず、子供たちの保護者も含めて、今後の町の教育がどういうふうに行くのかという、その辺で心配をしている方が多い中で、こういう形になっていると思います。

今、教育長のほうから研究会の提言を重んじて一貫教育を進めるよというお話しなんですけれども、私の考え方は、基本的には一貫教育じゃなくて、子供たちが減少する中、学校の統合ということがずっと頭に離れないわけなんですけれども、この後、ほかの議員の方の質問内容にもあると思うんですけども、例えばクラブ活動なんかも現状維持ができないという、そんな内容もあります。その辺で、統合みたいな考え方というのは、一貫教育を進めるよということですから全く頭の中になのかどうなのか、そんなことも含めて検討がされて、こちらのほうが優位性が高かったのか、その辺をもしお話しできれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 御案内のとおり、6月22日、24日で熱川地区、29、30に稲取地区で小中一貫校の説明会を実施する予定です。年内に、そのほかにも何回か実施する予定ですが、その中では、保護者、地域の住民にアンケートも取ります。その中で、そのような声も聞かれる可能性もありますが、それらを総合して判断して進めていきたいというふうに考えて

おりますので、御理解ください。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 自分の考え方もやっぱり統合のほうがいいのかないかなということは、この後ちょっとまたほかの部分の中でも触れさせていただきたいと思うんですけども、賀茂地区のほとんどの市町が小中一貫教育ではなくて、統合の方向で動いて、それが実現をしているという状況ですので、今、アンケートも実施をされて、保護者も含めて関係者の意見を聞きながら総合的に判断をするということですので、ぜひそれはお願いをしたいなというふうに思っています。

一貫教育のデメリットもあると思うんですけども、メリットもやっぱりいっぱいあるんですね。その中で特に言われているのが、中学校生活のスムーズさ、中1ギャップというのは私もインターネットで初めて知ったんですけども、小学校から中学校に入ると学校の環境が著しく変わる。そのことによって子供たちが不登校になったり、あるいは成績が低下をするという、そういうものを見据えて一貫教育が始まったと理解をしているんですけども、そういう中で年齢別の子供の少なさというのが、どうも私は統合のほうに考え方が行ってしまうんですけども、4月30日現在のゼロ歳児が21名、約20名ですね。行財政改革の説明会なんかでも説明を受けた中で、将来的には東伊豆町も今の1万1,000人から7,000人ぐらいまで人口が減少するということですので、当然、子供たちが増えるような施策を町の中でも打っていくと思うんですけども、それでも減っていくと思うんですね。

そうすると、極端なことを言うと、例えば今20人が半減をしないにしても、15人ぐらいになったときに、小中一貫教育だと1学年に7名程度しかいないという状況の中で、そこにはやっぱり質を落とさないために教員を複数学級じゃなくて1人1人張りつけをしなければならぬということ、先ほど8%、1,000万強が移管になることによって削減がされるということなんですけども、そうした子供たちの高い教育レベルを維持していくのに、なかなか行政改革と相反するような状況が生まれてしまうのではないかなという思いが私にはあります。

そんなことで、今後の子供たちの減少ということを考えると、その辺が小中一貫教育でいいのかないかなという思いがしていますけれども、教育長は、その子供たちの減少についてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 先ほど申し上げた一貫教育研究会の中で、今後の児童生徒の減少についてはある程度は予想はしていたんですが、今のゼロ歳児のこの現象に関しては、予想をはるかに超えてしまっていました。コロナ禍の影響と一言で言ってしまえばそれまでなのですけれども、ここまで減少することは、はっきり言って予想はしていませんでした。ある程度下がっていくことは予想はしていたんですけれども、その中で、統合のほうがいいかどうかというご意見なんですけれども、何に視点を当てるかによって、どの観点で教育を見るかによってかなり違ってくると思っています。

例えば、統合によるスケールメリットというのは結構あるんですけれども、今の稲取中学校、熱川中学校で考えてみたときに、稲取中学校が中学1年生が43人、熱川中学校が26人、稲取中学校2年生が32人、熱川中学校が26人。中3、稲取中学校38人、熱川中学校33人です。そうすると全校で約200人ぐらいなるんですが、現状は稲取中学校は5クラスあります。それは静岡式35人学級の恩恵にあずかって5クラスになっています。熱川中学校は3クラスです。合計すると8クラスあるんですよ。それを統合すると6クラスになる。合わせて8クラスが6クラスになる。

現状、教員は正規の教員というか、校長、教頭、事務、用教を抜いた教員は、両方の学校を合わせて16名います。それが統合して1校になると10名に減ります。これは義務標準法というのがあって、クラス数によって先生の数が決まります。今、国では40人学級です、1クラス。41人になると2クラスになるんですけれども、40人学級なので6クラス、6クラスには10名の正規の教諭が割り当てられます。

ですので、人数が増えて部活動がたくさんできるかといったら、そういうこともなかなか難しいです。そういうことを考えると、統合することによって部活動の自由選択肢が増えるとか、よりよい教育ができるかといったら、よりよい教育ができるんですけれども、必ずしもそういうわけにはいかないところもあるというところで、小中一貫ですと、今の教員数は確保できる、今のクラス数も確保できる。そういう視点あるいは観点によって見方が変わってくると思いますので、その点をご理解いただけるとありがたいです。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 今、中学の例を挙げて説明をしていただいたんですけれども、その人数を今後はやっぱり確保していくというのが本当に難しくなるということは、さっき言ったようにゼロ歳児が21人、1歳児も38人、その上も31だとか、30人台ぐらいが並んでいる中で、

本当に今言われたような内容で推移をするというふうには私は捉えておりませんが、その辺はぜひ研究をしていただきたいなと思います。

小中一貫教育が東伊豆町でも話題になったというか、いろいろ取り沙汰されて、議会でもそういう先進地のところに視察に行ったのがもう8年ぐらい前だというふうには言われているんですね、先ほど聞いたんですけれども。そうすると、そういう前から小中一貫教育というのが議論されたり、関心が持たれたりして動きがされているんですけれども、今回、行政改革の説明会に私が出させていただいた中で、幼稚園の統合が3年後、小中一貫が5年後というふうな説明を受けたんですよ。そうすると、以前からもそういう話題が持ち上がったと思うんですけれども、この辺がなぜこれだけ遅くにずれ込んでいくのか、その辺が課題だなというふうには私は思っています。統合にしたって、一貫校にしたって、それを実施するというのは抵抗勢力もあったりして、本当に前へ進むのが大変だというのは、私も行政にいた人間ですので、それは重々承知をしていますけれども、これらについては子供の減少ですとか、行財政改革を進めていく中で避けては通れない内容だと思うんですね。ですので、ぜひスピード感を持って一日も早く方向性を決めていただきたいなというふうに私は思います。

もちろん反対も賛成もあるでしょうけれども、そうしたことが進めていく上で意識を持つということが早くその方向性を決定づける状況になっていくのかなというふうに思いますので、スピード感がないのではないかというのは、議員からも聞こえてきますし、町民とか保護者のほうからも安心感を持つために早めに決定をしていただきたいよという声も聞かれます。ですので、その辺を含めてちょっと教育長に最後、御答弁いただければと思います。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） いろいろ貴重な御意見ありがとうございます。スピード感を持つということは確かに分かるような気がするんですけれども、昨年、本当は準備会を立ち上げてどんどん進めていく予定だったんですけれども、コロナの影響によってそれができなくなってしまって、1年ずつずれてしまったんですけれども、例えば統合を決めたとしても最低2年から3年はかかります、実施できるのは。というのは、当町が進めているのは小中一貫校ですので、教員の数は、先ほども言ったように減ることはないんですけれども、統合の場合には教員数が減ってしまいます。教員数が減ることによって、次年度の採用の人数が左右されます。ですので、統合を決めましたよ、統合しますよというのがいつになるかによって、来年度採用する人数がどのぐらいになるか、減るかということが決まってきたりするので、いろいろ手続の関係で2年から3年がかかる。あと準備の期間でやっぱりそれぐらいがかか

ってしまう。

たまたま私、大川小学校の統合のときに校長をしていましたので、その準備がいかに大変なのかは身をもって分かっています。ですので、どういう形になるか、今後の説明会あるいは保護者、住民の意見を基にして決めていくんですけれども、なるべく早く決めて、スピード感を持ってやっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 本当に簡単に物事が進むわけじゃなくて、今教育長がおっしゃったように、様々な問題を解決していかなきゃならないということで時間も要するということであれば、本当に早めにぜひ動き出しをしていただいて、コロナ禍でなかなかできなかったという要素もあると思うんですけれども、そこら辺、早めに方向性を決めていただければなというふうなお願ひをさせていただいて、質問を終了したいと思います。

答弁は結構です。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、ゴミの有料化についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 2点目ですけれども、ゴミの有料化について。

厳しい町の財政状況や、ごみの減量化、あるいは施設の延命化を考え、ごみの有料化を検討するため事業検討委員会に諮問を行い、近隣市町村並みに引き上げるべきとの答申を受けていますが、以下の点をお尋ねします。

1点目、現在、当町では、ごみの有料化に向けて動き始めていますが、コロナ禍の中、どのようなタイムスケジュールで計画を進めるのか。

2点目、有料化によるメリット、デメリットをどうお考えか。

よろしくお願ひいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 楠山議員の第2問、ゴミの有料化については2点からの質問ですので、順次お答ひいたします。

1点目についてですが、ごみの処理料金の見直しにつきましては、令和3年3月、東河環境センター事業検討委員会からの答申の中で、「家庭などからの収集ごみにつきましては、循環型社会形成をより推進するため有料化は有効な施策、料金設定につきましては近隣市町並みとすることが妥当」と示されたことを受け、詳細を広報「ひがしいず」5月号でお知らせしたところでございます。

現在、導入プロセスや期待する効果につきましては検討作業を進めており、制度設計が整った後に議会との協議、住民説明会の開催及び関係者との調整を図り、有料化の円滑な導入及び実施を目指していくこととなります。

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、全国的にワクチン接種が始まりまして、早期収束を期待するところではございますが、一方で、循環型社会形成の推進につきましても早急に取り組むべき課題であることから、河津町との連携を密に取りながら事業を推進してまいります。

次に、2点目についてですが、有料化によりましてごみへの関心が高まることで、ごみの排出量の抑制やリサイクル率の向上が見込まれることに加え、焼却施設の延命化、燃料費、電気代等の削減効果が期待できる一方、不法投棄の懸念、各家庭でのごみ処理手数料の負担といった問題も考えられます。

しかしながら、従来は、ごみ袋の代金のみで受益者による応分の負担が図られてこなかったことを鑑みますと、排出量に応じた負担の公平性が確保できるといった観点から、ごみの有料化は行政が取り組むべき重要な課題と捉えております。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 事業検討委員会のお話が出ました。検討委員会を立ち上げて7か月で提案・提言、答申がされているんですね。町長は、熱川支所の廃止も含めていろいろ行財政改革を打ち出しているじゃないですか。町の財政が厳しいというのがその裏返しで、そういう様々な行政改革に取り組んでいます。説明会の中で総務課長のほうからこういう資料をいただいた中では、本当にいろんなことに取り組んで、町が生き残るための方向性を模索している部分もありますし、実証していこうということで動いているんですけども、ごみの有料化というのは、もう過去からやらなければならないということの中で、なぜこの時期までそういう検討がなされたというか、実施の方向性に向かなかったのか、その辺、要因がありますか。あったら教えてください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） このごみの有料化はもう町としては懸案事項といいますか、これが単独なら早急にやりたいが、河津町との両方で組合が立ち上げられておりますので、やっぱり河津町と一致しなければできませんので、そういう中で、最近やっこのごみの有料化につきましては、河津町も意見が一致しましたもので、そして答申も、一応望ましいということを受けましたので、それで今回お願いしたい。

町といたしましては、前々からやりたいのが現状でございますけれども、これが河津町との2町の事業でありますので、それが増えた原因だと私は考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 検討委員会の中では様々なほかの市町村の現状みたいなものも県下の内容も調査をされていると思うんですけれども、やっぱりごみの排出量が県下でワースト2位、リサイクルに関しては一番ビリ、この現状というのは、ごみの有料化というその部分の取組がなされなかったことによって、こうした現状が生まれているのではないかなと、これ誰も考えるのかなと思うんですけれども、町長はその辺の認識はどんなでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 壇上でも言ったように、やはり安いということによって住民の意識が、色々な面で一生懸命やっているけれども少ないのかなと考えております。有料化になればお金が負担がまたかかってきますので、それが現状課題で進むのではないかと考えておりますので。そういう認識でございます。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 町長さっき言ったように、受益者負担も含め、メリットを何点か上げていただいたんですけれども、やはり施設の延命化だとか、経費の削減、こうしたことがごみの減量化によってなされるわけですね。それ以外にもいっぱいあると思うんです。デメリットは不法投棄だとか、今度は収集の袋を高いものじゃなくて、安いもので出してしまうとか、そういう人たちのごみについては多分持っていけないと思うんです、そういう懸念もあると思うんですけれども、町が本当にこの厳しい中で、ごみの有料化にしてもそれほど莫大な金が入ってくるわけではないんですよ。でも、その意識も含めて、そうしたことが大切

だというふうに思っていますので、これは説明会も行うと思うんですけれども、ぜひ町民の理解をもらって前に進めていただきたいなというふうに私は思います。

それで、今、行政報告の中にも厳しい町内経済、家庭も含めて環境にあるんですよね。そのことによって、これらの実施に至るまでのタイムスケジュールみたいなものというのをどういうふうにお考えですか。やっぱり遅れてきますか、それともそのまま進めるという考え方ですか。

よろしく申し上げます。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 詳しいタイムスケジュールは担当課長から説明いたさせますけれども、基本的には、昨日、区長会があったときに、7月頃、住民説明、これはコロナの関係がありますから、定数予約制にした中でやって、そして河津町の町長との話合いの中では、一応、令和4年度には実施していきたいと、町長ではそういう考えになっております。

タイムスケジュールにつきましては担当課長に説明させます。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（福岡俊裕君） それでは、タイムスケジュールについてお答えいたします。

まず、大前提となりますのは、先ほど町長申し上げましたように、河津町と歩調を合わせて進めることということが大前提でございます。その中で、新型コロナウイルス感染症の状況によりましてスケジュールには若干の変更が生じる可能性はございますけれども、おおむね今申し上げる内容で考えております。

まず最初に、広報「ひがしいず」の5月号によりまして東河環境センター事業検討委員会より答申が出まして、有料化について検討するよということなので広報でまずお知らせをしております。これを受けまして、住民説明会を7月から8月あたりの日程で現在調整を図っております。

その後、議会との協議、条例改正、予算の補正等を経まして、来年度の4年4月から事業を開始ということで、今スケジュールを調整しているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 今回は一番重要なことは、議会の了解等の手続というのもあると思うんですけれども、河津町とのすり合わせになってくるといいますので、コロナ禍ではありま

すけれども、そんな多くの人数が集まって協議するという事ではないでしょうから、本当にトップ会談みたいな形の中で、その辺の進め方というのは確認できるわけですから、今4月スタートということですから、思ったより早くスタートするのかなということですので、その実現に向けて努力をしていただくようなことで、最後お伺いをしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） これは、町としましては近々にやりたい課題でございますので、令和4年これは実施できるような方向でいきたいと考えております。東河の方に組合規約がありますもので、そこには両町の議員がいますもので、そういうことを煮詰めた中で、またそこで議員さんに承諾していただき、また各町ももんでいただいた中で議員に説明していただいて、できるだけ4月に実践できるような方向で町は考えて、また河津町の町長もそういう考えでございますもので、またよろしくお願いたしたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時まで休憩とします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

---

◇ 栗原京子君

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員の第1問、幼児教育のあり方についてを許します。

5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） こんにちは。よろしくお願いたします。

幼児教育のあり方について。

少子化が進む中、当町においては小中一貫校開設に向けて準備を進めているところである。

今後、幼稚園や保育園の在り方について、昨年12月定例会での楠山議員に対しての答弁の中で、早期に検討していくと聞いているが、以下の点についてを伺う。

1、園児数が減少傾向にある状況で、町として幼稚園の在り方をどう考えているか。

2、今年度中に協議会を立ち上げると聞いているが、立ち上げの時期とその後のスケジュールは。

3、幼稚園給食の提供については、現在の状況で提供できるようにするためにどうするかを議論していくとのことだったが、進捗状況は。

以上、お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） それでは、幼児教育の問題なので、教育長より答弁いたさせます。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） では、栗原議員の第1問、幼児教育の在り方については3点からの質問ですが、関連がございますので一括してお答えいたします。

御質問のとおり、少子化や幼児教育無償化等の影響により、幼稚園の入園者は急速に減少しており、早急な対応が迫られているところです。

そこで、将来の幼稚園の在り方をどうすべきか、町の方々や保護者、教育現場の人たちに検討していただくために、学校教育環境整備委員会を5月25日に開催いたしました。初回でしたので、現状の御説明をした上で、町立幼稚園の規模及び配置の適正化に関する考え方や整備など、具体的な方策について諮問をさせていただきました。

今年の11月を目標に答申をいただく予定をお示ししてございますので、答申を受けた後、皆様に具体的な方策をお知らせできると考えております。

ですので、2点目については、この環境整備委員会にて進めていくこととなります。

また、3点目の給食につきましても、現状での課題等を御説明しながら、この委員会にて検討していただく考えでおりますので、御理解ください。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ただいま教育長のほうから、5月25日に環境整備委員会が立ち上がっ

て、具体的な方策を示し、また今年11月に答申を受け、その後、皆様にお知らせするというお答えをいただきました。

この説明会、やっぱり初回であったので、いきなり町の考えを示すというのとはちょっと違うのかもしれませんが、結構内容というか、どういう状況だったのか伺ったら、いろんな意見が出て、やはり先日の財政行革説明会の中で3年後の幼稚園の統合をというお話が出た翌日に新聞報道されて、現場の幼稚園の先生もその整備委員会の皆様も、私たちももちろん初めてその新聞報道で、3年後の幼稚園を統合するんだなということを知った状態なんですけれども、やはり町としてのお考えを最初に示す必要はあったのかなというふうに思っています。

町民の皆さんは、子供がこれだけ少なくなってきたから学校も統合していくことだし、幼稚園も統合するんだらうなという考えはお持ちでしょうけれども、それを正式にというか、ああいう形で知ってしまうというのは、ちょっとまずかったのではないのかなというふうに感じています。

その環境整備委員会ですけれども、これからどういう形でというか、結構頻繁というか、回数というか、どういうふうに進めていくとお考えでしょうか、そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 改正準備は教育長から答弁いたさせますけれども、教育長は3年後、これはたしかに唐突かも分かりません。それでも、そこは反省しなければならないかと考えておりますけれども、何しろ子供が少ないと。稲取保育園が民間の認定こども園をやると聞いておりますので、これはある程度早急にやらないと、この幼稚園がどのようになるかという中で、これはやっていきたいなと考える。そういう中で、反省するところは反省して、もっと早めに言えばよかったなどと反省しております。その辺は御理解願いたいと思います。

スケジュールにつきましては教育長に答弁をさせます。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 環境整備委員会のメンバーに関しては、両園のPTA会長あるいは幼稚園長、小中学校の校長、その他区長代表とか、いろいろな地域の方々に入ってもらっています。

その中で、整備委員会を始める段階で、最初に統合ありきという形で進んでしまうと、話合いがそちらのほうに行ってしまう、一辺倒になってしまうもので、町としては幼稚園の規

模及び配置の適正化、あるいはそれに向けた整備の具体的な方策についてという形でお話を  
していただくような考えでございました。整備委員会で考えるときに、やはり子供たちにとっ  
てどういう環境がいいのかを考える。その先に統合はあるかもしれないですけども、最初  
に統合ありきでやってしまうと、考え方が一方的になってしまうのかなということがありま  
したので、そのような形で話を進めさせていただきました。

スケジュールに関しましては、今後、月に1回程度開く予定です。次回、6月23日が既に  
決まっているんですが、こちらに関しては両園の実態というか、状況というか、視察を兼ね  
て熱川幼稚園、稲取幼稚園、両方の園を見学に行く予定です。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 最初に統合ありきで話をしてしまうと、そちらのほうに話が傾いてし  
まうということで、最初は状況を説明ということでしたが、どの道ああいう形で町は統合を  
考えているという話が出てしまうのであれば、それは最初に言ったほうがよかったのかなと  
いうふうに個人的には思います。といいますのは、小学校中学校環境整備委員会の初回に集  
まったときに、子供が少なくなってきたので、今の幼稚園の持っていく方と一緒になん  
ですけども、これからの学校をどうするのか、環境をどうするのか、施設をどうするのか、  
また部活をどうするのか、そういうことで集まってくださいというお話だったそうなんです。  
ところが行って見たら、いきなり統合して大川小学校を閉校するという方向にぱっとかじを  
切られて、参加したメンバーの方から本当に不愉快だったという話を聞いたことがありまし  
たので、もし町としてこう考えているんだというものがあるのであれば、それは最初に打ち  
出してあげたほうが、やっぱり短い時間の中で話を進めていかなきゃいけないと思うん  
ですね、月に1回持っていくのであれば。だったら、なおさら町としての姿勢を初回で示してあ  
げたほうがよかったんじゃないのかなというふうには考えています。

また、先ほど町長の答弁の中で、いま一つちょっと話が分からなかったんですけども、  
町としては、町立幼稚園の統合を考えているのか、もしくは保育園等との統合で認定こども  
園という形に持っていきたいと考えているのか、そこら辺もう一度確認させていただいてい  
いですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的に町は認定こども園の考えはありません。基本的には幼稚園な

ら幼稚園をやる。そういう中で、やっぱり最初に言ったほうがいいのだろうか、これは教育委員会と話しました。当然、頭が真っ白の中でやったほうがいいのではないかとということで、町の考えは示しませんでしたけれども、町といたしましては、基本的にはある程度やることによって、何回も言っているように給食の提供もできる、さらに一番の問題は、時間的に8時半から5時までやっていただきたいという要望が大変強い。そういう中で、今の2園でやっている、色々な状況で問題が出てきてますので、それは一つにしたほうが、町民の要望、保護者の要望ができると思った中でやっております。ましてや栗原さんが言ったように、町の方向性を言ったほうがいいんじゃないかという中で、これは教育委員会と話し合った中でとりあえず真っ白な中で環境整備委員会を一度やってみようという方向性になりましたので、その大川のことはちょっと分かりませんでしたもので、それは反省なり、今後の中でまた時間がないときは、町の方向性を示していきたいと。これを機会に反省してやっていきたい。そういう考えでございます。御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 初めに真っ白な中で話を始めていくのも、もちろん大事な視点ではあると思うんです。ただ、こういう話というのは、これから教育関係だけじゃなくて、行革を進める中で住民との説明を持つ場が増えてくると思うんですね、そのときに話の持っていき方一つで感情がこじれてしまったりとか、最初の一步ってすごく大事だと思うんです。やっぱり御理解いただけない場合でも、すぐに方向を変えたりとかするのではなくて、理解をしていただくために丁寧に、丁寧に説明を重ねていくことって大事だと思うんですね。そこら辺をこれから、地域住民、関係者の方々の心情を配慮して進めていっていただきたいなというふうに思います。

また、町としては認定こども園はやらないということで、町立保育園の統合を考えているということでした。12月の一般質問のときに、楠山議員のほうから幼稚園給食を、前から定居議員だったり出ているんですけれども、その件に関しては統合のタイミングで、それを条件に進めていくんだみたいな話が町長からありました。ただ、教育長のほうからは、そういう統合という形にならなくても、現状の形の中で進めていけるかを検討しているんだという答弁でしたけれども、給食についての進捗状況が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） 以前、なるべく早く給食の提供ができないか検討を進めていますという話をさせていただきまして、今も調整中といたしますか、どういったら可能かというのは考えておりました。給食の要望が高いということで、本来ですと、食器を小さいものにしなきゃならないですとか、そういったものも考えなければいけないなと思っていたんですけれども、今の保護者の方々では小中学校で使っているものでも大丈夫だから、何しろ実施する方向で考えてほしいという御意見もいただいております。

改装方法ですとか、車の問題、配達していただく職員の問題などいろいろ考えまして、まだ実質、いつから可能だという考えはまとまっていない現状ではございますが、人数もどんどん少なくなっている現状も鑑みまして、事務局といたしましては方向性を探って実現させたいという気持ちに変わりはございませんので、決して統合のときだけのタイミングでやるという考え方ではなくて、できることなら早くという気持ちがあることは御理解いただければと思います。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） そうですと、小中学校が食べている給食と同じものを幼稚園が食べるという形ですね。お弁当のデリバリーとかそういうことは検討されていないということでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） 最初、その方向をいろいろ考えまして、町内の事業者さんとも話をさせていただいたんですけれども、やっぱりあんまり前向きなご意見がいただけなかったこともございまして、今の現状ですと量を調整して、カロリー調整なども町が行うことに関しては、調理員の方々と栄養士さんもついていますので、そういったこともやりやすいということで、給食のほうで考えたほうが手っ取り早いという考えに至ったものから、今はその方向で考えてございます。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） よかったです。お弁当のデリバリーなんていう話もちょっと聞こえてきたので、きっと保護者は栄養のバランスのいい、温かいものを食べられる給食のほうを希望されていると思いますので、そちらの方向で体制を整えていただけたらというふうに思います。

また、聞くところによると、配送側の課題もいろいろあると思うんですけども、幼稚園側の来た後の配膳に関しても、なかなかそれは先生方の負担になってしまって難しいなどという声も聞いています。いろいろ幼稚園給食をやっているところを何件か調べたんですけども、年長さんぐらいになると、食育の一環として、あえて配膳をお手伝いしてもらったりする場所があるそうなんです。上手に結構やってくれるそうなので、そこら辺の課題も、ただ体制を整えるだけでなく、幼稚園側のそういう配膳の課題も、例えば当番制で父兄が、お弁当をつくらなくなった分ちょっとその配膳をお手伝いしていただけるような仕組みをつくったりですか、そこら辺話合いを持って皆さんにいい形で給食がスタートできるように、また早期にスタートできるように検討していただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） その検討もちょっとさせていただいて、やはり現状の人数で給食の形の提供の手間を考えると、先生方は大変だなというのをもちろん承知しておりました。ですけども、こちらから提案したときに、配膳の形も幼稚園教育としていいことで、そういったことも慣れれば子供たちもできるよという意見もいただいているものですから、いろいろ先生方は大変になるのはもちろん承知なんですけれども、でも無理だという御意見ではなかったものですから、それは前向きに私どもも捉えております。

給食の配膳をする場所ですとか、保管する場所ですとか、そういったことも考えなければなりませんので、先ほどはちょっと申し上げられなかったんですけども、そういった面を考えると改造が必要になってくると。また園の改造となると難しい面もあるなというところも検討課題としてはあることも御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 給食に関しますと、本当に町といたしましては、3年後の統合を目指している中で、費用対効果というのが無駄にならないことを願っておりますので、いざやるときには、栗原議員が言ったような運用方法はぜひともやっていきたいと考えております。町といたしましては、3年後統合を目指している中で、その投資にどのような方法が出てくるか、またそれによって給食の考えが変わってくる。町といたしましてもなるべく無駄な投資はしたくないと考えてございますので、それは御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 給食のことも含めて、幼稚園の統合については、こども園ではないということで、統合の話は進めやすいのかなというふうには思います。認定こども園になるといろいろクリアしなきゃいけない課題がたくさん出てきますので、なるべくスピード感を持って進めていただきたいなというふうには思いますし、また、先ほどの繰り返しになりますけれども、保護者とか関係者の方にまず先に丁寧に説明をしていただいて、みんなが納得いく形で幼稚園統合を進めていっていただけたらと思います。

以上です。答弁は結構です。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当に町といたしましては、ある程度皆さんが説得した中でやりたいと。やっぱり100%は無理ですから、半数以上いたらやっぱりやる覚悟でいます。しかし、それに対する不安を議員の皆さん言ってくると思うんですよ。その辺は理解していただいて、町といたしましてはある程度の方の意見を聞いて、それが5割以上ならばそれをやっていきたい、そういう考えでございますので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、避難所についてを許します。

5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 次に、避難所についてを伺います。

大規模災害が発生した直後は、避難所においても混乱や人員不足等が想定される。そのような状況下において、迅速かつ円滑に避難所開設や運営に取り組めるよう事前の準備が大変重要と考える。

そこで以下の点を伺う。

1、発災直後、避難所に参集した人が誰でもちゅうちょなく避難所開設や初期の運営を可能とするための必要なマニュアルや避難所開設に必要な各種物品などをボックスに納めた避難所開設キットを各避難所に備えておくことを提案するが、いかがか。

2、高齢者や障害者、妊産婦など特に配慮を要する方のための福祉避難所は、町内に何か所あるのか。また、最近新しくなった福祉避難所の受入制度に対しての町の対応は。

3、同行避難が推奨されるペットの受入れについてのルールなどを町として自主防に示す

必要があると考えるが、いかがか。

以上、3点よろしくお願ひいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 栗原議員の第2問、避難所については3点からの質問ですが、順次お答えいたします。

まず、1点目の避難所開設キットについてですが、避難所を統制し、秩序を保ちながら運営していくためには、避難所の運営の核となる自主防災会との避難所開設、運営訓練は不可欠であり、本キットにつきましては、避難所開設、運営訓練等を通じ、それぞれの避難所に必要なものをそろえていくことが求められていると承知しておりますので、今後、担当課と自主防災会との訓練等を通じ検討していきたいと考えております。

次に、2点目の福祉避難所についてですが、現在協定を締結している福祉避難所は、民間の介護事業所8か所のほか、一昨年協定を締結した稲取・熱川両旅館組合に加盟しているホテル、旅館となっております。

協定を締結した時点では、高齢者の受入れを主としておりましたので、障害者、妊産婦の受入れにおける対応など、関係者と協議してまいりたいと考えております。

また、本年5月に示された福祉避難所の確保・運営ガイドラインでは、一般の指定避難所の福祉避難所としての利用拡大への対応が求められておりますので、施設等の状況に併せ利活用を検討するとともに、要配慮者区分ごとに避難できる施設につきまして、福祉避難所等も含め明確にしていきたいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症など避難所における感染予防対策により、避難所の収容人数が大幅に削減されましたので、国・県及び町で推奨している分散避難、マルチ避難が重要となりますので、町民の皆様には日頃から家族、親戚、友人宅など避難場所の確保を進めていただきますようお願いいたします。

次に、3点目のペットの同伴避難についてですが、これまで自主防災会役員への防災講座や避難所運営ゲーム（HUG）等におきまして、ペット同伴避難について県が作成しましたマニュアルに基づき周知を図っているところであり、町の方針といたしましては、ペットは室内避難ではなく、屋外等での対応を考えております。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

(5番 栗原京子君登壇)

○5番(栗原京子君) この避難所開設キットなんですけれども、避難所の開設に当たり、本部の立ち上げとか受付の設置などの業務をファイルで色分けにしてファイリングして、その中に時系列にイラスト入りで分かりやすくやっていけば、誰でもその場に居合わせた人たちが避難所の開設と初期の運営ができるということを目的につくられたものであります。

先ほど、自主防を中心に、訓練を通して各区で必要なものを整備してそろえていくということではありましたけれども、自主防を区長さん初め役員さんたちに全てお任せというのは、大変に負担が大きいことだと思います。例えばその役員さんたちだけが了承していても、ふだんの風雨の災害のときなどは事前に分かっているので大丈夫だと思うんですけれども、大災害のときなんかは、例えば区長さんとか役員さんたちが町外にいたりして参集できない状況というのは想像できると思うんですね。そのときに、避難所が開設も運営もできなくて、そこに人が集まってきた状態がただ過ぎていくという状況は避けなければいけない。

本当に避難所キットってすごく分かりやすく、今まで訓練を受けていない人でも、そのファイルごとに手伝ってくれる人を分けて、そのリーダーがファイルごとに仕事を進めていくと、受付の設置だとか、いろんな建物の安全確認とかを全て段取りよく進めていけるというものなんです。訓練を受けていない人でも開設できるし、自主防の区長さんなんかでも、交代したりして初めてのときって何が何だかよく分からない状況で参加する場合ってあると思うんですね。なので、これはすごくいいものなので、あえてそういう商品を購入とかではなくても、ファイリングをしてやっていくって本当に手間がかかるので、逆に購入したほうが私はいいと思うんですけれども、必要ではないかなと思います。

それを各避難所に置いておけば安心なのかなというふうに思いますので、これはぜひ検討をしていただきたいと思いますし、また、それを使っての避難訓練というのもできますし、なかなか質の高い避難訓練もできるのではないのかなと思います。

今見ていると、避難訓練、町の全部の区を見ているわけではありませんけれども、何となく一つ一つが孤立して、全体にスムーズに流れていかない感じがあって、じゃあなたとあなたは要配慮者を連れに行く、こっちでは、今炊き出しはちょっとなくなりましたけれども、別なことをやると分かれちゃっているんですね。ではなくて、全体像をいろんな人が共有していく訓練はとても大事だと思うので、それはちょっとまた再検討というか、検討をぜひして設置をしていただけたらなというふうに思います。

また、福祉避難所なんですけれども、旅館組合と協定して、そのときに高齢者だけなので、

これから障害者だったり、妊産婦さんだったりをまた検討していくということでしたけれども、この新しい福祉避難所の制度が事前に誰がというのを明らかにして、要は福祉避難所と言われていたところに関係ない人がばーっと集中しないように、事前に、あなたはここの介護施設にこの人とこの人を避難していただく、また、今までは1回普通の指定した避難所に集まった後に福祉避難所という形でしたけれども、おうちが近い人なんかは直接もう福祉避難所のほうに行っていたらいい。それは受け入れる側も、どういう方、どういう体の状態の方が来るというのが事前に分かっていたほうがいろいろな準備もできると思いますし、また、本当に災害が起こったときというのはとっても混乱していて、区の役員さんたちは本当にいろんなことを一遍にやらなきゃいけない状態なので、事前に準備をできるものはしておくというのはすごい大事な事かなというふうに思います。

福祉避難所も、今このコロナ禍で分散避難とか、マルチ避難を進めていられるんだということでありましたけれども、ワクチンが進むと同時に、だんだんそこら辺もまた元に戻ってくる可能性もありますし、いざ大きな災害が起きたときって、人それぞれ不安なので、皆さんが集まる学校だったり、避難所と思われる場所にばーっと詰めかけると思うんですね。なので、そこら辺の対応をしっかりと事前に考えておくというのは大事だと思います。

また、ペットの避難ですけれども、国はペットの同行避難というのは推奨していますけれども、現実には、町内で人間だけでいっぱいいっぱいのところってたくさんあると思うんですけれども、ステイ避難所は原則ペットは受入れ可能なのかどうかをちょっと確認したいんですけれども。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） この開設キット、これちょっと検討させてください。まだ自分も見ることがありませんので、検討させていただいて良ければ採用していきたいと。

福祉避難所に対しても、5月に改正されたばかりで、これ町といたしましてよく考えた中で、栗原さんが言ったような方向でこれはやっていきたいと考えていますので、御理解願いたいと思います。

あと、ペットに関しましては担当のほうから。

○議長（稲葉義仁君） 防災課長。

○防災課長兼防災監（竹内 茂君） それでは、福祉避難所の関係、認識がちょっとずれているのかなというのが1点ありましたので。

今回の災害対策基本法が改正された中でも、特に指定したから、誰々がここの施設に行っ

ていいからということで、直接そこに行っていいということではないものですから。基本的には福祉避難所については受け入れる側の体制もありますので、一新したからといって、必ず全ての方が受け入れられる状況ではありませんので、必ず町のほうで福祉避難所については施設のほうに受入れをお願いした中で行っていただくというのが原則になっていると思いますので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

それと、ペットにつきましては、指定避難所については屋外での受入れということで、一昨年の台風15号、19号においてはそのような形で対応させていただいております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 新しい制度で相手側の受入れ側との調整がとれた人のみ受入れということではよろしかったですか。なので、最初にそこら辺を明確にしておく必要があるなというふうに思うんです。常態的に福祉避難所に行く必要がある方っていると思うんですね、それがはっきりしていないと、施設側も受け入れるときに困惑すると思うし、事前に決めておいたほうが、逆にスムーズではないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 防災課長。

○防災課長兼防災監（竹内 茂君） 今回の制度で言われているのは、誰がどこに行くかということではなくて、どこの施設がどういうふうに使えるかということを示すということなものですから、今言われたように、確かに個人で特定することはできるんですが、施設側の受入れ状況が違うものですから、あなたはもうここに行ってくれというふうに限定してしまいますと、何で私が入れないんだという、今度は逆のトラブルになるものですから、基本的には、施設が民間ですと、そのときの状況によっては受け入れられない場合もありますので、その辺はご注意くださいというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） その災害の被災状況によっても受け入れられなくなる施設もあると思いますし、そこら辺は事前にできることは準備しておいていただけたらと思います。

あと、ペットの屋外でつないでおく、またはケージに入れておくということは承知しているんですけども、飼い主さんによっては、そこら辺の意識がというか、どういうふうにしたらいいのかを全く知らない方って結構いらっしゃるようです。前にもちょっとこれ言

ったと思うんですけれども、狂犬病の予防注射のときって、飼い主さん皆さんいらっしゃると思うんですね。例えば動物病院で狂犬病の注射を済ます方もいるんですけれども、大体そういう方って、防災についても避難所でどうしたらいいのか、またペット用の備蓄もしたほうがいいという認識がある方が多いと思うんですけれども、町の狂犬病の予防注射接種会場にそういったペットを飼っている方たちを、例えば受け入れられない場合もあります。つないでおくのは外です、必ずケージに入れるようにしてくださいとか、餌とか何日分かは自分で用意してくださいね、備蓄はしてないですよって、いろんな問題があると思うので、そこら辺はしっかり意識啓蒙をしていくことって大事だと思います。

熊本地震でも、そこら辺のルール決めがしていなかったんで、ペットの飼い主さんたちと、要は犬の嫌いな人も、アレルギーのある方もいる、またほえ声がうるさいとって、それがすごくストレスになっちゃう方もいますので、犬やペット、人間だけとを分ける、動線も場所も完全に分けてしまうと思うので、そこら辺も飼い主さんの意識啓蒙ってすごい大事だと思いますし、また近隣市町でも、ペット同伴をした避難訓練をやっているところってあると思うんです。東伊豆町は今までやっていなかったんですけれども、町のほうから区のほうにちょっと1回やってみてはいかがでしょうということ投げかけてもいいんじゃないかなと思います。でないと、自主防のほうって、毎年、去年やったことを今年もやるという形になってしまうと思うので、順番で各区、ペット避難、同行避難やってもいいんじゃないかなと思う。そこで気づくこともあると思いますし、またペットを飼っていない側も何か気づくこと、課題に感じることもあると思いますし、また、実際に災害が起こったときって、ペットを飼っている1人1人の飼い主さんが運営側にあれこれ言うと、すごく混乱している中で大変になってしまうので、そういった場合はペットの飼い主さんの飼い主会みたいなのをつくって、そこで責任者を立てて、運営側との調整役となってもらうとか、いろんなやり方ってあると思うんですね。そこら辺を意識してもらうためにも、ペット避難を町で推奨したらどうかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、今提案されました注射時に啓蒙をする、これは大変いい提案だと考えています。これはやっていきたいと思います。

あと、いざ訓練のときにそういうことをやるかどうか、これはちょっと担当から答弁させますので。

○議長（稲葉義仁君） 防災課長。

○防災課長兼防災監（竹内 茂君） 今、栗原議員の提案のあったことは大変重要だと思っていますので、町長も言いましたように、町のほうで広報紙等をまた使って啓蒙していきたいと思ひますし、また、基本的には国のマニュアルでいきますと、自主防が避難所の運営をつかさどるといふ形になっていますので、そのときには自主防のほうで認識をしていただくような努力、それから訓練の実施をまた計画していきたいと思ひています。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 課長おっしゃったように、自主防が現場を仕切っていくということですが、そこら辺の考え方を市町は示さないといけないですね。なので、本当に自主防の方たちが混乱してどうしたらいいんだと右往左往することのないように、やっぱりしっかりと連携をとっていただいて、町からもいろんな示すべきものは示してやっていただけたらなというふうに思ひます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、栗原議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 笠 井 政 明 君

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員の第1問、中学校の部活動についてを許します。

2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 午後トップバッターということで、教育長にとっては3問目もすみません、教育関係で申し訳ございませんが、もうちょっとお付き合いいただきたいと思います。

事前に通告したとおり、今回2つ出しておりますので、御答弁のほうよろしく願いいたします。

まず、1つ目の中学校の部活動についてお伺いいたします。

年々生徒数が減少している中、部活動の在り方が全国的に課題になっていると思っております。そのような状況を踏まえて、以下の点をお伺いしたいと思います。

1点目、東伊豆町の中学校における部活動の現状を教えてください。

2つ目、生徒数が年々減少し部活動の数が減少しているが、今後当町ではどのように対応していく予定か教えてください。

3つ目、部活動の参加自由化についてどうお考えか教えてください。

お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） 学校関係でありますので、教育長より答弁いたさせます。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） それでは、笠井議員の第1問、中学校の部活動については3点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、現在、稲取中学校では、8つの部活動が運営されています。内訳は、男女バレー部、男女バスケット部、男女テニス部、男子卓球部と吹奏楽部です。

熱川中学校では、6つの部活動が運営されています。内訳は、男女バレー部、男女テニス部、男女卓球部です。ただし、男子卓球部に関しては、本年度より新入部員を募集していません。また、稲取中学校においても、令和6年度に男子バスケットボール部の募集をやめる予定であると聞いています。

次に、2点目についてですが、町といたしましては、東伊豆町部活動ガイドラインの中に制定されているように、今後も、学校長の指導の下、生徒数と教員数の状況を踏まえ、適切な部活動設置数を検討することをお願いしていく所存です。

次に、3点目についてですが、現在、両校とも全員加入を原則としています。ただし、学校外のクラブや団体に所属して活動している生徒に関しましては、学校との相談によって参

加方法や活動方法を決めております。今後も、その方針を継続していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 御答弁ありがとうございます。

部活動に関しては、大分僕たちが学生だったころに比べたら減少傾向というのは聞いてのとおりで、現状はなっておりますというところです。今後減らしていく形にはなっていくのかなというところがあるんですけども、一つ現状、あとは部活動ガイドライン等々で進めていくということなんですけど、私一つ、ちょっと気になっていることがありますので、聞かせていただきたいのが、全てほぼ運動系というところがありますけれども、文科系をこれまでというか、吹奏楽とか熱川もありましたけれども、もともと、その文科系が今、熱川に関しては一つもないんですけども、その辺はどのようないきさつで現状に至っているのか、またその文科系に関してはどのように考えを持っているか、ちょっと御答弁いただけたらと思います。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 部活動の数を決める、どのような部活動を設置するかについては、先ほど申し上げたように、生徒数と教員数の状況に応じて決めていきます。さらに、部活動を希望する生徒の数を最近は小学生まで調査を伸ばして、5、6年生、あるいは稲取中学校に関しては4年生まで希望調査をしているようです。その中で希望者がいるかないかによって、この部活動に関しては来年度は募集をやめようとか、今後何年後には希望する生徒がいなくなるねんていうことを基にして決めております。

ですので、熱川中学校に関しては、過去ブラスバンド、吹奏楽、ちょっと名前は忘れちゃったんですけども、音楽系の部活動はありました。しかし、希望する生徒がいなくなった時点で廃部になったと聞いております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） はい、ありがとうございます。

いきさつはそのような形で廃部という形が取られてきたという御説明であったと思います。

私、ここで考えるのは、当然希望者がいない部活というのも存続どうするのかという話は出てくると思うんです。1つあるのが、今現状、そのスポーツ系のバレーボールとかテニスとか卓球とか、バスケットボールとかあるんですけども、例えば、やっぱり中学校が、中学生ぐらいになってくるといろいろ児童の自主性というのが出てきます。例えば、僕はそんなに運動が得意じゃなかったけれども、バスケットボールが好きでバスケットボールやっていましたけれども、例えば、本当に運動が得意じゃないんだけど、歌が好きだとか音楽が好きだとか、またまして今の時代であれば、例えば、プログラミングだったりとかそういう文化的なところとか、あとは写真が好きだとか、そういう個々があると思うんですよ。選択肢としてこれしかない、これにそぐわない子たちはどうしようというところが出てくると思うんですけども、先ほど教育長からあったとおりの、両校とも原則加入ですということを取っていらっしゃるんですが、本当に運動が不得意だとか、勉学的なイメージは得意だけれどという子たちは、今後どうしていけばいいですかという選択肢だと思うんですよ。例えば、そのアンケートを取っているよといった中で、アンケートの取り方がちょっとどうだか僕も調査はし切れていませんが、今現状、この部活ですけども、どれ入りたいですかといったら選択肢はそれしかないですよ、中学に行ったら何やりたいですかというアンケートと僕が今言ったアンケートの取り方だと大分ニーズが変わってくると思うんですけども、その辺のアンケートの取り方とか、今言った運動があまり得意ではなくて文科系やりたい子たちの意見というのはどのように吸い取っているか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 今、笠井議員の言ったようにアンケートのあれがね、これはちょっと傾向分かるか、そういう中でアンケートの取り方が今、笠井議員が言ったように現在のクラブに対するこの加入、そこだとちょっと問題あるのではないかと考えております。

やっぱり文化も大事でございますから、その辺は子供たちがこういうことをやりたいようなことがあったら、それはそれなりに対応していかなければならないと考えておりますけれども、今現在の教育委員会の話を聞きますと、現在の教員の中で、それをやるのは大変厳しいと聞いておりますし、また新たに民間からのそういう指導者が出てくれば、また話が違ってきますもので、やっぱりそういう民間の指導者が多く出てその子供たちのことをやってくれることが町としては期待したいところでございます。

あとアンケートの内容について分かりますか。あと、アンケートのその取り方につきまして

ては教育委員会から。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 笠井議員のおっしゃるように、アンケートの調査はこれこれこういう部活動がありますが、どれに入りたいですか。第1希望、第2希望等の調査しか行っておりません。

文科系の部活動をつくることに関しては、各校、両校に提案をしてみたいとは思いますが、部活動となると必ず顧問がつかなければなりません。今、現状の部活動数においても、顧問の数がぎりぎりの状況です。

さらに先ほど申し上げたとおり、学校外での活動についても認めておりますので、例えば、水泳とか陸上とか、そのほか柔道等加入をしている生徒がおります。その生徒が、例えば、県大会とか中体連関係の大会に出るときには学校の教員が引率をしなければなりません。そんな形もあって、今の教員で今ある部活動を運営するのもぎりぎりの状況です。今後、例えば、文化部をつくったとなるとまたそこに顧問をつけなければならなくなったりすると、かなり難しいのかなということは予想されます。ただそういう運動が苦手な子供たちの活動を保障するという意味では、それを提案することは可能だと思います。

ただ現状ある部活動の中にも、ガイドラインにものせていただいているんですけども、スポーツを親しむことを目的とした形態の部活動を希望する生徒もいる。つまり、勝利至上主義じゃないんですけども、がちがちにこう厳しい活動をさせるだけではなくて、そういうことを親しむことを主眼とした活動も視野に入れて活動を行っていると思いますので、その辺で御理解いただきたいなと思います。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

アンケートに関しては、現状を考えれば好き勝手書いてと言ったら、いっぱい出てきちゃうというところもあるし、見方がね。今現状これだからというところで今後どうしていくというのはセオリー的にはあるかなと思っておりました。

何で僕が文科系、文科系と言うかということ、僕は何をしてほしいかということ、要はここにそぐわない、例えば本当に運動が、本当に苦手なんだと、嫌なんだという子供たちの逃げ道をつくってほしいんですよ。部活が、3番目にありますけれども、自由参加であればいいんです。自主性、指導要領にあるように、生徒の自主性でということであれば、自由参加であれ

別に運動系だけであっても、僕は問題ないと思うんです。ただどこかしらに所属しなきゃいけないですよと、学校が基本的に言っているのであれば、逃げ道をつくってあげなきゃいけないんじゃないですかと。

教育長が言うように、スポーツに触れたりとか体験するというのも確かに大事なんだけど、時代がやっぱり流れてきていて、僕らの時代のときみたいにスポーツやっていたら何かが鍛えられるとかね、体力がつくとかいうのも確かにあるかもしれないけれども、多様性という時代に来ている中で運動部しか選択肢がなくて、本当に運動は嫌なんだという子たちの逃げ道が今ないですよ。であれば、先ほど言ったように、先生たちの教員の数、生徒の数、部活動ぎりぎりという現状も理解はします。理解をするのであれば、僕は提案していきたいのは、今ある部活動の再編をしながら文化部の設立を目指す、ここだと思います。

例えば、バレー、バスケ、テニス、卓球と。だけれども、バレー部に関しては令和6年という形で、そのやっていく人がいないということなのかもしれないですし、男子卓球に関しては今年は入れていないですよというのが、じゃその後、2年後とかはそこ一つ空いたりとかしますよね。要は先が見えているものに関しては、そこで再編ができたりとか、前倒しでできたりとか、もし例えば、文化的な、僕が思っている文化部というのは、先日、下田の新聞にも僕が考えていることが出ちゃったなと思ったんですけども、そこ研究部みたいな感じでありましたけれども、例えば、町の広報、僕なんかは思っていたのは熱川中学校、稲取中学校で、中学校の活動を広報しながらそれを出していくような部活動、例えば、ホームページを自分たちで、部活動でつくってみたりとか、町の人たちのアンケートとかインタビュー取ってもいい。それにとって写真を撮ってみたりとかいう、そのホームページにプログラムを組むのにプログラミングを勉強してみたりとかいう総合的な、そういう部活動だったらできるんじゃないかなとずっと思っていたら、下田がそんな感じで出てきたので。なので、当方の小中一貫の検討委員会もあるので、ぜひこの辺はスピード持って検討していただかないと、本当に学校は好きだけれども、部活動が嫌だとかいう生徒たちも出てきて、あると思います、やっぱり。その人間関係をつくるということは、部活動は大事だと思っていますけれども、やはりそこで学校に行けないよという子たちが出てきても困るかなと僕は思っています。なので、生徒たちの逃げ道としてこういう文科系、音楽の今、吹奏楽でみんなでやらなくたって1人でやって、それを例えば、今は発信するものがいっぱいありますので、発表できる部分というのは別に大会だけじゃなくありますから、そういうところを監督できる先生がいればできるのではないかと思います、その辺はちょっと検討の余地があるかも

一回教えてもらっていいですか。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 大変貴重な御意見ありがとうございます。

教育委員会として、こういう考え方、文科系の部活動も設置したらどうということをご提案することはできます。ただ先ほど申し上げたとおり、最終的に判断するのは学校長の指導の下、部活動検討委員会という委員会がそれぞれの学校に位置づけられておりますので、その中で決めることですので、ここでちょっとお約束することはできないんですけれども、提案することはできますので、可能ですので、提案させていただきたいなというふうに思います。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 教育長がおっしゃるとおりで、最後決めるのは校長先生なんですけれども、やはり教育委員会から提案があるかないかというところで、またひとつ変わってくると思うんです。もし、僕が今日お話ししたことに少し耳を傾けていただければ、ぜひ提案をしていただいて、そういう子たちの場所だったりとか、もしそれが運動がやっぱり生徒たちの成長には運動部で鍛えたほうがいいんだということであれば、逆に言っちゃうと、学習指導要綱にあるように、自主性で、また課外クラブを部活動として認めているということで、これは全国的にもあるんですけれども、ただここもスポーツありきなんですよね、運動系ありきの話かなと僕は勝手に思っていて、例えば、絵画教室とか、本当に絵画教室とかだったらいいかもしれないんですけども、じゃ、ピアノとかいうところ、要は習い事と活動となかなかグレーなところとかは課外に認めてくれますかというところもあったりとかするので、その辺のガイドラインももう一回ちょっとしっかり保護者にも分かるようにしていただいていかないと、例えば、それは生徒もそうだし、保護者もそうなんだけれども、あの子たちは、あの子は部活動に入っていないくてほかのことをやっているととかいう形になってきちゃうと、生徒の中でも何でお前部活やんないんだという話も出てくるだろうし、なので、その辺の見直しと周知をもう一度検討しながら分かるようにしていただきたいというのをお願いします。

御返答あればお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 一応、ガイドラインは、全国的なガイドラインと県のガイドラインがあるんですけれども、その中に部活動に関しては週2日以上休みを取りなさいと、休みと

どうか活動をしなない日をつくりなさい。熱川中学校も、稲取中学校も毎週水曜日と土日のどちらかは休みにしなさい、するという形で決まっています。習い事をする生徒に関しては、ほぼ水曜日に通っていることが多いです。各学校の、例えば、ピアノに関してなんかは音楽の合唱コンクールの前なんかはやっぱり集中してやりたい。そういう場合なんかには水曜日以外でも、例えば水木金とか3日連続でやりたいなんていう場合にも認めています。ただ運動関係以外のピアノとか、絵画がちょっとあるかどうか分からないんですけども、そういうものに関しては、毎週、毎日やるというのはなかなかないのかなと、現段階ではそこは把握していません。ですので、その運動関係以外の学校外の活動、文科系の活動に関しても認めてはいます。その点、御了承ください。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 了解いたしました。

部活動に関して、2日間の休みというのは今ガイドラインの中にありますので、それは承知していますが、活動日数に関しては残りの5日、やらなければいけないという決まりはないんじゃないかなと僕は思っているのですが、その辺、先ほど言ったように、習い事というか、毎日やらないから部活動として課外活動が認められないというのは、またちょっとあれかなというところもあるので、その辺も含めて広く、例えば、じゃ週1日だったら認められないけれども週3日だったら認めるのかとかいうところは出てくると思いますので、本格的に、例えば、ピアノをずっとやっていてコンクール出るような子たちというのは、通って、先生の指導はもしかしたら週2日とか3日かもしれないけれども、家でやりたい時間はたくさんあるかもしれません。なので、そういうところの部分をしっかり聞き取って柔軟に対応していただければと思いますので、1問目の質問はここで終わりにします。答弁は大丈夫です。

○議長（稲葉義仁君） 次に第2問、通学路の安全確保についてを許します。

2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 2つ目の通学路の安全確保についてお伺いをします。

以前から質問をいたしておりますが、通学路の安全確保についてちょっとお伺いをさせていただきます、その後の進捗ですね。

昨年度だと思っておりますが、白田・片瀬地区の生徒と書いてありますが、生徒児童ですね、の保護者に対して通学路のアンケートを行っていただいたかと思っております。その後、僕が見忘れ

たかと思いましたが、アンケートの結果が保護者に開示されていなくて、昨年の参観日の後の懇談会の中でもその話がありましたので、アンケート結果を受けて、それはどのように活用というか開示をしていくのか教えてください。

2つ目は、小中一貫教育準備会で検討していくということで町長答弁がありました。なかなかコロナ禍で進められてはいないと思いますが、検討があったかどうか、いつまでにどうするかという進捗、今度の方針教えてください。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） これは通学路の質問の内容であります、質問内容が学校関係でありますので、まず教育長より答弁いたさせます。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） それでは、笠井議員の第2問、通学路の安全確保については2点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず1点目についてですが、熱川小学校では昨年の7月に片瀬・白田から通う児童、保護者を対象に通学路に関するアンケートを取り、実態把握をしました。その後、10月には通学路の変更希望調査を行ったようです。その結果、現在の通学路の変更を希望する児童、保護者はなかったとのことでした。

したがって、通学路を変える等の措置は取らず、引き続き、教職員、PTA、地域、警察による安全確認、清掃等を行っていくとのことでした。教育委員会といたしましても、小学校と連携し、これまで同様の安全確保に取り組んでいく所存です。

次に2点目についてですが、通学路のお話については、平成30年6月議会の一般質問で答弁いたしましたように、小中一貫教育を検討していく中で考えていく旨の回答をしております。

今月より、保護者や住民を対象とした小中一貫教育説明会を開催していくこととなっております、小中一貫校の環境整備を検討していく前の段階となっておりますので、具体的な内容はこれからとなります。

現状での通学路の件に関しましては、1点目で答弁したとおりでございます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

(2番 笠井政明君登壇)

○2番(笠井政明君) はい、すみません。ありがとうございます。

なるほど、前年10月の変更希望調査がということだったんですね。はい、了解しました。

アンケートに関してですが、保護者からの御意見はお伺いしているかどうかは存じませんが、先ほどの部活のアンケートと同じで選択肢が3つしかないという中で、赤川回りの、太田回りの道か、現行の道か、さあどっちがいいですかというアンケートだったと思います、ざっくり言っちゃうと。

この中で、そうなってくると皆さん悩んだと言っています。というのは、何かというと、子供のことを考えたらそれは時間が短いほうがいいと。通学時間が短い、距離が短いほうがいい。だけれども、安全だから通したいわけじゃないよという話です。単純に遠回りをしたら今より時間がかかっちゃうというところ、子供たちの負担を考えるとというところ。で、だから、現状のままという方が非常に多かったと僕は思っております。

その保護者の中から出てきた中の一言は、何でスクールバスの選択肢がなかったんですかということ。アンケートの段階でなぜそこがないかというところ、それは非常に言われました。なので、あの選択肢しかなければ、子供たちの考え、子供たちの負担を考えたり時間を考えれば現状のままという答えが多いのは、アンケートを取らなくても分かりそうかなというところありますよね。フリースペースのところとかも、聞くだけで、選択肢というか3つしかなくてどれにしますか、その後で変更希望があれば希望しますというのも、先ほど言ったように求めている、保護者が思っている回答ができないからそのまんま。だから、要は希望されているスクールバスの部分とかその危険な部分というのは解消されていない気がするんです。確かに距離の部分で、じゃ危ないけれども通っていいよという考え方であるのであれば、学校も、町も危険は承知していますけれども、通っていいよということであるのであれば、そこの部分の責任の所在の在り方をはっきり町が出すべきだと思いますし、それが嫌だったら車で送ってくださいぐらいのことも言っちゃってもいいと思うんだけど。今のままだと通学路という形で熱川小学校の中では、坂町も、堀切もなっていると思います。なので、その辺の考え方、もう一回だけ聞きたいと思います。教育長は前のときに当然いなかったのであれなんですけれども、町長とかにお伺いしたいと思います。

○議長(稲葉義仁君) 町長。

○町長(太田長八君) 通学路に関しましては、もうどういふのをアンケートを取ったかというのは分かりません。これは申し訳ないと思っています。

そういう中で、笠井議員が言ったように現況か、または迂回路、2回の時点でそれだけか、またはそれ以外には当然父兄に対するその他何か御意見等がございましたらという項目がなかった。ちょっとその辺はアンケート調査を見せていただきたいと思います。当然それだけではなくて、その他父兄の御意見とかそういうことございませんかという項目はあるのではないかと推測いたしますけれども、その辺ちょっと確認させていただきたいと思います。

そこでスクールバスがなかったと考えている中で、町は以前からも基本的には小中一貫の中で、できなくても、私は前回、小中一貫を行うのにスクールバスについても検討するということは言った記憶はありますけれども、基本的には教育的なとかいろいろな面がありましてスクールバスは結構厳しいのかなと考えておりますので、小中一貫になったときはある程度、その連結を図った中でこれはやる、ある程度は考えなきゃいけないかなとは考えておりますので、あくまで小中一貫のその委員会も開催しておりませんもので、その辺はまだ全然回答が出ていないということで、これは御理解願いたいと思います。

やっぱり通学路につきましては、笠井議員が言ったとおり、危ないことは重々承知している中で、やっぱり以前言ったように当局の前の教育長、そしてPTA、それから学校の先生、一応その中である程度見ました。そうするとほとんどが他人の所有地なんですね。そこを町がやることはなかなかできませんもので、その辺は学校サイドが十分に認識した中で、危ないときはちゃんと教育委員会がついて指導しているようなことも聞いておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

今の現状の通学路に対しては、整備することは大変また他人の土地、またお金も相当かかりますので、これは以前のPTAとの話合いの中で、なるべくそのようないいような方法でこの通学路をやりたいということをある程度前のPTAと話合いをしております。

そういう中で今後小中一貫になったときに、じゃどのような方向が一番いいかということはまだそれは検討していくと考えております。町はいずれにしてもそういう考えで変わりませんもので、その辺は御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） はい、ありがとうございます。

そうですね。前の答弁もそうでしたからそういうことだろうとは思っていますけれども。要は何かと云ったら、ここを例に出しているのは、白田・片瀬の通学路には出していますけ

れども、全体的に危ない箇所があったりとか、今までもPTA等歩いていただいているということなんですけれども、なかなかやっぱり全部が全部、民有地、ほぼほぼ民有地だったりとかするので危ないよねで終わっていますよねということなんです、僕が言いたいのは。その危ないよねがいつまで危ないよねでいられますかねという話なんです。要は逆を言っちゃえば危険を知っているのに何もしなかったよねと言い方を取れますよね、逆を言っちゃえば。手が出せないという町長のおっしゃることも言えるんですけども、ちょっとお金の話は抜きにして話をします。

例えば、本当に危なかったら行政代執行で町のものにしてしまうってできますよね。お金の話は抜きにしてですよ。本当に危なかったら。だけれども、お金の部分を考えて手出せないというのは究極の言い方すると手を出さないという選択肢を取っている、これも取れますよね。お金の話は抜きにします。現実問題を言っちゃうとそのお金の問題が出てきたりとかいろいろあるんですけども、できるかできないかの2択で言ったらできないうえ、できますよね。じゃ、そうしたらお金の話どうしようという話が出てくるかもしれないけれども、現状で手出せないんですよというところを言うけれども、確かに安全面を見てもらって理解してもらって歩いてもらっていますというのは、もうずっと昔からそうだから、やっぱり変わってくることもあるし、倒木の写真も出したこともあるし、じゃどこでその考え方が変わりますかねというところなんです。例えば、じゃ通学路は白田・片瀬に関しては廃止しますとか言っちゃって、集団下校のときは太田通りますけれども、通常時はお任せしますという形でもいいです。その代わり、リスクは保護者の方も理解していただいて、通す通さないは保護者の人という形も取ってもいいと思うんですけども、今は何か学校があそこを通学路みたいな形にしているし、集団下校も通させている。危ないよねと保護者が言っても、いや民地なんで手出せないんです、皆さん、理解してくださいという形で終わっちゃっている気がするんです。じゃこれで万が一、何かあったときに町はどうしますか。理解を、御理解、危ないのは知っていただいていたよね。だから、危なかったんですよと言っで終わっちゃうのか、いや、知っていたんだけど手出せなくて申し訳ございませんと言うのか。やっとなんかそういうふうになって動くのか。でも、その辺の根本的な考え方というのはちょっと教育長でも、町長でもいいんですけども聞きたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には通学路は赤川だけでも、稲小でも危ないところが結構ありますよ。そういう中で要望があつて、このブロック塀何とかしてくれとか、民間もできませ

ん。やっぱりそういうことも、通学路に関しては赤川だけの問題ではなくて、基本的にはもう稲小、熱小、大川はなくなりましたけれども、いろいろな面でその危ないところがいっぱいあります。

そういう中で、町ができるところもそれは対応しておりますもので、できないところはもう致し方ないもので、そこに責任が出たらどうなるか、それはもう基本的にはもう町が責任を持ちちゃうしかないと考えております。当然、通学路はこういう状況じゃないとできない、それはマスコミは一喝することは分かりません。

しかしながら、現状の法的の中ではこれはなかなか、民間の人がやってもお金がかかるものだからできなかったということはもうはっきり言わせていただきます。その辺はもう責任の所在という中で、やっぱり整備できるところはそれは整備いたしますよ、はっきり言って。そういう点、今までは稲小、熱小のところも、赤川以外のところで通学路の点検した中で対応できるものは全て対応しておりますけれども、民地に関しては一切これはできませんので、その辺は申し訳ないけれども、直ると思いません。その点責任所在というのは、それはあくまでもこれは町の責任がある中でしなくちゃね。中でもやりたがっているのは民地だと思うんです、できなかったのは。これはもうたとえマスコミが責め寄ってもいたします。これは一貫してもうそういう考えなので、もう法的にはできなかったという中で、それで通学路のまた移動とかそういうことは当然考えられると思います。

今後、またその中で笠井議員がそういう提案に対しまして、私は一貫してそういうことを答弁してきましたけれども、それでこれからそういう体制、中学に対しましては、じゃちょっとまた皆さん見直しますよということは、また後でそういうこともアンケートをまたちょっと内容、どういう内容で取ったかということをもたちょっと見させていただきたいと考えております。だけれども、その中で町といたしましては、その一端としてスクールバスを通してのその立地項目を入れる気持ちも実際ありませんもので、その辺は御理解願いたいと。

それから、やっぱり児童が一番安全な通学路、これは笠井議員が言われているとおりでございますもので、これもまた代が替われば違う方法にまた行くようなことも考えられえますもので、その辺は児童の安全、通学路の安全性を、これは確保していくのが町の責任でございますので、それについて町が真摯に対応していきたい、そう考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

(2番 笠井政明君登壇)

○2番(笠井政明君) ありがとうございます。

それは町全体も問題が出てくる、町長が言ったとおりなんです。いろいろなところにいるいろいろなリスクがある。僕が言いたいのは、要は知っていてそれをやれるところはやりますと言っているんだけど、本当に危ないから説明をすとかいう努力だったりとか、そういうところも、だからスタンスとしてですけども、この危ないのは町も分かっています、教育委員会も分かっています。だけれども、そこの選択肢を取るのは保護者なので、そのほうのその方々のリスクも考えてくださいねと説明するのか、いやいや町は危ないのを分かっている直せるところは直すんですけども、直せないからしょうがないよねと言っていくのと、やっぱりちょっと捉え方変わってくるかなと思うんです。

なので、行政のそのお金の問題とかいろいろな問題があって、そんな全部直せないのは僕も分かっていますし、でも、僕が思うのはいい例だったと思うのは、あの大阪のブロック塀の件ですよ。要は今まで危ないんじゃないかと言っていて、何もなくて国も、別に町がというわけじゃないですよ。国もそうだけれども、ああいうふうには被害が出たらすぐに一斉点検をなさみたいになってきたりとかしてくるわけじゃないですか。だから、それがもうちょっとミニマムにしていけば町だって同じようなことが起こる可能性があるから、事前にやっぱりどこが危なくて、それをちゃんと保護者に説明をしていったりとか、ちゃんとそこで保護者の人がどういうふうに通学方法を望んでいるのか。町長からすれば、耳の痛い話かもしれないし、スクールバスって話が出てくるかもしれないし、出てくるかもしれないけれども、そこは丁寧に、例えば、費用の問題だったりとかいろいろな問題を説明して行って、だから今現状できないんだと。だけれども、本当にお母さんたちが心配で心配でというのであれば、申し訳ないんですけども送り迎えも辞さないのでもしてくださいとかね、歩かせるのであれば、こっちの道のほうが安全なので遠回りになりますけれどもどうですかという御提案をして行って、そこまでやって、最終的に取るのは保護者じゃないですかといところ。だから、お金がないからとか民地だから危ないんだけど、じゃそのままに指定していくのはどうなのっていうところ。です。

だから、町としては指定はするけれども、これだけリスクがあるよという説明を何かしていかないと、何となくそのこの地区はそこを通っているからみたいなどころもあるかなと思っています。どんどんやっぱり人数が少なくなってくると、その問題出てくるし、町長言ったように、小中一貫のときにはという話もあるんですけども、だけれども、小中一貫だと、今

の方針でいくと稲取、熱川、それぞれ一つですよ。今の現状と通学に関しては多分変わらない、さほど変わらない。なので、そこでスクールバスの問題が出てきても、今現状であまり検討をしていないのであれば同じかなと僕は個人的には思っているんだけど。

その小中一貫にするからスクールバス出すよみたいなのもちょっと変だなとは思っていますので、だから、その辺を踏まえて検討委員会、これからですので、どういうふうにやっていったらいいのかとか、ルールを改めて検討しながら、それは熱川だけの話じゃないし、稲取だって当然距離が長くなってきて1人でいる時間が長くなったりする危険性だったりとかもあるし、そういうところを考えると、何だったら通学路に関して本当に保護者の方々が理解ができるような丁寧な説明をやっぴりしていくしかなくて、この年したから来年はしなくていいとかではないと思うんですよ、PTAも替わるしね。だから、その辺は密にやっぴり連絡取っていつてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） その通学路に関しては、本当は大阪のそのブロック塀ね。ただそこで自治体に来るだと思ったですよ。当然それはもう自治体が詰めるしかしようがないと思うんです。うちの町も、稲小がブロック塀危ないんですよ。すぐ撤去した。要するにできるところは全部撤去して、その通学路の安全を確保しております。

やっぴり行政がやって、これ国が分かっている、そういうような、それで事故が起きた。これはもう本当に自治体の責任でございます。その中でブロック塀に関しては、もう稲小とか熱小に関して、そういう民地の中、それに関してはもう一切その危険性がありますので、そこは行政としてやらなければならないこと。それとやっぴり子供たちも学校評議員かな、そういう中で1年話し合っただけでやっぴり学校の子供たちはその通学路に対していろいろ提案してくれます。それはまずうちは建設課が見ます。そうすると私も行って見たこともありますし、子供たちがそうやって自分で見た目線の中で一応やっている。それは必ずこういう状況になるとこれはできないよということで、子供たち下調べしております。やっぴりそれはまた行政の責任でございますもので、それと今言ったような、今度は通学路の赤川のところね。これはこういう危険がありますよということ、これは言わなきゃならないと考えておりますけれども。やっぴりそういう中でまた年1回、子供たちとまた行政、そしてまた学校評議員、学校が入った中でまたやりますので。というのは、そういう話がそういうもの、笠井議員から出ておりますけれども、一応学校サイドのいつも安全会、そのアンケートの内容がいかげなものかと思っておりますけれども、そういう回答も来たということなく、学校もそういう対応し

ておりますもので、それで可かなと考えています。

また笠井議員もまた御質問をいただいて、再度またちょっと熱川小学校の、そのアンケート内容、どのようなアンケート内容をしたかを確認した中で、もしかしたらまたよりよいアンケートをまた取らせていただくかも分かりません。それまた教育委員会と相談しながら、町といたしましては対応して行って、そう考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

この問題に関しては、ここ何年で解決するというよりかはもうずっと続いていく問題だと思います。ただやり方の問題で、先ほど町長が言ったように、生徒と歩いていただいたりとかして意見交換してもらっていると思います。それは熱川も、稲取もやってもらっていると思うんだけど、要は子供たちが言っていたのは、言って、あそこが危ない、ここが危ないと言っても、やっぱり直らないなというのがあったりとかして、言ったんだけどな、直らないんだよなど、子供たちが素直にそう言います。そこのところを大人の事情で直せないのは分かるんです。だから、子供に対しても、お母さんたちに言ったからじゃなくて、子供に対してもここはそうだよ、危ないよね。でもねって、例えば、町長が言ったとしたら、町長も直したいんだけど、なかなかお金がかかって大変なんだと、本当に危ないと思ったら、こっち側の道からも行けるんだけど、遠くなるけれどもみんなどうっていうような、子供にも聞いてあげる。子供がそれでいいと言ったら、お母さんたちもそうかってなるかもしれないですよ。だから、そういうただ保護者に対してこうですよ、ああですよの説明も大事。だけれども、本当に通っている児童生徒、ここもやっぱり理解をしていただけないと、やってくれない印象だけ残っちゃう。だから、僕はやっていく中でやっぱり付き合っ付き合っ行って、変な話、それが1年、2年でできれば、いる子たちは、ああ僕たちの意見が分かってくれてやってくれたんだと思うかもしれないけれども、お金の問題だったりとかいろいろな問題、1か所で全部できないので、5年とかかかるかもしれない。でも、そうすると、その子供たちが言ったときにはもうここにいないで、あるときにああやってくれたんだと思うその時間があるので、なるべく子供たちの理解を求めてもらいながら、かつ理解を求めてもらうということは、もう一回、危険な部分を理解していただくということに僕はつながると思います。

ですので、その中で、もしかしたらスクールバスに関しては、分からないですよ、親が言っているだけかもしれない。子供たちは歩いていきたいんだと言っているかもしれない。そしたら、そういう危険を取り払うようなルートの説明、子供たちにもちゃんと意見を聞いてやっていこうよという方向で今後ちょっと進めていっていただきたいと思うんです。特に統合の住民委員会がありますので、そこに関しても、そういうふうな子供たちの意見というのを聞きながら、通学路の問題だけではなくて進めていただきたいと思いますので、これで質問を終わりたいと思います。

答弁あればお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） その子供たちの要望ができないということ。多分町といたしましては、一応その委員会、交通安全システムかな、それと行政、そして学校、評議員入った中で一応要望の中で見た中で、それに対する回答は多分出しております。こういう状況でこれはできませんよとか、これはやりますよという一応要望の回答は、出た子供たちには教えています。笠井議員言ったとおりです、その子供たちが、ちょっと私は、またそれは確認していますけれども、何しろその要望に対しては一応こういうことでこういうわけできないとか、そういう回答はもう出しているつもりでございますもので、もしそれがまた間違っていたらごめんなさい。一応、町といたしましては、子供たちが真剣に考えたことは、やっぱり町といたしましても真剣にこれ回答しなきゃならないと考えております。その辺は御理解願いたい。またそれ確認してみますので。やっぱり子供たちの意見、大変、やっぱり我々の目線を見た通学路と子供たちの見た通学路、これケースは違いますもので、町といたしましては、当然子供たちのその意見大事にしたいと考えておりますもので、子供たちの提案に対しましては、できるものはどんどん対応しているということだけは御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 以上で笠井議員の一般質問を終結します。

この際、2時5分まで休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時05分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

---

◇ 山 田 直 志 君

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員より一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、介護問題についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 通告に基づきまして議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

まず、介護問題について質問いたします。

今年度からの介護保険料は、我が町は据置きとなり、基準額が年額5万8,000円、月額4,840円で、これは静岡新聞の報道によると県下で一番安い保険料のこのようでございます。そこで介護保険の運営に関して町民の介護の状況について、まず以下の点について質問いたします。

1、地域包括支援センターの受付相談数、また相談内容の種別、相談の解決、未解決の状況は。

2、介護認定者のサービス利用状況は（要支援、介護認定者別）にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 山田議員の第1問、介護問題については2点からの質問ですので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、地域包括支援センターの相談件数につきましては、4月1か月の延べ件数ですが、231件となっており、内訳は、新規相談が24件、継続相談が207件となっております。相談内容につきましては、介護保険・福祉サービスの利用についてが最も多く、

次いで、医療や保健関係についての相談や、ケアマネジャーからの相談などになっております。継続して支援の必要な成年後見制度利用などの権利擁護についての相談、また独居高齢者の安否確認、体調急変への対応なども行っております。

次に2点目についてですが、3月末の要介護認定者は、要支援認定者が188人、要介護認定者が606人で合計794人となっております。そのうち、居宅介護サービス受給者が、要支援認定者で68人、要介護認定者が404人、合計で472人となり、認定者全体の59.4%を占めております。地域密着型介護サービスの受給者は、要支援認定者で2名、要介護認定者が118名、合計で120名、認定者全体の15.1%の方が利用しております。施設介護サービス受給者は、要介護認定者の方になり99名、12.5%の方が利用している状況です。

次に、施設入所者の待機者数につきましては、県が毎年実施しております特別養護老人ホームの入所希望者調査によると、令和2年4月1日現在、入所希望数は実人数で24名、そのうち在宅で6か月以内の入所希望者が9名、さらにその中で静岡県の優先入所指針に照らし、必要性が高いと判断される方は5名となっております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、この町の今のやつで言うと、1年で考えると2,400円ぐらいになるのかなという感じ。ちょっとこれ時期をやっぱり一緒にするというのもあるので、2018年度、平成30年度でこれ決算ベースでちょっと他町と比較させていただきますと、東伊豆町が2,100件、南伊豆町は177件、河津町が817件、これ決算の説明資料から取った数字なんです。

うちの町は地域包括支援センターに対してこれだけ相談が多いというのは、信頼性があるという面もあるのかなというふうに思うんですけども、町長、こういう数字、ほかの町と比べるということ、僕もちょっと実は質問を通告してからこの数が多いのかな少ないのかなというので、ちょっとほかの町と比較してみたら随分違うなど、この辺の数字について、町長、どう見ておりますか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） やっぱりこれだけの差があるということは、その介護者に対するその心配事じゃないですが、不安要素が結構ほかの町に比べて多いのかな、そういう感じで受け取っております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、結局ね、やっぱりその多いということはそういうことだと思うんですね。それで、そこでお手元にその資料を配付してありますが、町長、これうれしいことなんですね。東伊豆町の介護保険料が県下で一番安いと、これはね、働き盛りの世代からすると保険料が安いというのは大変うれしいことではある。だけれども、同時にここで私、聞きたいのは、基金がやっぱりどうでしょうか、賀茂郡のほかの市町に比べても、東伊豆町が一番多いという、こういう状況もあります。町長は、これどうでしょうか、町長としてはこういう状況というのは、町長としてこういうことを想定してこういう目標に向かってやってきたというようなお考えですか。どういうふうにこの数、この今一番安くなっているという、この事態をどういうふうに受け止めておられますか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） これは現場の職員の見立て、これがよかったという考えで、やっぱり現場職員の能力、これが高かったんじゃないかと考えております。

しかしながら、やっぱり介護におきましては、基金を積むのはいかななものかと私は考えておりますけれども、基本的にはうちの職員の能力が高かったもので現状このように自然になっている、そういう理解をしておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、やっぱりそこでね、お手元にある2枚目の資料を御覧いただきたいと思うんですが、2枚目にある数で言うと、特に人口が賀茂郡の中で言えば、多いということはあるんだけど、介護認定者の要支援や要介護の認定者が特別東伊豆町が少ないとか多いわけじゃないんですね。これは数値的に確認できる内容。3枚目を見ていただくと、ここにあるように東伊豆町の介護保険料がなぜ安いかということの一番大きな理由は、施設介護サービス費が極端に安いわけです。施設介護を受けている人数も、人口も、介護認定者の数が少ない南伊豆や河津よりもはるかに少ない。だから、施設介護サービス費の給付額が極端に少ないんですよ。このことが我が町のその保険料の安さの、ある面大きな要因としてあると。ただ一方で、居宅介護サービス費、ヘルパーの派遣等々の部分が利用している人数に対して多いんじゃないかという部分があるんですよ。これは、その下にある各町の施設状況を見ていただきたいんです。

ここで介護の施設といえば、特別養護老人ホームや老健施設、グループホーム。小規模多機能とかまでが、これは介護の施設ですよ。でも、東伊豆町は現実に老健施設などがない。特養のベッド数も50床しかない。どこへ行っているかという、住宅型の有料老人ホームを利用せざるを得ない状況なんです。介護認定者の数は比率的には変わらないのに、施設サービスを受けている人がうんと少ないというのは、町内に施設がないからほかの町へ行くのか、ほかの町に行かないで住宅型の有料老人ホームを使っているということで施設介護サービス費が少ないし、また住宅型の有料老人ホームを利用しているので、居宅介護サービス費が増えるんです。言え、介護の3や4、5、本来なら特養に入ってもいい人たちが入れないから、住宅型の有料老人ホームに入ってヘルパーサービスを使うから介護の単価が当然介護の3と介護の5を比べれば、介護の5のほうが単価が高いわけです。そういう人たちがこういう形にいるということによって、保険料が安くなっているということの今状況だというふうに私は思っております。幾つかの介護事業者にもお話し聞きましたけれども、大体そうだろうと、少ない中で。

そこでちょっと事務的に担当課のほうにお聞きしたいんですけども、町民が、例えば河津や下田や伊東の施設を利用する場合には、当然公平に平等にということではなくて、当然地元の人が地元の施設を申請する場合は、地元加算という形で底上げで優遇されますよね。これは制度的に確かにそうですよね。そのことをちょっと確認したいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいまの質問につきましては、特別養護老人ホームの入所指針というのがございまして、それにつきましては、地元の加算で何点、独居で何点というふうなものがありまして、入所するときにはそれを参考にして順番が決まっていくというふうになっております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） そうするともう一点、ちょっと事務的に確認をさせていただきますけれども、そうしますと、例えば、東伊豆町と河津の人が河津の施設に入ろうとしたときに、地元加算があるということになれば、同じ生活環境と介護状況だった場合には、当然今の地元加算があるということは河津の人のほうが優先されるということですよ。その加算というより点数でやっていくというわけだから、東伊豆の人間が河津の施設に申し込んだ場合に

は加算つかないわけだから、同じ生活環境、いや独居であって同じ介護の4だとか5だった場合には当然地元の人が優先されるわけですよ、制度は。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） 同条件の中で住んでいる場所だけが違うということであれば、おっしゃるとおりであります。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長ね、今まで施設が特別養護老人ホームだけでやってきて、町長はやっぱり前、この施設整備しないのかと言ったら、町民の半数から値上げしてもいいよというような声もなければ、町としてはということを書いてこられた。今の状況はその中で来たんで、過去のことを責めるということは、ここは今日はしないんですけれども、今後の問題ですよ。一番今この時点で考えなきゃならないのは、予算の審議の中でも議論をしてきたんだけど、団塊の世代がこれからどんどん後期高齢者に移っていく。そういう人数の多い人たちの中から当然介護認定されるような人が増えてきたときに、町内に今施設がない状況が続いた場合にどうなるのかと、同じような介護条件を受けても東伊豆の人間は入ることが、どうしたって地元で施設のある人よりも一歩遅れなければ、一歩重たくなっている。介護者であれ、家族の負担がその分余計に負担をしていただかなければ施設に入ることを、例えば、それが1か月であるのか、2か月であるのか待たなければ施設に入れないというような今状況なわけですよ。だから、特別養護老人ホームや老健の問題に目を向けてきたけれども、現実はこの民間の方々住宅型の有料老人ホームやっているとこのところが受け皿になって施設をやってきたけれども、今後もうこの形で増える介護認定者に対応できるのか、これがやっぱり一番問題だと思うんですよ。

私は、ぜひ町長に、今までは確かに施設建設は即やっぱり保険料のアップにつながるという見方は確かにそうなんですけれども、今増えるだろうと言われているこの段階で難しいかもしれないけれども、施設建設についても、当然間違えるわけじゃないんですけれどもね。やっぱり考え直さないと、今までと同じように保険料が高くなるから施設建設は町も簡単に認めないよというようなその姿勢のままだったらいけないんじゃないかと思うんですよ。どうお考えですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 全く山田議員の考え、時代によってやっぱり考えを変えなきゃいけない

いと思いますけれども、今現状、今年3か年の計画、たしか今年だよ。そうなるともう手を挙げてくる養護、ありませんでした。やっぱり今後、この業種に対して手を挙げてくるところがあるかどうか。やっぱり町といたしましては、ある程度考えを変えた中で今後その増えるだろう団塊の世代ということ、介護ね。これやらなきゃならないとまず考えております。

その中でやっぱり一番の問題は、私はまず現あるところに昔は、数年前か、増床をお願いしたときに駄目になった記憶があります。当初この特別養護老人ホームを各自治体が建てる時に、やっぱりほかは自治体が結構応援したんですよ。そうだけれども、うちの町は全然しませんでしたよ。やっぱり相当ネックがあると思いますよ。そういう中でやっぱりそれは過去のことで、それはもう無しとして、今後団塊の世代の人、ある程度その考えを変えた中でやっぱり当然、今度は自分の町の高齢者が増えれば、それはそれに対する計算を取らなきゃならないと考えておりますもので、それはやっぱりある程度、柔軟な考えでなければならない、そういう考えでございます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 本当にこれはうちの町に施設が足りないことによって、周辺市町にも影響を与えかねない問題です。ただ町長が今言われたことで言うと、もう介護事業者の方々は、今自分たちの力でやるというような状況にははっきり言ってないというふうに、私は個人的には聞いています。というのは、もう団塊の世代が後期高齢者になるということは、いわゆる2045年問題ではないけれども、この20年はお客さんがあるかもしれないけれども、その先のお客さんのことを考えると事業が成り立つのかというような、やっぱり全て民間の方々をお願いするとしたら、民間は今もう既に人口が減り、一時的には増えるであろう介護認定者も20年先から減少になるのではないかとすると、事業としてやっぱり成り立つのかというような状況にまでに今立ち至っています。

そうしますと、町長、町が今言われたように、町長、ほかの町がやっていたようなことについて言われましたけれども、例えば、今後、町で先ほど来出ているような小中学校のいわゆる統合問題というのが出てきて、やっぱり空いていく校舎という問題があるわけですね。介護の事業者にも、だから、全てのイニシャルコストを、いわゆる建設費全て持ってゼロから新しいものを全部整備するといえ、その負担はやっぱり大変なわけで回収できないので

はないかという問題です。

もし、町がこの今の介護保険の状況を考えたときに、やっぱり一定の施設整備が必要だと、ある程度のベッド数を確保しなければいけないということであれば、ゼロから建物建てるではなくて、今空くかもしれないという建物の活用ということや、それに対して多少の支援をするというような、やっぱり町のそういう支援策がなければ、今はもう民間の方々はなかなかこの施設の問題は手を出せないのではないか。この点はただ募集して来ないというような状況ではなくて、もう既に事業として見ると、やっぱりこの20年間ぐらいは事業として成り立つけれども、そういうことを考えると借金とか人手確保というのは難しいという。この状況ですから、ぜひ町長、今少し柔軟に考えるということであれば、どこがとは言いませんけれども、その統廃合によって生まれる公共施設というものも出てくるんでありますから、そういうものを活用するというをやっぱり柱に御検討いただく必要があると思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、今そういうのは提案されます。これは一つ、これから本当統合により建物が空いてくる。それで今、山田議員がひとつ提案として受け止めさせていただきたいと考えております。町としても、統合して空いたところはまたいろいろな考え方もありますので、それは一つの提案としてまた考えさせていただきたい。

そういう中で、やっぱり町といたしましても、民間業者が20年間やるとすると先がいかかなものかと、やっぱり公共施設としての建物を、公共施設としても今、行革とかいろいろなことをやっています。それはやっぱり違うと言え、そういう人は行政が見なきゃなんない。そうしたら、赤字はもう覚悟しなければいけないというね、それは考えています。それをいかにして少なくするか、そういうことを十分検討した中でやっぱり行政が支援しなきゃならないときは、行政は支援していきたいと考えておりますけれども、やっぱり何かの後々お荷物にならないような、そういう、20年、30年先はこの町は特養も一つでいいのかと、そういうことも考えられますので、人口形態によって、それを十分に理解した中で、今、山田議員が提案した、その空いた建物、それを使って建てる、そういうことも考慮した中で検討していきたいと考えておりますので、以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） あと町長ね、もう一つは先ほどの認定者のサービス給付の実情から見ると、もう一つ見えてくるのは、やっぱり人手不足、介護施設の人手不足という問題

が一方にはかなりあるんですよ。私もちょっと今年に入ってから2件ぐらい要支援の方の対応で、要支援のケアマネとの話でデイサービス通いたいのので、せめて週1回通いたいよねなんていう話があるんだけど、なかなか要支援だと受け入れることができないような状況があります。それが2か月、3か月たって介護施設にいた方が病院に入院するというようなことで空きができたときに、何とかこう週1回通えるように何か月か待つてなるとか、誰かが入院するなどのことによって空きが出たらその3回を2回にしたりとかいろいろな形で1回受けるとかね。それ現実問題は各事業所のところでは人手不足がかなり深刻に進んでいます。介護保険をやるころ、これが立ち上がるころだとただ下田あたりへ行ってヘルパーの資格を取ろうとか言って、今ヘルパーという形ではなくて介護専門員だとかいろいろな名前をやっていますけれども、これもだんだん専門性も高くなってきて、この間ちょっと調べてみたら、例えば、昔のヘルパー2級ぐらいの専門員になると100時間ぐらいの講習や実習を受けなきゃならない。これもじゃ下田で受けられていいのかというと、一番近くても伊豆市か沼津ですね。沼津あたりへ通わないといけない。100時間の講義、講習を受けるということは、単純に言えば2週間ぐらいの時間も当然必要になると。これをじゃ介護事業所が簡単に今そんな余裕があるのかというと、はっきり言うとそんな余裕も、今のコロナの問題もあるんだけど、ないですよ。もうこのところも、介護の担い手が町の中変わって本当に少なくなると。これはね、町長、先ほどの介護の施設もそうなんだけど、ヘルパーを含めて介護のこの担い手がいないということは、介護保険というものが、この間回覧板でこういう地域福祉計画や何かのことがいろいろいいことは書いてありましたが、言っても、保険として成り立たなくなっちゃうんです。介護保険が、介護が必要になったら、その介護は社会全体で介護をお手伝いしますよと言って介護保険で保険料取ってサービスを提供しているんだけど、安いばかりに目が行って施設がありません、いざデイサービスやヘルパーを頼もうと思ったら人手がなくてサービス受けられませんということになると、この介護保険というものが保険じゃなくなっちゃうじゃないですか。保険本来の役割が果たせないという事態に今来ているのではないかなというふうに思うんです。

一番最初に聞いた地域包括支援センターの相談数が、例えば、南伊豆やなんか比べても各段に多いというのは、やっぱり施設が足りないとかサービスが足りないとか、こういうことに起因しているところって大きいと思うんですよ。

ということで、これはやっぱり介護の問題として介護の担い手をどうつくるのか、地域福祉計画や何かではやっぱりいわゆるボランティアの活用だとかいろいろなことも書いてあり

ますけれども、今介護保険で本来提供しなきゃなんない介護サービスの担い手自体が今不足しているという、このことについて、町としても本気に考えを持たないと、これは本当にまさにこの間、商工会との話合いの中でも3Kだと言っていましたよね、3K。観光、介護、建設、人手不足が非常に顕著ですと。こういう状況で、これはだから、それぞれの産業を守れないということもあるでしょうけれども、同時に介護保険をやっている町民を町が守れなくなるという、この事態に私は直面しているんじゃないかと、この介護の担い手をどうつくるのかということについて真剣に考えていく必要があると思うんですけれども、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず介護保険料が安いということだったです。サービスがほかの町に比べて同じぐらいだと私は考えています。その辺ちょっと現課の方から説明させていただきます。

それでやっぱり担い手、これは大変重要な課題でございます。当然今後この担い手がなければ、こういうサービス受けられませんもので、それはやっぱり町としても何かしらの手を打たなければならないと考えます。

それでどのような方法がいいかという、その現場と相談しながら、よりよいこの東伊豆町にとってその担い手の育成、どのような方法がいいかということはまた現場と相談してから今後検討していきたいと。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長ね、お手元に配付しております資料で外出支援策、または各種生活支援事業、見ていただくとやっぱり必ずしも東伊豆町がほかと同じじゃないんですよ。確かに南伊豆町は、県下一介護保険料は高いんですけども、独り暮らしの高齢者世帯へのごみ出し支援や日常生活の支援、買物支援とか、こういう事業をどんどん取り組んでいるじゃないですか。地域の巡回バスについても、これはもう今年からですけども、今年度から地域ボランティアによる支援というのも始めたり、だから昔で、昔の言葉がいいかどうか分からないですけども、昔で言った介護保険の横出しというのをどんどん各市町取り組んでいるんですよ。うちの町はだから基本的な居宅サービスであったり、施設介護サービスとかいう枠は決められたマニュアルのものどおりやっているけれども、地域に住んでいるお年寄り

が必要としているような支援というのを横出しでやるというようなことはやっていないんですよ。これちゃんと決算書から拾ったものですから、はい。

町長ね、そこでこれ18年度決算のあれでいくと2億2,000万ぐらい、これ介護保険の基金あるわけですよ。つまり1,000万円ずつ取り崩したって20年間使えるわけですよ、ちょうどね。本当にこの独り暮らしの高齢者や世帯への支援だとか配食であり、いろいろやろうと思えば、取り崩す金額があったとしても、サービスってこれ結構やれるんじゃないんですか。施設サービスは建物を造らず少なくとも民間任せにして、こういう人が生活するのに必要なサービスさえ、やっぱりやってこなかったら、この町でお年寄りの皆さん暮らしていけないじゃないですか。基金を思い切って活用して横出しのサービスをするということを真剣に考えられませんか。いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず地域循環バスね、これはね、うちの町は数はすぐやれますよ。何回も言っている、数があればその地域循環バス出す交付金、助成金ありますから。この前も答弁したように、この地域循環バスに対しましては、もう町はやりたくてしようがない中で、今こういう状況の中で財政見るとちょっと厳しい。過疎地に指定されれば、これは最初にやりたい事業でございます。その辺は御理解願いたいと思います。

やっぱり南伊豆も検討中、ボランティアによる支援、これは遅いですよ、はっきり言って。もう前から過疎があるんですから、そういう過疎債を利用した中で地域循環バスできますからね。私に言わせれば、南伊豆は今さら何をやっているんだと私は言いたくなってきますよ。やっぱりそれだけもう情報に対しましては、もう国・県の、国のほうのね、情報、やっぱりそういうことはもうアンテナ高くする中で、もう過疎であればこれは当然やるべき事業だと考えておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

さらに、この独り暮らしの高齢者への支援、この横に対する、これやっぱり今、山田議員が言っていることは、提案としてまた現課も末端もそういうふうを考えていることはまず一つの案だなと考えています。また現課と相談しますので、その辺は検討していきたい、そう考えております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、資料にあるように、河津やなんかの場合はもう既にその基本的な町営バスとか町自体の中でバスのシステムがあるから、それを助成するという形で何十

人もの方があるわけさ。ただうちの町では、やっぱり今まで巡回がどうかというのがあるんだけど、なかなか東海バスの残った路線を引き継いだものを横1本で物事が解決するかというと、これもなかなか難しいものがある。そういう点でいうと、南伊豆みたいにボランティアによる支援がいいのか、これいろいろ調べてみると、清水町だとかあれなんかでは、逆に生活支援の部分と買物支援なんかもシルバー人材センターに仕事として出しちゃうとか、介護認定者ですから、そういうことまでしています。だから、知恵を使えばやることはあるし、やり方はいっぱいあると思う。僕は町長言うように、巡回バスというか、今あるあの走っている東海バスのあのやり方があのバスを走らせたりとかというのを見直すだけでは、現実的にだって大きい道路がなかったら使えないわけだし、お年寄りの場合、できれば、例えば稲取地区なら稲取地区内で巡回して買物をしたりとかいろいろなものができるのがいいだろうし、城東地区の場合、城東地区内で買物やいろいろなことが済ませればいいので、やっぱりちょっと横に1本走っているバスと支援する中身が違ってくるので、こういうことを考えると、必ずそのバスという形だけではなくて、考えられることってもう少し、これは現場がって町長言っていますけれども、ケアマネの皆さん、どういうサービスを構築すれば一番今喜ばれるのか、施設にはすぐ入れない、そういう状況が現実到现在ある中で、地域で暮らしていただく中で買物支援なり、こういう移動支援というのをどういうやり方があるのか、またそこが十分じゃなかったとすれば、配食サービスを思い切ってこの食数を増やしていくということだってあるわけですよ。買物行く人が必ず買物行けないというんだったら逆に弁当の配食する数をもっと増やせないとか、考えるべきこともあるわけです。

なので、思い切って基金をやっぱり活用もして、こういう介護保険で先ほど町長も触れましたけれども、一般会計の基金はためなきやいけないんですけれども、保険で運用している介護保険でこんなにもやっぱりお金を積み残して、現実保険料を払っていただいている皆さんにサービスとして還元していないということですから、その状況は改善する必要がやっぱりあると思うので、このやり方についてはもう現場、現場ということであれば、ぜひケアマネの皆さんを含めて現場の声というものをしっかり構築して生かしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） やっぱり確かに基金が多過ぎる。これは自分自身はあまりよくないと考えております。しかし、やっぱりある程度の一定抑えた中で介護保険料を上げないということは考えてございますけれども、私も基金の金額がどのぐらい的確か分かりません。2億

というのは確かに多い可能性もありますので。やっぱりその辺ちょっと現場のケアマネと話し合いの中で、基金崩した中で何かやったほうがいいよということがまた現課とケアマネさんと話し合いの中で検討して、これは町としてもそのような方向でいきたいと考えて、考えたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、行財政の見直しについてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 行財政の見直しについて質問いたします。

町もこの間、行財政の説明会を開くなど行財政の見直しに非常に力が入ってきたように思います。

そこで、以下の点をまず質問いたします。

財政・行政改革の説明会で出された大まかな町民の意見と町の考えは。

2点目に、以前の質問で回答されていましたが、第5次東伊豆町総合計画の総括の取りまとめはできたでしょうか。

3点目に、決算に行政評価制度の導入を求めるが、いかがか。

4点目に、町長が掲げるごみの有料化や熱川支所の廃止、入湯税の値上げなど、これらの行政改革によって、財政収支はどのように改善するのか。また、これらの改革事項はいつまでに達成するというお考えなのか。

この点をまずお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 山田議員の第2問、行財政の見直しについては4点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず1点目についてですが、財政・行革説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、3会場において5月26日から28日の3日間、計5回の説明会を開催いたしました。また、東伊豆有線テレビやYouTubeで放映・配信をいたしております。

説明会場の参加者からは、説明会に対する感想から厳しい財政状況を御理解いただいたように感じました。人口減のスピードや今後の人口減少への関心とともに、今後町が推進する

行政改革に関心を寄せていただきました。

今回の説明会は、町財政が厳しい状況であり、今後も少子高齢化、人口減少によりさらに厳しい状況が見込まれる行政改革を推進するためには、改めて町民の皆様に財政の具体的な状況や、今後の行政改革につきまして説明する目的で開催したものであります。

町民の皆様に財政の状況、行政改革について御理解いただき、行政改革を推進していく考えでございます。

次に2点目についてですが、総合計画の総括につきましては、昨年12月の山田議員の一般質問に対しまして、次期計画策定の過程で検証する旨の答弁をしております。

第6次総合計画の策定は、今年度、人口推計と町民アンケートを行い、策定作業は主に令和4年度を予定しております。今年度の作業につきましては、5月26日に人口ビジョンと町民アンケートについての業務委託の入札を実施いたしましたところです。この結果を踏まえまして、令和3年度、令和4年度に総合計画の策定を進める過程で、第5次総合計画の主要施策につきましては達成状況を各課局において簡潔に評価する予定となっております。

次に3点目についてですが、東伊豆町におきましては、計画策定いたしております「東伊豆町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 総合戦略」において、P D C Aサイクルの手法を取り入れ、政策分野ごとの数値目標及び各種施策における重要業績評価指数、K P Iの設定によりまして、明確なP D C Aサイクルの下で、事業の効果や進捗状況の検証を行っております。成果の検証を行い、目標達成に向けて取り組んでおり、取組の内容の変更や中止の検討が行われる場合は、柔軟に事業の見直しなども行っております。

今後策定していきます計画等につきましては、このように事業の成果検証を実施し、検証結果を踏まえ、事業の改善等を図っていきたいと考えております。

次に4点目についてですが、行政改革のうち、ごみの有料化につきましては、料金設定やごみ袋の販売方法など現在検討中ではありますが、料金設定を近隣市町並みとし、現在見込まれております販売方法により経費を控除し試算した収入額は、年額1,900万程度となっております。

次に、熱川支所の形態見直しにつきましては、現在の職員3名体制から職員1名と会計年度任用職員1名の体制とした場合、年額約1,200万円の人件費減を見込んでおります。

ごみの有料化につきましては、河津町との連携が必要であり、またこの2案件につきましては、町民の皆様の御理解が必要なものでありますが、令和4年度のスタートを目標に取り組みでいきたいと考えております。

次に、入湯税の値上げにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大等により、入湯客が大幅に減少している現状では非常に難しいと言わざるを得ません。しかし今後、観光施設の維持・整備を進めるに当たり、税収が減る中で財源の確保を図っていかなければならないことから、入湯税の引上げは必要不可欠だと考えております。

時期につきましては、いつとは断言できませんが、周辺市町と連携を取りながら、景気回復状況により値上げをしていければと思っております。仮に100円の値上げで70万人の入湯客で年額で7,000万円の増額が見込まれます。

人員削減につきましては、令和2年度から5年間で6人の人員減を見込んでおるところで、熱川支所の形態見直しの2名減以外の4名削減により年額2,900万円程度を見込んでおります。

また、学校の再編のうち小中一貫教育の推進により、年額1,700万円程度の経費の減額を見込んでおります。

施設の見直しにつきましては、収支の見込みが難しいため、これを除く行政改革による効果は、合計で年額ベース約1億4,700万円を見込んでいるところであります。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、まずお伺いしたいんですけれども、5回やった説明会の直、実際に会場にいらっしゃった参加者の数と、ユーチューブの場合だと何人が見たかというのはデータ取れると思うんですけれども、この辺が把握できていますでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） まず説明会、計5回開催いたしました。参加者は27人となります。それから、ユーチューブの閲覧回数につきましては、今日のお昼現在で230件となっております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 直接参加した人については、その場でこう聞きたいこともできるんですけれども、ユーチューブの場合、聞いた人たちのそのまま意見というのを聞けないということもあるので、これはまた見てもらうということはまずよかったですけれども、そういう人たちからのやっぱり感想や何かも取れるような形って今後もまた考えていただく必要があ

るんじゃないかなというふうにはちょっと私は参加していて思いました。

私は、たまたま私も参加した説明会の中で、私一番すごく衝撃を受けたというか、質問がやっぱりありまして、それは町と議会はこうした事態になったことについてしっかり総括しなさいと、そうしないとまた同じようなことを繰り返すんじゃないかと、そういう厳しい指摘がありました。私個人的には、毎回こういう一般質問も含めて財政が大変じゃないかなとかいろいろ言っていたし、議会でも毎回予算や決算のたびに附帯決議をつけたりいろいろ改善点を指摘をしてきたんですけれども、やっぱり町民の皆さんからすると、結果責任は町長も議会も同じだということだったんですね。私はやっぱりそう言われたときに、私たち議会も、私自身議員としての責任もそうなんだけれども、やっぱり議会の責任の重さというものを改めて感じました。

それはこの何年間か町長16年の長の中で議会で否決したというと直売所の問題を含めたりして否決というのは本当わずか3、4回の件数しかないんですけれども、ただやっぱり事こんなに町民の皆さんに説明をしなければならぬほど今財政が厳しくなっているという、このことに至った中では、議会も予算や決算を通じて、その町の取組を一定、これ承認してきた、認めてきたということの責任はあるわけで、それは同じだよというのは町民の見方はそうなので、やっぱりもっと私どもも議会としても、その責任を感じながら取り組まなければいけないと、もし機会があれば議会全体でもそういう総括をしなきゃいけないなというふうに感じましたけれども、町長、こういう言葉について、町長として、町としてこの総括をすべきだという、この厳しい意見についてはどうお考えですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然私も4期務めさせていただきました。山田議員の言った、この皆さんの意見ももらっております。そういう中では、2番目になぜこのような厳しい現状になったのか、議会も含め評価が必要、これは真摯に受け止めたいと考えております。

そういう中で何度も、議会とあれは大体あれ、確かに否決事項は3件でございますけれども、町といたしまして、これをやればいいんじゃないかということは結構ありました。そういう中で全協、いろいろな説明した中で当局の説明が悪かったか、説明不足で議会の理解を得られなかった、そういうこともあります。やっぱりそういう中で当局がそこで議会に十分説明して、それをやればまた違った局面になっているのかなということは自分で考えております。また、私が回顧録としてまたそのようなことを書いていきたいと考えておりますもので、これを当局と真摯に受け止めておるといことは、そのことは御理解願いたいと思いま

す。

やっぱり町と議会が一体となってこれやらなきゃ、町はよくなるないなということは町民の方も感じているのではないかと、そう感じておりますので、御理解願います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、荒っぽい言い方じゃないですけども、やっぱり否決も減額修正や何かも含め否決がいいということじゃないんですけども、減額修正も含めてやっぱり本当にこれでいいのかというのは、我々議会も本当に真剣にこのお金の使い方、これでいいのかというものは本当に真剣に取り組まないと、やっぱり結果的に町民の皆さんにとって好ましくない方向に行ってしまうのかなということを強く、その指摘から私は感じました。

町長、次の問題なんですけれども、5次総合計画のその総括の問題で、今、町長のお話ですと、これを今後、令和3年度、令和4年度やっていく中で総括をするというようなことだったと思うんですけども、でも、やっぱり6次計画は5次がどこまで来ているのかで、そのやり方をまたそのまま続けていいのか、やり方を変えなきゃいけないのかというようなことをやっぱり考えなきゃなんないです、時代の変化も含めてね。そうすると、私はやっぱりこういう事業の根幹的な部分の総括というのはもう早めにされなければいけない。だから、令和3年度中にやるとかというような問題で、僕はないと思うし、逆に例えば、これは今後決算をやるということがこれからの時期あるわけで、決算をするということであれば、それと同等にやっぱり今年の、言えば9月とか10月ぐらいまでの早い時期に主立った総合計画の骨格部分の総括をしていかないと。そして、それに対して何が必要だろうか、どう変えていく必要があるのかという議論はやっぱりスタートラインに立たないと思うんです。町長言われたように、計画上も、PACDのこの部分でいっても、やっぱり早めに必要になってくると思うので、それはぜひ、私はもっと早くにさせていただきたいし、これは町だけものじゃないんです。町民にも、私は議会にもその総括というものはお示ししていただく必要があるし、これも総合計画のまさに総括ですから、みんなに明らかにした上で、その情報を共有化した上でこれからの次の10年間のまちづくり、どう進めるのかということをお検討いただきたいと思うので、時期がはっきりしていないようですけども、少しやっぱりこの時期を早めて総括していただくということ、私は必要だと思うんですけども、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、この町の財政基準額、これはもう予算書だけではないと私は考えています。予算書以外の除いたところにまたある事例があります。やっぱりこの事例をやったことによって、また町がよくなった。そういうことを考えたら、やっぱり予算書だけの問題じゃなくて予算書以外のこと、いずれに対しましても、また議会と一致団結してやらなきゃならない、そう考えておりますので、御理解願いたいと思います。当然予算書の中もしっかりやります。

それで5次計画のP D C Aのやり方、それは当然、第5次計画をまず見直す結果を見た中で、それは当然第6次に行きます。順番っちゃ当然そういう中で考えております。それで山田議員がなるべく早く、町といたしましても、なるべく早くその辺はやっていきたいと考えておりますけれども、いつまでにということはやっぱり時間がありますもので、それはできるだけ早い時期にこの第5次のその評価、これはやっていきたい。それから、やった中でそれを基にまた第6次、これはもう筋でございますが、それはまず第5次の評価を早くやっていきたいと考えています。それでまた現課のほうのあれもありますもので、一応現課がそういうふうやってまいり、またこれは現課と話し合った中でなるべく早めにそれをこっこの評価、これをやっていきたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） ぜひ早めにやっていただいて、ぜひこれはホームページでも公開するだとか、議会にも早くそういうものを提出していただいて、これからのまちづくりを考えるそのベースとして活用していただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それで、次の3つ目の問題で行政評価の問題なんですけれども、これ唐崎の国際文化研修所で使っているテキストのやつを資料の最後のページにつけておきました。

私はやっぱり行政評価のこの3つの視点で妥当性、有効性、効率性、それぞれをそれぞれの事業がどういうものに該当しているのか、こういうことをやっぱり事業としてしっかり見ていく必要があると思うんです。お金が小さいけれども、これは効率的にやらなければならない仕事、お金が大きくてもこれはやっぱり政策的にやっている仕事、その仕事の意味合いというのは一つ一つは違うんですよね。だから、これはやっぱり職員もいろいろな部署を回るといことはあるんですけれども、その一つ一つ、自分が携わっている仕事って、これは公共性の高い仕事なのかな、どういう仕事なのかなということを把握する上でも必要だし、

まさにこれから行財政を見直すという上でも、一つ一つの事業を金額が大きいから見直すとか小さいから見直さないということではなくて、本当に行政が今やらなければならない仕事なのかということを見極めるということを含めて、これ今、市段階ではほとんど導入をされているわけで、総務省の調査も最近の調査はないんですけれども、市段階レベルではもう8割方、9割ぐらいいっているんですけれども、町レベルになるとこの評価というのはまだまだ3分の1をちょっと超えるぐらいというのが総務省のデータだと思うんです。これ町としても、この行革をしていくんだと、行財政見直すということであれば、こういう一つ一つの事業をもう一回しっかりチェックするという、こういうことが私は必要だと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、事業については金額が多いからとかそういうことではなくて、金額に関係なくて、この事業を、これを見詰め直す、これは大変大事なことじゃないかと考えております。

町といたしまして、この事業をやることによって同時点で行うことだと、これはもう総務課長もそういうことを言うておりますもので、確かに自治体はこうはやっておりませんので、こういうような方向性で、これはやっていくことは、それは総務課長が前から言うておりますもので、そういう観点でやっていきたい。たしかまだ町におきまして、これ大変労力がかかりますもので、徐々にそういう方向でいきたいと、町もそう考えておりますもので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 手間だという部分あると思いますけれども、資料にあるように、例えば、こういう3分野の9項の視点について、それぞれやっている事業はどのような性格を持った事業かというふうにチェックするだけでも、やっぱり一つの、自分たちがやっている仕事が変わった視点から見えてくるんじゃないかなというふうに私は思いましたので、ぜひまた御検討をいただきたいと思います。

残りがちょっと少なくなってきました、最後のところを聞かなきゃならないと思うんですが、町長、質問の最後の点で、やっぱり行財政の見直しというものをしていく中でどうなのかなというふうに思ったんです。先ほどの答弁聞くと1億4,000、1億5,000万ぐらいの見直

しということを金額的に言われました。ただ令和元年度の決算カードで見ると、例えば、やっぱりこれは総務課長やなんかと見方がちょっと違うかもしれないけれども、総務省でも出している決算カードで見ると、実質単年度収支というのはやっぱり相変わらず2億2,000万円ぐらいの部分出ているじゃないですか。それは2億出ているんだけど、いろいろなものを例えば、道路維持費だとか、これはもう総務課長も説明会で言っていたけれども、いろいろな維持費だとか修繕費や本来やりたいものを切り詰めて切り詰めて今予算組んでいて、それでも2億円ぐらい実質単年度収支というのが出ていくと思うんです。だから、本当はもし建設課なり、それぞれの現課で維持や補修用、いろいろやらなきゃならないというものを全部やったら本当はもっとこういう金額じゃないんだろうと思うんですよ。それが今の東伊豆町の財政の苦しさだと思うんですよ。本来やらなきゃならないであろう性格のものも予算計上を切り詰めて何とかやっているという。そうすると、決算カードに出てくるような実質単年度収支の部分というのは、本当はもっと2億じゃなくて3億とか3億5,000万ぐらい本来あるのかもしれない。だから、単純に2億2,000万のものが今例えば、決算カードでは出るんだけど、1億4,000万、1億5,000万見直したらよくなるのかというと、全然そんなもんじゃないわけですよ。これからまた収入、歳入の部分が減収をしていく、3款におけるその町の負担がどんどん増えていくということになれば、その差というのはもっと大きいわけですよ。

私はちょっとこの間の説明聞いた感じでは、もっとこういう、この国なんかはよくプライマリーバランスなんていう言い方をしますけれども、やっぱり本来必要な額、だけれども今、町が集められる税金の額はこんななんだと、これをもう少しもっと、もう少しどころかもっともっと改善しなきゃいけないというように、もう少し私は分かりやすい説明があってもよかったし、もっとやっぱり将来的な問題から考えると5つ、6つの事業を見直すだけではなくて、町の仕事の在り方全体を見直す必要があるんじゃないかなというふうに、説明を聞いていて感じました。いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、これまず第1弾、まだこれからどんどんこれやっていかなきゃなりません。そういう中で、一般の町、これ行財政改革説明会やった中でやっぱり税収はうちが一番多い。しかし、交付税が一番少ない。そういう中で町民1人当たり合算したときに、町民1人当たりのあれが一番低い。やっぱりこれは交付税が一番、どうしても未収額も、いつも言っている2倍近くもらっているわけですよ。ね、うちが10億なのに20億もらっている。

そして、町民の人口が少ない。そうすとなれば、当然1人当たりの単価高くなっちゃいますよ。それで、町としては何しろ交付税をもっと上げてもらいたい。やっぱりそのためには財政力指数が高過ぎるもので、これをなるべく低くしてもらいたいんですけども、それはなかなかできない。そんな、これからますます財政厳しくなっていますもので、一応行革で説明していることは一端でございまして、これを初めといたしまして、今後ますます行革をやっていきますもので、また町民の皆さん方に御理解をお願いしたいということは、もう前提にございますもので、公平、あと確かに2億現実問題もう2億じゃ足りないんですが、そういう中でもう現実でございまして、その辺を本当に町の財政指標大変厳しいという中で、やっぱりこれから町民の理解を得た中でまた町と議会がよい方向でやった中で、この東伊豆町をよりよい町にしていく方向で進めていきたいと、そう考えておりますもので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 以上で山田議員の一般質問を終結します。

この際、3時20分まで休憩とします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時20分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

---

◇ 内 山 慎 一 君

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員の第1問、新型コロナウイルスワクチン接種についてを許します。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） それでは、本日最後になりますけれども、新型コロナウイルスワクチン接種についてをお願いします。

新型コロナ感染症の感染防止には、ワクチン接種が効果的と言われています。そのため、住民等への早期のワクチン接種が急務であると考えられます。

そこで、以下の点について伺う。

まず第1点目は、ワクチン接種の進捗状況は。今後予定されている65歳未満の方のスケジュールはどうなっているのか。

2点目が、電話での予約が取りにくいとの声があるが、不公平感やワクチン接種をスムーズに行うため、今後接種が始まる65歳未満の町民について、年長者から生年月日順に個人の接種日を定めて通知をし、あらかじめ当日に接種できない方から連絡をもらうような方式で運用したらどうですか。

3点目、感染防止対策として観光従事者や学校関係者、保育園だとか幼稚園、小学校、中学校等の教師ですね。それからコロナ感染防止に関わる役場職員を優先的に接種するお考えは。また、当日のキャンセル分をあらかじめ、今述べたような人たちに配分するお考えがあるのかどうか。

その3点をお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 内山議員の第1問、新型コロナ感染症ワクチン接種については3点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず1点目についてですが、ワクチンの接種につきましては、4月19日から医療従事者の方の接種が始まり、5月10日より一般の高齢者の方を対象に接種が開始されました。5月末現在で2回目も含め、延べ約2,300名の方に接種していただきました。今後加速化を進め、現在申込みをされた65歳以上の方には7月末までに2回接種できるように計画をしております。

また、65歳未満の方の接種スケジュールですが、優先順位として上げられている基礎疾患を有する方の確認方法など示されていない部分も多く、まだ課題がありますが、医療機関と調整を図り、高齢者の接種が終了次第始めていきたいと考えております。

次に2点目についてですが、新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法で努力義務と規定されております。義務とは異なり、接種は強制ではなく、御本人が納得した上で接種を判断して接種することになりますので、本人の御意思の確認のない段階で接種日を決めて

通知する方法は、努力義務の規定に反することになると思われます。また、就業の状況なども高齢者の方とは異なりますので、接種機会を選択できる方法が望ましいと考えます。

次に3点目についてですが、観光従事者の範囲はどこまでか、また学校関係者の方は接種場所が当町とは限らないなど課題がありますので、検討させていただきたいと思います。役場職員につきましては、ワクチン接種業務に全庁体制で従事しておりますので、前向きに考えたいと思います。キャンセル分につきましては、現在キャンセル待ちの高齢者の方で対応させていただいておりますが、保健師は医療従事者枠で登録をされていることもあり、当日キャンセルの対応でワクチンの廃棄処分などが考えられる場合は接種できるようにしていきたいと考えております。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 今、町長の説明で、4月から通知を出して、現在65歳以上の人の場合は、冒頭で町長申し上げましたように、予約が90.6%で、それで2,300人、それが今終わっているということですが、7月末までには全員に2回目までのものを打つというようなことで考えています。私はそういう中で総理大臣も、それから県の川勝知事も言うように、命を守る、感染者の拡大を一番効果的に防ぐのはワクチンであると、終息するためにもワクチン接種が一番有効ではないかということもあります。

そういう点で、一番初めの65歳未満のスケジュールについては、町長、今、医療機関だとかそういうものに携わる人たちを優先的にすることの形がありました。それから、そういう中で私はできるだけ、ほかの小さい町についてはもう65歳以下の場合については全部壁を取り除いて全住民に接種をしているようなところもあります。

そういうことの中で、2点目の実際に町長が今ワクチン接種については、強制でないということで、私がおもった今提案したようなことについてはなかなか難しいようなお話しでしたが、私もこれは文書で出すのに強制的な格好でなくて、あくまでもこういう形でワクチンが打てる、接種できるような状況ができますから、いかがですかということの文書で出すことの中で、そういうことができるじゃないかと思うんですね。実際に全国的には2、3のところ、県下でも水窪ですね、そういうところについては、そういう中で電話で具体的にあなたについて接種ができますよということで申し上げてやっているとか、あるいは文書を出して職員が回ったりしながら接種の日はこの日ですとよろしいですかと、そういう形があるんですね。だから、私はあくまでも任意で受けるというようなことのものがちゃんと考えて

文書を作って、こういう日に当てはめますけれどもどうでしょうかということの中でやっていくこと。それから、実際に勤務している人たちについては、なかなかその日に来られないということのものがあれば、実際に逆にここに明記したように、その日に打てない人については逆に役場のほうへ電話して、この日は行けませんから別の日に伺ってよろしいですかということをお知らせしていただくような形を取れば、十分選択制としてもできると思うんですね。だから、その辺についてはもう一度、町長のほうにほかのところで実際やっているところとか、基本的には接種については自治体に任されていますから、そういうことができないかどうかということについて、もう一度あらかじめお聞きしたいと思います。

それで3点目についてのものは、観光の事業者ということについては、旅館、ホテルにお勤めしている方、それからお土産品だとかそういうところに、どっちにしても、観光客を扱うお店だとかそういう皆さんについて考えることであって、ほかの皆さんではありません。そういう中で、ここであと学校関係者については、冒頭申し上げたように、保育園だとか幼稚園だとか小学校、中学校の教師ですね。それから、学校のスタッフとか、そういう皆さんについては、今は子供さんも沖縄あたりでは20%がその成人の下が、そういう人たちがコロナに感染しているような状況があります。だから、従事している人がうつして困るものですから、できるだけ早く打つということが一番肝要かなと。そうすれば、子供さんにうつすようなことがないと思うんですね。そういう点で優先的にやっていくことを考えたかどうかということの話です。

それから、観光従事者の中には実際に住民票が、また何か明日の西塚議員がちょっと質問もするようですけども、観光従事者の中には住民票がないということがありますけれども、実際にはこの方たちも各事業所にお勤めしていれば源泉徴収票ですね。源泉徴収して住民、所得税、あるいは住民税を納めているわけですから、この皆さんを把握できないということはないと思うんです。そういう点で、そういうものを活用しながら観光従事者の方を把握するという点で、住民票がなくてもそういう方については十分把握ができると思うんです。そういう点をお願いをしたらと思っています。

それから、この間も接種等、うちの町の役場の1階の接種会場に行ったわけですけども、そのときも大勢の役場の職員がその関係に携わっているわけです。そういう点で、私はやっぱり優先的に、ほかの町の場合、町長が先に打ったとか、いわゆる副町長が打ったとか、あるいは職員も打ったということでもいろいろな論議がありますが、私はそこはやっぱり一番そういうものに携わる役場の職員を優先するということが当然当たり前のことだと思

ますし、それから、その人たちがやっぱりワクチンを打てることによってほかの皆さんに感染をさせないということを考えたら、やっぱり優先的にやっていくべきだと思うんです。それは、ほかの町村の中でも自信を持って町長がそういうことを述べてやっているところもあります。ぜひそういう格好のものを考えていただけるようなことにもなればいいと思います。

それから、今言ったその皆さんについては、当然優先順位は医療関係者だとかその次にもって当日のキャンセル分、実際にキャンセルということは必ずあると思うんです。その人たちに接種をすることを、あらかじめキャンセル分についても、そういうものを、名簿等を作って学校関係者あるいは役場の職員等についても、名簿を作ってそういう形ができるような格好にさせていただいたらどうかと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） この新型コロナの接種、内山議員が言ったように、これコロナの切り札だと考えております。そういう中で今、町は国が言った65歳以上の方、これを7月末までに終わらせる。これに向かって邁進しております。そういう中で、職員は一丸となって今これに向かってやっているのが現状でございます。

そういう中で、やっぱり65歳未満の方はこれからやるんですが、やっぱりまずは町といたしましては65歳以上の方を完全に7月末に終わらせる。これをまず目標にやっております。御理解願いたいと思います。

そして、65歳未満の方につきましてはどのような方法がいいかということは、この金曜日に医療従事者と話をしながら、どのような方法が一番いいかという中で検討した中で決めていきたい。そういう中で、これを一斉にするとやっぱり結構電話が通じにくいとかいろいろとありますもので、その辺はまた年齢別にやるとか考えております。

それも内山議員が提案されました職員、今何しろ職員はその65歳以上の方を7月末までに終わらせる。これでもう手いっぱいでございます。それ以外の今の現状で今やっております。やっぱり人口規模の小さいところは本当にきめ細かくやっております。それで、昨日もウェブのほうをちょっと自治体の会議があったんですけども、やっぱり小さな自治体は本当にきめ細かくやっていくと。大都市になるともうほとんど進んでいない。それが現状でございますもので、その大都市におきましては、この65歳以上の方の接種、これ終わるかどうかわちょっと今は分からない状況でございますけれども、そのような基礎自治体ですか、ある程度のもう自治体はもう7月末、これ完了です、頑張っております。

そういう中で、この65歳未満の方、これ検討、金曜日に一応お医者さんとも話した中でど

のような方向が一番いいかというようなこと検討いたしますもので、また決まりましたら、分かった皆さん方に言ってきて、今、内山議員がちょっと提案していただきました各自自治体の取組、これはやっぱり厚労省の方。内山議員が言ったのは各自自治体に接種のほうは任せると言われておりますもので、この東伊豆町で一番いい方法でこの65歳未満の方の接種、これをやっていきたいと考えておりますもので、ちょっと今まだ結論は出ませんが、金曜日にある程度の方向性が出ると考えております。そうしてまたいろいろな機会にまた議会の皆さんにお示ししていきたいと考えております。

次にワクチンの優先です。これ私は前回も、1週間前ですかね、先週の金曜日かな、一応ワクチンがキャンセルがたまして、出た中でどうしても通報したけれども、見つからないというのはどうしても廃棄するような方向にありましたもので、私と副町長は打たせていただきました。そういう中で、まず総監督でございます健康づくり課長と保健師のトップであります課長補佐も打たせていただきました。基本的には町の考えも言いましたけれども、今、全庁体制でワクチン接種に取り組んでおりますもので、これ1人でも欠けますとその体制が崩れますもので、基本的には役場の職員を優先順位の第1と上げておりますもので、まずは保健師さんに全員打ってもらって、そしてあとは職員も打つ、そういうようなことで考えております。御理解願いたいと思います。

最後に観光事業者、またこれは今後検討させていただきたいと思います。学校に関しましては、やっぱり他にいろいろなものでどのような方法、居住地の問題もありますもので、それはまたいろいろと健康づくり課長もいろいろ考えていると思いますもので、そういうことも検討してやっていきたい。

最後は、明日も西塚議員の質問にありますので、それに対しましてはちょっと今日は答弁は控えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） まず第1点の関係ですけれども、65歳未満のスケジュールについて、65歳以上については、この7月末までで職員がいっぱいいっぱいということもありますけれども、私もいずれにしても、その静岡県も医者が少ない県で、確かなかなかワクチンを接種する方が少なく、当然自治体としても大変だと思いますけれども、この金曜日に65歳以上の方たちのどういう格好でその接種するかという見通しというか、そういうものをやると

ということですが、その関係についてはいつごろまでやるのかどうか、いつまで医者での考え方にするのか、例えば、年齢別にこのくらいの年齢についてはいつまでとか、そういうものが分けけていくようなことでの見通しがあれば、例えば、秋口までとかあるいは年末までとか、そういう言い方があると思うんですけども、その辺のことも住民の方は気にしていると思います。

それから、若年層についても、先ほど言ったように沖縄あたりでも20%の人たちが感染して重症化している人たちもあるということなものですから、私が今、大学生だとか、国では大学生だとか職場別に大規模のところまで接種しますけれども、でき得れば若者のことを考えれば、うちの町も高校生、あるいは中学生、それから12歳以上ということになると小学校6年生ですけども、そういう皆さん、子供さん方の接種の関係の見通しも、ある程度、住民に今後金曜日にまた会議があるということですけども、そのときにでも協議の内容に入れていただいて、65歳以上の方については年齢別にいつまでやる。それから、学生だとかそういう子供たちについてはいつまでやるというような、そういう見通しのことについてちゃんとしたものが皆さんにやっていただくことができればいいのかな、そういうふうな形で今考えております。

それから、3点目の旅館、観光従業員の関係のことだったんですけども、これはこれから旅館やホテルに受入れをするためにも、観光従事者がやっぱり優先的にやっていただかないと、入ってくるお客さんが実際に観光従事者がワクチンの接種をしてもらえば、訪れるお客さんも安心して来れるわけですから、そういう点は逆に経済の活性にもつながるものですから、ぜひ観光従事者も優先的な順位に入れていただいて、それから役場の職員だとか学校の先生方、そういうことについても、ぜひ過分な御配慮を町長にお願いをしていきたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず65歳未満のいつまでに終わるか、これは軽率には今ここで言うと本当に軽率に、これは金曜日にある程度の方向性が出ますもので、そのときには皆さん方にまたお示ししていきたいと考えています。

そういう中で、本当今言った学生、職域のことにもなっていて職場の接種も出ておりますけれども、うちの町がまずここは検討したいかなと考えております。それまた職域に関してまた担当課長に説明いたさせますので。

学校に関しましても、一切国からも県からもそういう報道は全然ありません。ただこうい

うふうにやったらいいんじゃないかという、一般の方々が言っている中でこれもまだそういうことを言ってきておりませんので、まずは本当65歳以上の方、これをまず本当にもう7月まで。そういう中で国・県は本当にもう現場は一生懸命頑張っているのに、それに関係なくもうどんどん言ってきますもので、現場の混乱にもなりかねませんもので、もう自分自身はもうそういう国・県の言っているか、まず安心・安全にまずワクチン接種ができるような方向で行きなさいと言っておりますので、そういう中で、やっぱりマスコミが悪いのはやっぱり一番競争に今なっているんですね。ワクチンの打ち方が競争になっていると思いますもので、そういった今どっちが責任持つかということは一切関係なく、何しろ安全・安心に町民にワクチン接種ができるよう、そういう環境でやりなさいと言っておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

さらに観光従事者、これやっぱりこれからの経済の復興に関しましては、内山議員が言っていることは分かります。これは検討させていただきたい。そういう中で何回も言ったように、ワクチンの接種に関してはもう全庁でやっておりますので、内山議員が言ったのは、優先順位は役場の職員を第一に考えておりますもので、それは御理解願いたいと思います。

もし補足があれば、担当課長、よろしく申し上げます。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） それでは、65歳以下のワクチン接種のことについて少し述べさせていただきますと思います。

4月30日現在で16歳から64歳の人口が5,666名ということで、5月31日に改正がありまして、ワクチンの接種の範囲が16歳が12歳に変わったということで、12歳から15歳の部分があるに加わってきたということで、この方々が280名いるということです。合計で5,946名、高齢者の接種対象者が大体5,400名ということで、これを約500名上回っているということで、現在と同じような接種体制でいきますと、かかる期間としては今7月末を、65歳以上目指しておりますので、最低でも2か月半から3か月ぐらいはかかるんじゃないかというふうに見ています。あくまでも、これは現在のような接種の体制でのことでございます。

ただし、新たに設けられました12歳から15歳の方、ここににつきましては、今予防接種法でいきますと接種を同意するというか、同意して接種するというので署名して今やっておりますけれども、そのことが可能なのは16歳以上ということですから、12歳からの方になりますと恐らく保護者の署名等が必要になってくる。そういうものの書式はまだ全然示されていないというのもあって、枠組みを設けるのは非常に難しいということもあってちょっとこ

の部分については別に考えたいなというふうに思います。

それと本日なんですけれども、本日午前中に商工会さんと、それから町の観光協会のほうからお声かけをいただいて、今後の接種の方向についていかようかということの中でちょっとお伺いがありました。商工会さんあるいは観光協会さんの考え方とか、そういうものも多少お伺いすることができて、今後の接種体制の構築については、そこでまたイメージするものも少しあります。またこれ先ほど町長が言われましたように、6月11日の医療従事者の方との協議を持ってどのような接種方法で向かうかということではいろいろ枠組みが変わってくるかなというふうには思います。

いずれにしろ、年齢的に細分化するのかどうかというのは、まだ確かに町長言われるように決まっていなところですし、国の言っている基礎疾患を有する者の優先順位とか、あるいはもう一点、優先順位の中に60歳から64歳というのも一つあります。今60歳から64歳ですと、うちの町の人口でいいますと4月30日時点で965名、約1,000人の方になります。加速化を進めて接種をすれば1,000人ぐらいの方は、1回接種するのにおよそ1週間ぐらいでできるのかなというふうにも考えておりますけれども、細かなところについては、明言は今の段階ではできないものですから、この後もう少し協議をさせていただいて町民の方には知らせていきたいというふうに考えております。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） ちょっと1点言わせて、本当うちの町の医療者、お医者さん、これ本当に協力的です。ほかの町に比べてもうそれ以上、もう町といたしましても、本当に感謝しております。もう町の医療従事者、お医者さんはもうほとんどいる中でも6人全員、このワクチンに対しましてはもう積極的に協力していただきまして、また積極的にいろいろな御意見も伺っております。そういう中では、うちの町は幸せだなということは重々考えておりますもので、この席を借りまして、本当に医療従事者に対しまして厚く御礼申し上げたいと思いますので、すみません、余分なことでございますけれども、その辺は御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） まず1番の65歳未満の方についてですけれども、本当に私も、要は担当課長はね、健康づくり課長言いましたけれども、うちの町は本当にしっかりワクチン接

種についてはやっていると思うんですよ。ということは、県下では65歳以上についても40%ぐらいしか、皆さん打たせていませんけれども、96%ということは本当にもう非常に高い数字で、本当に評価をしてあげなきゃいけないと思うんですよ。それでも7月末までに終了するという事は、本当に町長以下、課長以下、私も現場へ行きましたけれども、スムーズに進んでなかなかよくやってくれているなと思います。

それで今、課長の答弁で細かい枠組みというか、この金曜日に協議をする中で65歳以上の皆さんのものが具体的に予定するという事ですから、それも65歳以上が5,400と、それからそれ以下の65歳以下の方については5,651人ですか、そういう皆さんでそれが大体2か月半から3か月ということは9月の週には皆さんが接種できるということが、具体的に今、課長のほうから述べられたことがありました。そういう点で私もひたすら安心したというか、そういうこと全て、これはまたある程度、その予定が決まったら広報で流してやるとか、そういう中で住民に安心をしてあげるような形ができればと思います。

それと先ほども言ったように、もう一度、私が言ったように何というか、電話が出ないとか、そういうものがまたあると困るもので、不公平感がないような格好で生年月日順に並べて一様にやるようなこともちょっと検討していただいて、そうすりゃもっとスムーズに行くのかなということもありますから、そういうこともまた含めてお願いをしたいと思っています。

3点目については、十分今、町長からも観光従事者の関係も接種が大事だとか、あるいは本来携わる皆さんのことが分かりました。そういう中ですから、十分そういうものを配慮して今後コロナの関係について対策を考えていただきたいと思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） そうですね。担当課長が一応人数を言って基本的には順調であると、これ決定ではございませんので、これが独り歩きになるとちょっと困りますもので、多分これ9月いっぱいになるか10月になるか、これはまだ本当に分かりませんもので、これある程度分かったら町民に対しまして、それは知らしめていきたいと考えておりますので、それは御理解願いたいと思います。

そして、さらにやっぱり予約対策という不公平感、これがあってはなりませんもので、町といたしましては、やっぱり65歳未満の方、その不公平感がないような方法でできる限りやっていきたい、そう考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っています。

以上です。

(「了解しました」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 健康づくり課長。

○健康づくり課長(鈴木嘉久君) あくまで私の発言のほうにつきましては、人口規模に対して現在行っている接種体制でどのくらいできるかというような目安のもので、これが検討のたたきになるということで御理解願えればと思います。よろしくお願いします。

(「了解しました」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 以上で内山議員の一般質問を終結します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(稲葉義仁君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時52分

## 令和3年第2回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和3年6月9日(水)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

1. 7番 須佐 衛 君
  - 1) 当町の教育の方向性について
  - 2) 変化に対応した教育のあり方について
  - 3) 当町の景観への取り組みについて
2. 6番 西塚 孝男 君
  - 1) 新型コロナワクチンの接種について
  - 2) 大雨による雨水対策について

日程第2 議案第32号 東伊豆町浄化槽法施行条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第33号 財産の取得について

日程第4 議案第34号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算(第2号)

日程第5 議案第35号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第6 議案第36号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第7 報告第1号 令和2年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第8 同意案第9号 東伊豆町教育委員会委員の任命について

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第10 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

日程第11 議会運営委員会所掌事務調査について

---

### 出席議員(12名)

1番	楠山節雄君	2番	笠井政明君
3番	稲葉義仁君	5番	栗原京子君
6番	西塚孝男君	7番	須佐衛君
8番	村木脩君	10番	内山慎一君

11番 藤井廣明君

12番 鈴木勉君

13番 定居利子君

14番 山田直志君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木利昌君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
防災課長	竹内茂君	企画調整課長	森田七徳君
住民福祉課長	福岡俊裕君	住民福祉課参事	前田浩之君
健康づくり課長	鈴木嘉久君	健康づくり課参事	齋藤和也君
観光産業課長	山田義則君	建設整備課長	齋藤匠君
教育委員会事務局長	梅原巧君	水道課長	鈴木貞雄君
水道課技監	桑原建美君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国持健一君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

---

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和3年東伊豆町議会第2回定例会第2日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 須 佐 衛 君

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員より一般質問で資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

7番、須佐議員の第1問、当町の教育の方向性についてを許します。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） おはようございます。

本日、私のほうから3問通告しておりますので、御答弁のほうをよろしくお願いします。

1 問目、当町の教育の方向性ということについてお願いいたします。

現在示されている小中一貫教育の方向性については、議会において議論されているが、熱川、稲取両地区に小中一貫校を設置する方針は、小中一貫教育研究会に報告されているとおりである。しかし、将来の生徒数の推移を見ても、再度検討する必要があるのではないかと感じる。

そこで、以下の点について伺う。

1、学校が地域と一体となって教育を進めることは理解できるが、中学校においては、高校との連携、つまり中高一貫を意識する教育を選択肢とすることも意義があると感じる。これまでに公立型の中高一貫教育について検討された経緯はあるか。

2、稲取高校の存続にも鑑み、地域で小学校から高校まで一貫して教育に取り組める仕組みを整えていくことも大切であると感じるが、いかがか。

3、今年度の稲取幼稚園と稲取保育園の入園者数を見ると偏りを感じるが、幼保一体型のこども園の導入は検討されているか。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） おはようございます。

これは教育関係でございますので、教育長より答弁いたします。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） それでは、須佐議員の第1問、当町の教育の方向性については3点からの質問ですが、1点目、2点目については関連がございますので、一括してお答えいたします。

当町の小中一貫教育については、これまでの研究会からの提言や総合教育会議での見解を踏まえ、この6月から保護者、住民に向けた説明会を開催することとしております。この説明会にて、これまでの経緯を皆様方に御理解いただき、様々な御意見を伺いながら小中一貫教育の実現に向けて進んでいく所存です。

御意見の中には、あらゆる方向からの提言をいただくことが考えられますので、須佐議員のおっしゃる高等学校との連携を求める声も予想されます。ただ、高等学校は県立であり、運営母体が違うため、これまで中高一貫の施設を検討していくことはなく、組織や運営に関

することを話し合うことは難しいと考えております。

しかしながら、稲取高等学校の存続は、町にとりましても重要な課題ですので、今後、地域として取り組んでいく方向に変わりはありません。

次に、3点目についてですが、町立幼稚園につきましては、民間の保育園もあることから、これまでこども園とする検討はしておりません。昨日の栗原議員の答弁でも触れておりますが、将来の幼稚園の在り方については、学校教育環境整備委員会にて検討していくこととなっておりますので、今年中に計画を御説明できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） ありがとうございます。

今、稲取高校の存続は大事であるけれどもということ、確かに高等学校というのは県の管轄にあるというお話だったと思います。

私の娘なんかもお世話になりました熱川中学校に在籍されていた英語の先生がいらっしまったんですけれども、その先生が稲取高校で教頭を務められたことがあったかと思います。そのときに私ちょっと感じたのが、人事の関係で交流があったのかなということを思ったんですね。そんなことを考えながら、もしかしたら県のほうでは中高一貫教育というものも少しずつ考えながら進めていっているのではないかなというような認識を、まず持った次第です。

それで今、資料を配付しましたので、そちらのほうを御確認いただきたいと思います。

この小中一貫教育研究会の報告の前に、平成30年3月に報告された総合教育会議の報告、このことについて、一部抜粋という形で載せさせていただきました。

この整備についてなんですけれども、ちょっと読んでみたいと思います。

小中一貫教育の整備についてということで、中学校同士を統合した場合に、今後10年間と現状との比較では、生徒数が増え、学級数も6学級が維持できることから、課題である専門免許教員による教科指導体制や部活動の運営面において、十分とは言えないもののメリットが全くないわけではない。しかし、2020年度、平成32年度には学級数が6学級になるということは、現在の熱川、稲取両中学校とほぼ同規模の学校であるという形で言われています。

また、東伊豆町全体の学校教育、環境整備に関する方向性の決定に当たってというところで、協議した結果、まず中学校同士の統合については、課題に対する効果が一時的なもので

あり、数年後には現在の熱川、稲取両中学校とほぼ同規模の学校となることを考慮すると、統合後、比較的早い段階において、現在と同じ課題を与えることになるということになっていきます。

今この私が読み上げたのは、小学校においては地域との連携、コミュニティスクールということもずっと言われてきていることがあると思うんですけども、中学になりますと、やはり進路という問題が出てくる。その中で、高校との連携というものもより強くしていかなきゃいけないのではないかということを強く思っているんですね。その中で、中学の教育ということを考えますと、今の状況ですと、稲取と熱川にそれぞれ学校があるわけですけども、例を見ますと、熱川のほうだと各学年一クラスずつしかないということになります。近い将来、稲取中学においても一クラスになるだろうということになってくるわけです。

そういうことを見ますと、この総合教育会議の報告によりますと、今、熱川中、稲取中とそれぞれ一クラス、1学年3クラスの将来的には形になるということなんですけれども、中学校を統合することによる6クラスのイメージという形を見ますと、仮に東伊豆中という形にしますと、熱川と稲取両校の生徒が一緒になった各学年で二クラス体制になるという形になります。このことというのはすごく大きな意味があって、まず、クラス替えができるということがあります。ずっと同じクラスに子供たちがいるというわけじゃなくて、クラス替えができる。そして、昨日も議論になっておりましたけれども、部活の選択というものが広がってくる。そして、小学校において、地域というものと密着した教育を進めていたわけなんですけれども、中学になって、より広い東伊豆町ということを見ると、熱川と稲取の生徒が一緒になることによって、価値観や思いやりといったこと、価値観の多様性などがつながってくるということがメリットとして上げられるのではないかとということになります。

そういった形の中で、高校との連携というものも強めていくということが大切なんじゃないかな。そういうことを思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） いろいろなちょっと観点があるもので、どこから答えていいかちょっと迷うところなんですけれども、昨日もちょっとお話をさせていただいたんですけども、いろんな視点があったり、観点があったりするんですけども、昨日は、教員数のことをクラスの視点で話をさせていただいたんですけども、義務標準法というのがあって、一クラスが40人で編制されます。ただ、今、静岡式35人学級という制度が県独自でやっているもので、稲取中学校はその恩恵で現在5クラスあります。義務標準法の40人でいくと

4クラスしかないんですけれども、5クラスあります。熱川中学校は3クラスで、東伊豆町の中学校で8クラスあるということですよ。それが統合して、例えば東伊豆中学校となると、義務標準法の40人、35人の静岡式学級にも満たないもので、6学級になってしまう。8クラスあるのが6学級に。

さらに、16人いる教諭が統合してしまうと10人になってしまう。それぞれの2つの学校で3クラス、5クラス、少人数ではあるんですけれども、そこで3クラスの熱川中学校できめ細かな指導ができる。5クラスの稲取中学校できめ細かな指導ができる。そのメリットを考えたときには、それぞれの学校でやったほうがいだろうなということが一つ考えられます。

それと、中高の連携に関しましては、先ほど答弁させていただいたように母体が違いますので、県立と町立の違いがありますので、なかなか難しいところがあります。そもそも中高一貫校というのは3種類ありまして、中等教育学校、完全な中学校と高校が一緒になっている。これは全国でも珍しく、静岡にはありません。あと、併設型というやつがあって、同一敷地内に中学校と高校がある、あるいはすぐ近くに中学校と高校がある。ただし、これは同一の設置者ですので、県立とか市立、市立です。

あと、連携型というのがあって、この辺でいうと松崎高校がそうです。これは、近隣の中学校と高校が教育課程とか様々な交流を通して中高一貫で教育を進めていくという、この3種類があります。

調べたところ、静岡県には併設型のいわゆる同一の設置者による高校は、県立は2校しかありません。あと、近くにあると沼津市立高校とあって、沼津市がやっている沼津市立高等学校の中に中等部があるという、その3つです。あとほとんど全ては私立です。

ですので、東伊豆町の2つの中学校と稲取高校が中高一貫校をつくっていくというのは、かなり難しい話になってきます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 今の教育長の見解は理解しました。

確かに一つの中学にすると、やはり教員数が少なくなるといったような形のものがある。きめ細かな教育というものがされるのかどうかということはあると思うんですけれども、様々ないい点、悪い……、悪い点といいますかね、憂慮する点等もあると思いますので、その辺のところもより深く考えていく必要があるのかと思います。将来性を鑑みまして、本当に

それでいいのかどうかということも検討する必要があるのかなというふうに思います。

個人的には、私は今、先生が学校に在籍する数が少ないなというのは感じてますし、よりきめ細かな教育をするのであれば、これはもう市町の問題じゃないですけども、やはり担任の先生と副担任の先生がいるというようなスタイル、今はいろんな子供たちの問題も抱えていますので、全ての子供たちの話を聞いて先生が接するためには、担任の先生と話して、話が合わないといったようなことがあった場合には、副担任がフォローするような教育体制というのが、今後必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんです。

それは、この問題はちょっと置いておきまして、高校に関して言いますと、やはり今言われていました連携型という形のものが教育長、中高一貫のお話をされて、松崎高校がその一つの例だということです。

そういった中で、松崎中ですとか西伊豆中、賀茂中といった中学と3つの中学が連携して松崎高校との連携型を形成しているということになるわけです。そうしますと、この稲取高校に通っている生徒というのは、下田の方面からも来るんでしょうけれども、河津からも多くの生徒たちが来ます。そういったような横の連携というものも今後考えていく必要があって、そこで稲取高校がここにあるんだということをやはりしっかりアピールしていくということも大切なのかなというふうに思うんです。

稲高がなくなってしまうと、本当にその地域、東伊豆町というものも、お家断絶とは言いませんけれども、将来にすごく暗い影を落としてしまうことになるので、ここはひとつ県とよく協議しながら進めていっていただきたいなというふうに思うんです。

今、教育長が触れましたふじのくに魅力ある学校づくり推進計画、これは静岡県立高等学校の第3次長期計画という形の中で、総合教育会議の町の会議の中でも触れていましたけれども、かなり大きな形で、今後の高等学校の在り方というところで、中高一貫教育の充実というところが出てきている、それも十分、教育長御承知のことだと思えますけれども、その辺のところを今後また進めていければいいんじゃないか。

やはり特色のある教育、この中高一貫教育というのは、英語教育ですとか、専門教科の教育といったようなところが重視されるんでしょうし、また、うちの町の場合は観光の町ということもありますので、観光に特化したクラス設定ですとか、そういう中学からこの町に親しみながら、この町をどうやっておこしていくかというようなつながり、高校、高校を卒業して大学に行って、その観光というものをまた専門的に学んでいく、そういうような姿勢。そのことによって、いずれまたうちの町に帰ってきて、そして、この町の支えになってくれ

る若者の人間づくりというものの形成、そういったことも視野に入れていく必要があるのではないかなというふうに思います。

それと、3点目の質問をしました、幼保一体型子ども園ということで、昨日、稲取保育園が認定こども園というような話があったかと思います。これはもう仮定の話で、民間の施設のこと、方向性なんでしょうけれども。うちの町から支援しているという形もあると思いますものですから、今の段階でどういう形になっていくのかということが分かりましたら、お知らせ願いたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、高校の問題、やはりこれは須佐議員の言ったように、これは町にとっての大問題でございます。今、稲高を存続するために河津町と連携して協議会を立ち上げております。その中で様々な、どのような方向でいくかということを検討している段階ですので、まだ結論が出ておりませんので、そういう状況であるということだけは理解していただきたいと考えております。

さらに、たしか松崎、連携でやっております、その中で、効果ですか、それがまだはっきり見えてこないんですね。後で教育長が言うと思いますけれども、たまたまうちは教育何ていうの、いわゆる校長会の話合いが、東伊豆の教育会議の話の中で、普通は小中、幼稚園です。そこに稲高の校長も入っております。それは何か全国でも珍しいらしいです。それはまた教育長から答弁させますけれども。そういう中で、ある程度、それも学校の先生との連携ができれば。僕、初めて熱中に稲高の臨時で英語の先生、行ったのを初めて聞きましたが、そういうことができるのであれば、それはまたそういう連携というなり、それはまた一つの道だと考えておりますもので、それはまた検討させていただきたい。

あと、保育園の関係ですけれども、基本的には、稲取保育園に関しましては、もう前回、認定こども園というのは民間でやっていきたいということは、もう町に話をかけてありました。そういう中で、今回一般質問があるもので、そういう話をしてもいいですかっていったら、いいですよと言われましたもので、多分、新年度、令和4年度から稲取保育園はそういう形で進むのではないかと考えております。

県に対する申請書の不備があれば、それは遅れる可能性もありますけれども、現在では一応、令和4年度から認定こども園をやっていきたい、そういう趣旨のことを言っておりますので。そうなりますと、ますます幼稚園もなかなか厳しいもので、今、協議会を立ち上げて、幼稚園の在り方を検討しております。

そういう中で、先般の栗原議員に言ったように、町では一応、認定こども園、これは考えておりません。その中で、認定こども園でなくても、一応、父兄たちが望むような保育環境をつくっていきたいと考えておりますので、町の姿勢として、そういう考えでございますもんで、その辺は御理解願いたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 今、町長のほうから言われた稲高の校長先生が入る会議というのは、園長・校長会というのがありまして、稲取幼稚園、熱川幼稚園、あと小中の4人の校長と稲取高校の校長先生が入って、互いに情報交換をしたり、互いの研修を進めたり、そんな会議が2か月に1回行われています。これは県下でもほとんどないんじゃないかなというふうに、珍しい会議です。稲取高校の校長先生も、昨年度来たときに非常にびっくりされていて、こんな会議があるんですねなんていうことで、お互いの情報交換、例えば稲取高校で今こんなことをやっているもんで、中学校、小学校のほうに生徒を派遣してもいいですかみたいな、そんな申出もあったり、あるいは幼稚園のほうから、高校生に保育実習に来てもらおうと助かるよなんて話があったり、実際にそれを進めていたりします。

あと、稲取地区に関しては、これはもう何年も前から行われているんですけども、幼小中高の先生方が一堂に会して研修会をやったり、高校の先生方が小学校、中学校に授業研究を見に来たり、そんな研修も進めています。

あるいは、生徒の交流などもあって、新体操の生徒が実際に小中学校に来て、マットの実技を実践を示してくれたり、そんな活動も行っています。

あるいは、今年度からは市町駅伝の練習を稲高の陸上部の顧問の先生が指導をしてくれたり、そんな交流もあります。

（何事か言う声あり）

○教育長（横山尋司君） コーチに来てくださったのは昨年度から、今年度からはスポーツ教室という形で、駅伝の選手の強化をしてくれる、そんな活動も行っています。

ですので、地域連携型の中高一貫をあえてつくらなくても、そういう連携はこれまでもかなり行っておりますので、これからもそのほうを進めていきたいなと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、変化に対応した教育のあり方についてを許します。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 変化に対応した教育のあり方についてということで、第2問、質問さ

させていただきます。

学習指導要領が改定され、小学校は令和2年度から、中学校では本年度から、新学習指導要領が実施されることになった。情報処理やICTを活用した教育がスタートしたことになる。一方で、実際に見たり聞いたりといった体験的な学習が今後より一層重視されるべきものと思う。

その点を踏まえ、次の点について伺う。

1、新型コロナウイルスの感染拡大から1年以上経過するが、心配されたカリキュラムの遅れ等の問題は解消されたか。

2、GIGAスクール構想の取組状況について、当町では早くから導入が進められていたが、子供の対応力はどうか。また、導入に当たっての問題点等は報告されていないか。

3、平和の尊さが叫ばれる中、中学校の修学旅行の日程に余裕を持たせ、被爆地広島に訪問することを提案したい。財源はふるさと納税から工面することが可能と思うが、検討できないか。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） やはりこれも教育関係でございますので、教育長から答弁いたします。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） それでは、須佐議員の第2問、変化に対応した教育のあり方については、3点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、昨年度は4月、5月の全国一斉休校の影響から授業日数の不足が見込まれたため、各校で夏休み期間の短縮や行事の見直しを図るなど、様々な工夫をし、授業時間を確保してまいりました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響による休校措置等もなく、各学校で対策を取りながら学校運営に努めた結果、当初予定していた学習内容については、完了したと報告を受けておりますので、心配したカリキュラムの遅れ等については、特にないと認識しております。

次に、2点目についてですが、当町では、無線LANによる学校内の通信ネットワークの整備と、小学校4年生から中学3年生までの1人1台端末の購入が昨年9月に完了し、今年

3月には、小学校1年生から3年生までのiPad導入も済ませ、授業等で積極的に活用を行っております。

子供の対応力についてという御質問ですが、端末の利用については、子供たちも慣れるのが早く、小学校高学年と中学生については問題なく対応できていると認識しております。

しかしながら、小学校の低学年については、ローマ字入力に慣れるのが難しいため、操作が簡単な学習コンテンツを活用するなどの工夫をしながら授業に取り組んでおります。

また、導入に当たっての問題点については、今年度よりICT支援員が各学校を訪問し、サポートを行っており、問題が発生した場合や教職員の相談など、順次対策を取っておりますので、今のところ大きな問題点はないと考えております。

まだ取り組み始めたばかりの事業ですので、各学校とICT支援員、教育委員会が今まで以上に連携して、これからも積極的にICT教育を推進してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目についてですが、被爆地である広島を訪問先とした修学旅行を実施することは、平和の尊さを学び、国際平和の発展に寄与する態度を養う意味で大きな意義のあることだと思います。保護者の経済的な負担が緩和されるのであれば、選択肢の一つとして学校に提案することも可能であると思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） ありがとうございます。

昨年の突然の休校ということで、3か月ほどですか、学校がお休みになったということがあります。学校というところは、私が言うまでもなく、インフルエンザ等は毎年ある中で、すごく感染予防というものには敏感なところだと私は思っています。そして、マスクであって、手洗いであるとかということは、うがいということは、もう徹底的にやっているのが学校だと思うんですね。そんな中でなぜ休校だったのかということが、これはちょっとまた話が横にそれますけれども、残念だったといいますか、もちろん大過がなかったことはよかったことなんですけれども。

そして今、教育長の答弁の中で、カリキュラム等も遅れずに済んだということは、すごくよかったなと思います。やはり保護者の方も、その辺のところは心配されていたんじゃないかというふうに思います。

そして、G I G Aスクール構想ということで、今日、資料の中で、また資料を用意させてもらいましたけれども、これは静岡新聞の記事で、今年の1月27日ということで、先行整備の東伊豆町ということで、これは、町長にも早くから御理解いただいた中で、このG I G Aスクール、取組が進んでいったというふうに私も認識しているところであります。そして、この今の学習指導要領がそういう方向ですので、急速にそういった形の対応もされているということになるかと思えます。

しかし一方で、学校の中、今、W i - F iの環境整備が整っているということでありましたけれども、それはあれでしょうか、教室の中で、各教室でW i - F iが使えるようになっている、例えば専門の教科の教室ですとか、そういったところはどうかという、ちょっとその辺もお聞きしたいところです。

それとあとは、昔は宿題といえば、教科書とノートを家に持って帰って、その宿題をやったという、私たちの時代といいますか、そういう時代があったわけですがけれども。これから先、i P a d等で宿題をやるという形になりますと、家庭環境のそういったW i - F iの整備ということも、その家庭によって違いがあってはいけないのではないかというような形を思うんですけれども、その辺のところは教育委員会ではどういう把握をされているのか。家庭での差があってはいけない、その辺のところですね。

そして、この文科省のほうでも、今、若年層の近視、目が悪くなるというようなことが言われている中で、今後注意しなければいけないんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺のところ、まだ始まったばかりなんで、対策等はないと、まだこれからの検討課題と思いますけれども、そういった近視ですとか、そういったようなことはどうか。

それと今、小学校1年生から3年生までi P a dという形、各1人1人という話がありました。4年生以降というのは、これは今後どういう形で取り組まれていくのかということも、もしあれでしたらお聞きしたいと思えます。取りあえずそれ。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） まず、1点、4年生以上はC h r o m e b o o kという、i P a dではなくて、パソコンのちょっと小さいやつという感じです。だから、小さなパソコンがあるというふうに思ってください。3年生までがi P a dです。

W i - F i環境は、全ての教室から操作できるようになっております。

先ほど申し上げた子供たちの対応力はすごいということの一つの例として、例えば自分は3月まで熱川中学校にいましたので、熱川中学校の例で言いますと、グーグルを使うんで

すけれども、グーグルの中にある J a m b o a r d と言って、ホワイトボード、1人1人がそこに自分の意見を書き込んで、同時に全員が見れると。1つの意見に対して、僕はこう思う、私はこう思うというのを自分で書き込んで、それが同時に全員に見れる、そんな機能を使った授業を行ったり、先生があらかじめ動画を撮って、その動画を流して、子供たちが一斉に見て、それに対する自分の意見をノートに書いたり。あるいは、その J a m b o a r d に意見を書き込んだり。あと、世間一般的には Z o o m というのが一般的なんですけれども、グーグルでは M e e t というウェブ間用のアプリがあります。それを使って縦割りの班で1つの意見に対してどう思う、こう思うということを1年生から3年生までが同時に会議を行う。それも、全て、だから自分の教室から、それぞれの教室にいて、1年生から3年生も自分の教室にいて、同時に会議を行う。だから、全校で何グループあったかちょっと忘れちゃったんですけれども、幾つかのグループに分かれて、自分の机から意見を言う、1年生が3年生に向かって意見を言う、そんな授業もやっていました。

そういうことが実際に行われておりますので、非常に子供たちの対応力、それに対しての先生方の技術の習得も必要になってくるんですけれども、そんな授業が実際に行われております。

それと、近視のことに關しては、ちょっとまだ始まったばかりの事業ですので、ちょっとまだ対策は取っていません。今後検証する中で、取っていききたいなというふうには考えております。一応、使用に関するマニュアルがありますので、長時間の使用に關することに関しではやめるようにという、その程度の指導しかまだできておりません。今後検証する中で、その対策も取っていききたいなというふうに思います。

私からは以上です。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） それでは、私どものほうから、通信環境の件の御質問がございましたので、回答させていただきます。

家庭によって通信環境が違うんじゃないかということで、各家庭の調査も学校のほうからやっていただきまして、確かに通信環境がよくない家庭というのはございます。もしもどうしても家庭でできないという場合は、今までの対応ですと、コロナの関係もあって、学校に数人でしたら来てもらって、学校でできるということを進めたいなと思っておるんですけれども、ベストは家庭でできるのがもちろんそうなので、緊急の対応として、モバイル用の W i - F i の機器は町でも買って用意してございます。ただ、一番の問題点は、通信料ですね。

費用がかかってしまう。各家庭で同じ環境を保つために、家庭状況によって通信費用を負担できる、できないの問題が出てくると思っています。それにつきましては、町からも何とか国のほうへ要望を出しておるんですけれども、教育環境を平等にするためには、家庭の環境で、払える、払えないで不平等があってはまずいだろうということで、できれば私どもの希望としては、子供の教育のための家庭のWi-Fi環境については、何とか無償にならないかなということで要望は出させていただいております。

地域によって、その差もあるでしょうけれども、全国的にどうしてもそういう環境が整わない家庭というのはあるはずですので、それは、私の個人的には、国策で無料の環境を整えてもらいたいと思っています。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） この料金関係でございます。教育委員会はそういう点は問題ないと言われましたもので、町といたしましても、それは国のほうにそれをなるべく無償でやるような方向で要望はしておりますもので、それは御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 今、答弁いただきましたけれども、新しく始まったことということで、様々困難な点もあると思いますけれども、一つ一つまた解決して行って、またその国費という話がありましたものに関しましては、議会側もどういう形になるか分かりませんが、そういう形の要望活動というものをやっていく必要があるんだなというふうに感じました。

3点目の被爆地広島への修学旅行の件についてですけれども、教育長から今、意義のあることだというお話がありました。これは私、平成30年の6月議会で質問したんですけれども、時間切れでちょっと途中で尻切れトンぼになってしまったものだったんです。以前も熱川中学校のほうで広島に訪問されたことがあったという話がありまして、そのときに担当された先生にもちょっと話を聞いたりしたんですけれども、そのときは2泊3日の行程だったと聞いておりますけれども、なかなか2泊3日ですと厳しいものがありますから、3泊4日という形で、これは自治体のほうで、各学校のほうで設定ができるものであるのかなというふうに感じておりますので、少し余裕を持たせながら、そして、京都、奈良って、今はもう本当に旅行ブームですから、みんな友達同士でもそういうところへ行くわけですから、本当

に修学旅行として行く場所ということ、平和の尊さを学ぶというところでは、やはり被爆地を訪問するというに意義があるんだろうと。

それと、先ほどの中高一貫じゃありませんが、今、稲取高校では長崎なんですね、修学旅行が、に訪問しております。そういった観点から言いましても、中学で広島訪問というのもぜひ実現させていただきたい。

そしてまた、費用面ということは、各家庭も本当に大変ですので、教育のためにふるさと納税の一部を使用させていただくということは可能なかどうか、その辺のところを町長からお聞きするのが適切かと思っておりますので、お願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 修学旅行に関しては、学校の考え方があって教育長が一応その辺のところを。

ふるさと納税は、その町が助成するか。これは当然、熱中だけでなく、やはり全て平等にね、ある程度また、稲中もそこへ行きたい、それぞれそういうことに、本当、保護者とかそういう学校、特に保護者ですね。保護者の要望が強かったならば、それは町としてもひとつ考えてもいいのではないかなとは考えています。ここで必ずやるということは言えませんもんで、その意図がね、どういう意図であるかという中で、それは町としては考えていきたい。そのように御理解願いたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 修学旅行の日程に余裕を持たせて3泊かどうかという話なんですけれども、中学生の発達段階のことを考えたときに、2泊3日の修学旅行でもかなりきつい。きついというのは、健康管理上かなりきついんです。例えば2泊3日の修学旅行を全てバスで移動する、でしたら何とかなるかなとは思いますが、今ほとんどの学校が、1日目は、例えば奈良、京都に行くとしたら、1日目は奈良に行って、奈良はバスで移動します。2日目は京都に来て、京都を1日、班別の自主研修をやります。3日目の午前中にタクシー研修というのが多いんですけれども、そこも班別の研修を行います。帰ってきた新幹線の中はもうぐったりしています。それを3泊4日となると、かなりきつくなるかな。ですので、余裕を持たせるのはいいんですけれども、その後の授業等に余裕がなくなってしまうかなって、逆に。

ですので、一般的には、これは決まっているわけじゃないんですけれども、小学校で大体1泊2日、中学校で2泊3日、高校で3泊4日みたいな、その成長段階に合わせて泊数が決

まっているようなところがあります。これは必ずしもどこもそういうふうになっているというわけではないんですけれども、そんなような日程が多いですね。

あと、やはりどうしても自主研修をやらせたいという学校が多いですので、広島に行ってしまうと、京都、奈良は省かなければいけなくなってくるのかなんていうふうに思います。

また、約20年ぐらい前なんですけれども、平成10年から12年、あるいは熱川中学校では平成10年、稲取中学校では平成10年から12年まで複数年、広島に行く修学旅行をやっていますが、やはり費用面とか、子供の体力のこと、移動にかかる時間等を考えたときに、広島はちょっと難しいよねという話になって、元の京都、奈良に戻ったという経緯があるようです。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 今、いろんな事情も伺いましたけれども、またその検討課題ということでお願いしたいなというふうに思います。この答弁はいいです。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、当町の景観への取組についてを許します。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 3問目です。

当町の景観への取組についてということで、当町の景観への取組についての方針はどのようなものか、町長の考えを伺う。

1、当町は、景観行政団体に移行したが、具体的な方向性と景観計画の策定状況はどうなっているか。

2、旧大川グランドホテルの廃屋については、これまでも景観上の問題点を指摘されてきた。平成30年6月の定例会において質問した際、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、解体を実施するには時間を要すると答弁されましたが、この法律によって設置された町の空き家等対策協議会では、廃屋の撤去についての議論はされているか。

3、特措法によれば、空き家の所有者に対し、自治体は周辺的生活環境を保全するための助言や指導をすることができるかとされるが、その経過を問うということをお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 須佐議員の第3問、当町の景観への取組については、3点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、令和5年度に景観計画の策定及び景観法委任条例の制定を予定している旨の協議書を県に提出し、令和2年4月1日をもって、景観行政団体に移行したところであります。

昨年12月議会で内山議員の一般質問にも回答いたしましたが、方向性を決定するためにも、まずは多くの町民の方々に聴講していただきたく、令和2年度に景観講演会の開催を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止策として延期したことは御承知のことと存じます。

今年度につきましても、感染状況等を見極めながら、開催可能な時期を検討しているところであります。

したがって、景観計画の策定につきましては、予定より遅れることになるかと考えますので、御理解を願います。

次に、2点目についてですが、空家等対策協議会につきましては、平成28年度及び29年度にそれぞれ2回ずつ開催されていますが、これは主に空家等対策計画を策定するためのものであり、具体的なこの廃屋の撤去については協議、議論されておられません。

次に、3点目についてですが、町が法律に基づき助言や指導を行うためには、該当する空き家を特に特定空家等に認定する必要がありますが、現状では認定を行っていません。認定された空き家につきましては、助言又は指導、勧告、命令の順に手続を進め、命令に従わない場合は、代執行により町が空き家を除却することが可能になります。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 資料で、昨年ということの資料になりますけれども、やはり静岡新聞で、景観行政団体になったということでもあります。他の町のことを言うのもなんですけれども、南伊豆町で景観計画というものがなされた、この冊子、私もインターネットを通じてもう拝見しましたけれども、かなりそのボリュームがある、60ページぐらいありまして、その中にすぐに計画を策定するのも、これも大変なことなのかなと。今、町長より言われましたように、町民の意見を多く広く聞きながらという形のものなんだろうなというふうに思うんです。

そんな中で、やはり今、総合計画の策定にも入る段階でもあると思います。そういった形で、この景観というものをまちづくりとして捉えるということも一つあるのかなと。景観ま

ちづくり、うちの町はまちづくり条例というものもまだないわけですがけれども、今後そういったような形のものを担当課のほうでも考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺のところも、もし分かるところで御答弁いただければと思います。その総合計画の中で、やはり景観というものも同時にまちづくり等とリンクさせていく必要があるのかなというふうに感じます。

それと、この旧大川グランドホテルについてなんですけれども、先日、新聞に出ていましたけれども、下田の旧富士屋ホテルが解体が始まったということで、これは行政代執行というか、その業者が自主的に解体を始めたというような形の記事だったかと思います。

うちの町の場合は、今、大川グランドホテルの所有している方との、何ていうんでしょうか、町とのやり取りですね。この今の状況を、やはり観光客の人が入ってきたときに、今すぐ目の前にこういうふうにあると。また、周りに及ぼす危害もあるとか、話によりますと動物がすみついているとかっていう話もありますけれども、そういったようなこと、今の状況を管理されているところに訴えて、こうしてほしいといったようなことは言っておるのかどうか。その辺のところをちょっと確認したいんですが。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、景観などのまちづくり条例、これは町としてはやりたいんですけれども、これを作るためには、やはり地域住民の合意が絶対必要です。やはりある程度規制いたしますもんで、このまちづくり条例、なかなか策定するのは厳しいのかなと考えておりますが、樹木を保存するためには、それなりのまちづくり条例、私は必要だと感じておりますけれども、基本的には住民の合意、これがなければまちづくり条例は大変厳しいと考えておりますもんで、その辺はやはり住民の方のこういうふうな町にしたいという中で、その中でやっていけばいいのかなとは考えております。だから、基本的にはまちづくり条例につきましては、やるとしても付近の住民を集めた中で、町としてはこういうことをやりたいんだけどと提案した中でやっていくんだけど、なかなか厳しいのかなって、今、自分の頭の中ではあります。

それに大川の件に関しても、また後でやりますけれども、以前の議会でも言いましたけれども、アスト会館も大学の話がありました。そのときは大学が設置した場合は、もう大川の廃屋を壊すと、そういう話までありましたけれども、残念ながら私の力不足でこれはできませんでしたが、これはもう私が町長になって、大川の廃屋も懸案事項でございますが、これはまた町一存ではいきません。そういう中で、特措法が出て私もありがたい、すぐにで

きるのかなと思いましたがけれども、特措法が出たときもいろいろ弁護士さんのいろいろあった中で、廃屋はそんな簡単に撤去はできませんよ。いろいろ手続があった中で、最終的には、相手がやらなければ、その税金を使います。この税金も多額になりますもんで、私最初に言ったように、廃屋を取り壊すときは、やはり住民のお声がなければ、税金を使いますと、その税金が戻ってくればいいんですけれども、絶対戻ってこない可能性が強いもんでね。その辺はまた住民の合意の中で、その廃屋の撤去はしていきたいとは考えておりますけれども、なかなかもう厳しいのではないかと考えております。

現状につきましては担当課長のほうからどのようなことをやっているか説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 旧大川グランドホテルの所有者とのやり取りについての御質問についてお答えします。

この所有者につきましては、令和元年11月6日付で企画調整課のほうから周辺に迷惑がかかることであるとか、あとは町の玄関口にあるものですから、景観的に非常によくないので、町のイメージ低下につながるので、今後どうするかということについて御一報下さいということで、郵便にて通知をしておりますが、それについて回答は一切返ってきていないような状況でございます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 須佐議員、発言時間の制限が迫ってきておりますので、ちょっと御注意ください。

では、発言をどうぞ。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） いろいろ難しい問題等もあると思うんですけれども、引き続き働きかけをお願いしたいと思います。そして、行政代執行になりますと、それこそ今、町長言われましたように、多額なお金がかかるというような形の中で、ただ、今、企画調整課長のほうから、そういう形で働きかけをしているんだらうなと思いましたが、今後も引き続きやっていただきたいなということと、また、景観についても、全体の計画というものについても、また引き続きお願いしたいなというふうに思います。もし答弁があれば。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） その大川の廃屋ね。これはもう東伊豆町の恥ですから、はっきりいっ

てね。やはり玄関口にあんな建物があつた中で、町のイメージとしてはもうどうしようもないもんで。これは基本的には粘り強く、企画課長が言ったように、まず文書を出した中でやっていった中でも、最終的にどうしようもなかったならば、ある程度またこれはもう税金を投入した中でやらざるを得ないのかなと思います。これ本当に今、厳しい状況の中で、それが果たして住民の合意が得られるかどうか。それはちょっと確かにありませんけれども。これに関しても粘り強く町としては対応していきたい、そう考えておりますので、御理解願いたいと思います。

それと、景観につきましては、本当にまずは皆さん方に景観の講演を聞いていただいた中で、ニシムラ先生がね、あまり固くやるよりか柔軟に緩くやったほうがいいですよって、そういうアドバイスを受けております。まず町民の方に景観の講演会を聞いていただいた中でやっていきたいと考えております。その中で、やはりちょっと1年遅れましたけど令和、今年度と言いましたけれども、また県のほうに、令和6年度ということでもた言っていくつもりでございます。コロナがどうなるか分かりませんが、やはり基本的には計画が1年遅れたという中で御理解願いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（稲葉義仁君） 以上で須佐議員の一般質問を終結します。

この際、10時45分まで休憩とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

---

◇ 西塚孝男君

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員の第1問、新型コロナワクチンの接種についてを許します。

6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 私の質問は2問から成っていますので、よろしく申し上げます。

1問目、新型コロナワクチンの接種について。

今、町では新型コロナワクチンの接種が開催されているが、次の点について伺う。

1、ホテル、旅館で働く従業員の中には、諸事情により住民登録をしていない人がいるのではないか。その人たちにはどのような対策をしているのかを伺う。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 西塚議員の第1問、新型コロナワクチンの接種については、1点からの質問ですのでお答えいたします。

ワクチンの接種につきましては、住民登録に基づき接種券が発行されており、その住所地より接種についての案内がされることとなっております。ワクチンの配分の関係もあり、基本的に登録された住所地で接種をすることになっておりますが、やむを得ない事情により登録住所地での接種ができない場合は、住所地外接種という方法があります。個別の案件となりますので、担当課に御相談いただきたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 補足をさせていただきます。

住所地外接種ですけれども、やむを得ない事情ということで、傾斜配分でワクチンの配分数とかが管理されている事情もありまして、基本的には住民基本台帳に基づいたワクチン数というのが基本となっております。ですから、住民登録をしていただいた住民に接種するのが基本となっておりますが、やむを得ない事情により住所地外で接種できる例がございます。例としては、出産のために里帰りをしている妊産婦、単身赴任者、遠隔地へ下宿している学生、DV・ストーカー等、児童虐待、これらに準ずる行為の被害者、入院、入所者、基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種、副反応のリスクが高いため、体制の整った医療機関でやる場合、市町村外の医療機関からの往診により、在宅で接種を受けたりする場合、あるいは災害による被害に遭った者、それから、拘留または留置されている者。その他、やむを得ない事情があり、住民票所在地外に住居している者ということで、担当課、健康づくり課になりますけれども、保健センターのほうに個別のやむを得ない事情等を御相談いただいて、それに足る内容であれば、住所地外登録という形の中で接種が可能というふうに今示されております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） そうしますと、諸事情で、本当に住所を持ってこれなくて、元いた住所にそういう通知が来ている人は、もしそういう通知をこちらに送ってもらって、町のほうへ届けばできるということですか。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） そのような形で対応していただければ可能となります。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） あと、それと、今、この町には旅館の従業員として外国人が非常に多く働いているんですよ。その人たちの対応はどのようになっていますかね。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 外国人の方でも住民票を登録することは可能ですので、基本的には住民登録をされている方であれば、接種対象となっております。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） そういうことは、各旅館の社長さんとか事務の人たちがちゃんと住民登録を町にしていれば、そういう通知がちゃんと来るということですよ。それで間違いありませんか。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 住民基本台帳にのっとっておりますので、登録をされた方には通知が届く形となっております。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 本当にこの町は観光立町で、いわゆる旅館業というのが一番最初にお客さんと接すると。そういう中でコロナという問題があると、この町に対しても非常に大きな痛手となると。そういう中で、やはりそういう方々の町からのそういうことができるんだから、早くお願いしますとかっていう通達をしてもらったり、そういう投げかけをしてもらうと、非常に分かりやすいのかなと。なかなかそういう通知が、この前の回覧板を見ても、

そういう対応のあれが載っていなかったもので、そういうところをちょっと町としても、各旅館、外国人さんが働いているところ、そういうところにちょっと念を押してもらって、通知をしてもらうようなことをしてもらったらいいかなと思うんですけども、どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 西塚議員が提案したように、やはり町といたしましても、1人でも、外国人であろうが接種していただく、これがもう基本でございますから、そういう中で、分からなかったら、町というか観光協会としてぱっとね、一応こういうことがありますもので、外国人の方の住民登録をお願いします、やっていないからお願いします、これは投げかけてもいいと考えておりますので、その辺は観光協会を通じてまた後でやっていきたいと考えて、どこが主体になるか分からないが、何しろそういうそのような方向でやっていきたいと考えております。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） ひとつそのところを、さっき言ったように保健福祉センターとかそういうところに来てもらえば、全部できるんだよということを通知をしてもらって、皆さんに分かるようにやってもらうようにしてもらいたいと思います。これで1問目は終わります。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、大雨による雨水対策についてを許します。

6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 2問目の大雨による雨水対策について。

近年、異常気象により、雨が集中的に降り、現状のグレーチングや集水ますでは道路に流れ出す雨水を取り込めていないのではないかと。そこで、次の点について伺う。

1、各区から雨水処理、側溝の改良の要望は何か所出されているのか。また、対応できた箇所は何か所か。

2問目、稲取温泉場の喜久多旅館からサンライズテラスまでの間の道路は、大雨のときには多量の雨水が道路に流れ、観光客、従業員等が通行するのに大変な思いをしている。何か対策を講ずるべきと考えているが、よろしくをお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 西塚議員の第2問、大雨による雨水対策については、2点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず1点目についてですが、雨水対策に関する各区からの要望箇所につきましては、令和2年度におきましては20か所の要望があり、4か所について、限られた予算の中で対応いたしました。

雨水処理に関する要望箇所につきましては、側溝や集水ますの維持管理を実施し、道路の崩壊につながるような要望箇所につきましては、側溝改良工事により対応しております。

次に、2点目についてですが、近年の異常気象による大雨等によりまして、様々な場所におきまして支障があることは認識しており、水路や側溝等の維持管理に努めているところであります。

町といたしましては、各区から提出されました要望書を精査するとともに、各区の優先順位を第一と考えまして、併せて緊急性も考慮した中で、予算の範囲内で対応しておりますので、議員御指摘の箇所につきましても、要望事項の一つとして提出していただければ検討してまいりたいと考えますので、御理解をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） いわゆる20か所のうち4か所という中で、いろいろな、ちょっとした枯れ草が詰まったとか、いろんなことがあると思うんですけども、今本当に集中豪雨ですか、短時間に物すごく雨が降ると、そういう中で、これからは入梅時期に入ると、そういう中で、そういう箇所、よく今まで出たようなところの簡単に処理ができるようなところは前もってのそういう対策が必要なのかなと。

それと、いわゆる先ほど言いましたように、稲取温泉のほうは一番の低いところにあると。上からの水、小学校からの水、イオンからの水とかいうのが全部集まってくると。そういう中で、あそこが物すごく盛り上がる。雨のときはすごく盛り上がるんですよ。自分にはそういう設備のことはプロじゃなきゃ分からないと思うんですけども、どうしてもあそこにあるますでは補い切れないのかなというのがあって、また、あそここのところは、自分も区のほうに言っているんですけども、あそこ自分が子供の頃は田町地区だったんですよ。今、西区になったのか、そこの辺がね、どこの区なのかというのが分からないですけども、どこの区なんですかね。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 確かに西塚議員の言ったようにどこの区かはちょっと精査しなければ分かりませんが、基本的にはその場所が文化公園じゃないですか、はっきり言って。そこでいつも防災活動は西区がやっておりますもんで、多分、西区の要望でいいんじゃないかと自分は考えておりますけれども、それはちゃんと精査、ちょっとまた調べてみます、その地区がどこかということは。たしかちょうど田町と西区の入り組んだところでちょっと分かりませんもんで。基本的には、例えば田町区であっても、西区のほうが使い勝手が多いですから、それは西区の要望として受けてもらっちゃえばいいんじゃないのかなとは考えておるわけでございます。

それでまた、今言った現場をちゃんと建設課が現場を見た中で、今言ったようにさすが悪いのかどうか、その辺またちょっと見させていただいた中で、また区の要望とかの中で、それは検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 本当にいわれる稲取温泉の入り口でもあるし、あそこが非常にね、ちょっとこの前、ビデオを見ていたんですけども、物すごく盛り上がってくるという中で、やはり従業員とかは歩いてくるんですけども、大変な思いをしているということですね。できればちょっと対策を早急に考えてもらえないかと。また、あるほかの地区でもそういう要望が出ている。いろんなところにね、いわゆる県道ですけども、稲取中学校の下なんかは水がたまって、車で行くと浮いちゃって危ない、事故になりそうになるとか、そういうところも県のほうに町としては要望させてもらったりするのがいいのかなと。

それで、そういうのをね、やはりこの自然災害というのはだんだんと今までよりも大変多くなっていると。そういう中で、東伊豆町の、いわゆるこの前も何ですか、急斜面の見守りもしているような形で、やはりそういう雨水対策のいわゆるもう町としてはね、区の人たちと一緒に回ってもらえば、そういう箇所が分かってくるんじゃないかと。要望を待っているんじゃなくて、一緒にそういう対策を取ってもらえばいいのかなと思うんですけども。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 現場はですね、やはり現場は周りを見た中で、いいのかどうか見てみますけれども、見切れないもんで、基本的には区長さん、いろんな方をお願いしたりで、こういうところがありますよとか町にまた言っていただければ、それはまた見に行きます。また、人数に限りがありますもんで、一応、現場があったとき、現場へ行く途中、そことか見

ますけれども、きめ細かくちょっと見れないもんで、その辺はまた皆さん方の情報提供をいただければ大変ありがたいと思います。

また、今、西塚議員が言った国道の135号に関しましては、そういうことでいえば、町からも県の土木にそれは要望いたしますもんで、そういう情報提供はまた町のほうにいただければ大変ありがたいなと考えて。町といたしましても、パトロールはいたしますもんで、それ以外、また見落とすところがありますもんで、いろんな面で町民からの情報はまたよろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） これで私の質問は終わります。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、西塚議員の一般質問を終結します。

この際、11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

---

◎日程第2 議案第32号 東伊豆町浄化槽法施行条例の一部を改正する条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第2 議案第32号 東伊豆町浄化槽法施行条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第32号 東伊豆町浄化槽法施行条例の一

部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

東伊豆町押印見直し方針・判断基準を踏まえた押印の見直し等に伴い、条文の整備を図る必要が生じたことから、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第32号 東伊豆町浄化槽法施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

お手元の資料により主な内容を御説明させていただきますので、2枚目、東伊豆町浄化槽法施行条例の一部改正資料を御覧ください。

1番目といたしまして、押印の見直し等に伴い、条例に規定された様式を新たに制定する規則に委任するための改正で、条例中の様式を削除するとともに、規定の整備を図る内容でございます。

2番目といたしまして、法改正による第3条第2項中、浄化槽清掃業の許可の有効期間を2年とする改正及び3番目といたしまして、その他、字句の改正でございます。

附則といたしまして、第1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の東伊豆町浄化槽法施行条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

第2項、この条例の施行前に浄化槽清掃業の許可を受けている者は、この条例第3条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可書の交付を受けた者とみなすということで、以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第32号 東伊豆町浄化槽法施行条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第33号 財産の取得について

○議長（稲葉義仁君） 日程第3 議案第33号 財産の取得についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第33号 財産の取得について、提案理由を申し上げます。

去る6月1日に施行された随意契約の結果、契約金額2,194万5,000円で株式会社モリタ東京支店と売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び東伊豆町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本事業につきましては、東伊豆町消防団第3分団消防ポンプ自動車を導入から28年を経過し、老朽化等によりまして更新する必要があることから、購入するものであります。

詳細につきましては、防災課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） ただいま提案されました議案第33号 財産の取得について、概要を説明させていただきます。

今回契約を締結します消防ポンプ自動車につきましては、平成4年の導入から28年を経過し、老朽化も進み、部品等の調達が難しくなったことに加え、平成29年3月の自動車運転免許制度の改正により、平成29年3月以降に普通免許を取得した団員が現ポンプ車の運転ができなくなったことなど、今後、入団される団員への対応を考慮し、普通免許で運転が可能な車両に更新、購入する内容でございます。

更新する車両の詳細につきましては、お手元の議案書の3枚目でございます参考資料を御覧ください。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） すみません、ちょっと確認をさせてください。

通常、備品も含めて工事なんかも競争入札という形になると思うんですけども、今回、随意契約の内容になっています。安く抑えるということだと、やはり競争入札だと思いますけれども、消防車は特殊なもので、その辺で随意契約になったのか、その辺の内容を教えてくださいいただければと思います。

○議長（稲葉義仁君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） 普通免許で運転できるポンプ車の製造が、今この契約をしたモリタ1社しかありませんので、競争入札にすることがそぐわないという内容になりましたので、随意契約とさせていただきました。

以上です。

○1番（楠山節雄君） 了解です。

○議長（稲葉義仁君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第33号 財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第34号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第4 議案第34号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第2

号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第34号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に6,930万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を55億1,774万6,000円とするものでございます。

歳入の主な内容ですが、観光地ワーケーション受入補助事業における県の支出金の増額や学校給食センター空調設備更新事業における国庫補助金及び教育債を増額措置しております。また、社会福祉費寄附金といたしまして、1件の御浄財をお寄せいただきましたので、御意向に沿って活用させていただきます。

次に、歳出の主な内容ですが、公共施設等総合管理計画策定委託料や広域入所委託料を増額しております。その他、早急な対応を要する項目について予算措置をいたしたところであります。

必要な財源配分を行った後、財政調整基金からの繰入れ措置をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 総務課長。

○総務課長(村木善幸君) ただいま提案されました議案第34号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算(第2号)について、概要を御説明いたします。

令和3年度東伊豆町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,930万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億1,774万6,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正前の金額に130万8,000円を追加し、3億271万円といたします。

2節児童保護措置費等負担金、細節1子どものための教育・保育給付費負担金130万8,000円の増は、広域入所児童1名の追加に伴うものであります。

2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、補正前の金額に530万4,000円を追加し、593万4,000円といたします。

1節教育費補助金、細節15学校施設環境改善交付金530万4,000円の増は、学校給食センター空調設備更新事業に対する国庫補助金であります。

16款県支出金、2項県補助金、9目商工費県補助金、補正前の金額に3,000万円を追加し、3,033万8,000円といたします。

2節観光費補助金、細節1観光地ワーケーション受入補助金3,000万円の増は、観光地ワーケーション受入事業に対して、県より交付されるものでございます。

8ページ、9ページを御覧願います。

19款繰入金、3項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、補正前の金額に1,981万円を追加し、3,001万1,000円といたします。

2節、細節1財政調整基金繰入金1,981万円の増は、今回の補正における歳入及び歳出予算調製のため、不足額を補填措置した内容でございます。

21款諸収入、4項2目雑入、補正前の金額に276万6,000円を追加し、6,753万1,000円といたします。

9節雑入、細節74コミュニティ防災事業助成金170万円の増は、助成金の決定に伴う増額措置であります。

22款1項町債、6目教育費、補正前の金額に940万円を追加し、940万円といたします。

4節保健体育債、細節1学校給食センター空調設備更新事業940万円の増は、学校給食センター空調設備更新工事に対する地方債を増額措置いたします。

10ページ、11ページを御覧願います。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の金額に366万3,000円を追加し、4億6,729万円といたします。

事業コード14総務課一般事務管理事業、1節報酬、細節1会計年度任用職員報酬159万6,000円の増につきましては、会計年度任用職員1名の採用によるものであります。

5目財産管理費、補正前の金額に310万4,000円を追加し、5,738万8,000円といたします。

事業コード5公共施設等総合管理事業、12節委託料、細節1公共施設等総合管理計画策定委託料275万円の増は、国からの依頼により計画の見直しを行うものであります。

12ページ、13ページを御覧願います。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正前の金額に230万3,000円を追加し、2億1,117万8,000円といたします。

事業コード2地域型保育事業、12節委託料、細節3広域入所委託料230万3,000円の増は、広域入所児童1名の追加に伴うものであります。

14ページ、15ページを御覧願います。

6款1項商工費、3目観光費、補正前の金額に3,101万1,000円を追加し、1億1,852万7,000円といたします。

事業コード1地域観光振興対策事業、18節負担金補助及び交付金、細節10観光地ワーケーション受入補助金3,000万円の増は、宿泊施設のワーケーション受入れに必要な整備に対し、補助を行うものであります。

16ページ、17ページを御覧願います。

8款1項消防費、4目防災対策費、補正前の金額に131万9,000円を追加し、3,497万7,000円といたします。

事業コード7防災施設等整備事業、17節備品購入費、細節1防災用器具備品131万9,000円の増は、コミュニティ防災事業助成金の交付決定により、自主防災会等に対するLED投光器を購入するものであります。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食費、補正前の金額に1,632万4,000円を追加し、6,651万5,000円といたします。

事業コード1学校給食センター事業、14節工事請負費、細節1空調設備更新工事の増は、国庫補助金や起債を活用し、学校給食センターの空調設備更新工事を行うものです。

18ページ、19ページを御覧願います。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費、補正前の金額に160万円を追加し、172万2,000円といたします。

事業コード1農業用施設災害復旧事業、14節工事請負費、細節1災害復旧工事の増は、農

道クルチガワ線擁壁復旧工事によるものです。

恐れ入りますが、3ページへお戻りください。

第2表地方債補正であります。学校給食センター空調設備更新事業を追加計上しておりますので、御確認願います。

4ページ、5ページを御覧願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額54億4,844万3,000円に6,930万3,000円を追加し、55億1,774万6,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額54億4,844万3,000円に6,930万3,000円を追加し、55億1,774万6,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が3,712万7,000円の増、地方債が940万円の増、その他が296万6,000円の増、一般財源を1,981万円の増といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番。

○14番（山田直志君） 11ページの公共施設等総合管理計画委託料の件について伺いたいと思います。

まず1点目が、これは国から令和3年度中に策定を求められているという経過があると思うんですけども、とするならば、補正予算ではなくて当初予算で対応すべきものではなかったかということが、1つ質問としてあります。

2つ目に、この総合管理計画とごっくりしているんですけども、委託する内容の範囲というのはどうなってくるのかというのが2点目。

3点目に、当然、この総合管理計画、国で言えば、町が持っている諸施設の延命化をするなり、場合にあっては、維持管理に係るコストを管理するとかということも国も考えて、こういう計画をつくるように指示しているというところがあると思うんです。そうしますと、個々の施設における延命化であったり、廃止するとか、こういうような個々計画に関わる問題も出てくるのかなと思うんですけども、これらについては、この委託調査等の中ではどういうふうに対応されているんでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいま3点の御質問でしたので、順次お答えさせていただきます。

まず、国からの指示に従って、今回補正予算を提出させていただきました。これ当初予算にのせられたんじゃないかということじゃないかなと思いますが、国の文書の発出が1月26日になっておりまして、町のほうで確認ができたのが1月末ということなものですから、ほぼ事務的に予算編成のほうが終了していて間に合わなかったというような事情でございます。

今年度中に実施しますと、特別交付税の措置があるということですので、今回、急遽、補正予算の計上をさせていただきました。

また、委託内容の範囲でございますが、これについても国のほうから総合管理計画策定から一定の期間が経過し、国のインフラ長寿命化計画、あるいは令和2年度に見直されたことも踏まえて、令和3年度中に個別計画を反映した総合管理計画の見直しを行うようにということと、あと、見直しに当たっての考え方のほうも国から示されておりまして、基本的な事項ですとかコストの面ですとか、期間の面ですとか、あとは基本的なこと以外にも、できればこういうことを記載したほうがいいんじゃないかということが細かく明示をされております。この文書につきましては、ネット上等でも確認ができますので、詳細については確認をしていただくか、また担当課のほうにお尋ねいただければと思います。

3点目の延命化ですとか、それぞれのコストのこと等についてどういうふうに捉えるかということでございますが、今回は逆に、昨年度、自前で令和2年度に個別計画のほうを町で策定しておりますので、逆に個別計画を総合計画のほうに反映させろというような趣旨でございますので、そういった方針に従って計画のほうを見直すというような内容でございます。以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番。

○14番（山田直志君） そうしますと、個別計画が既にできていて総合計画、全体でまとめていくということというふうに思うんですけども、そうすると、この策定委託料ということと、委託の業務というのはどの範囲を業者に委託をしていくのかという部分が1つと、そうすると、やはり今、個別計画の問題でもそうなんだけれども、物によって、道路や橋梁みたいにもう既にいろんなチェックをして管理しているというものもある反面、この議会でも問題になっているように、学校なんかの統廃合だとかというようないろんな問題が出てくると思うんですけども、こういう問題のことについては、議会や町民の皆さんに原案的なものを投げかけるとか、そういう機会というものについては、この計画策定の段階で、

どの辺でそういうものについて配慮、検討しているのか、その辺は予定はありませんか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 委託の範囲については、国から示されたものについては基本的に網羅する内容で委託をかけたいというふうに考えております。その内容については、先ほどちょっと触れましたとおり、内容についてはかなり細かいものですから、詳細については、ちょっとここではお答えのほうは割愛をさせていただきたいと思います。

また、それぞれの個別計画でそれぞれの見通しですとか、施設の今後の方針ですとか、そういうことも一定程度は取りまとめが済んでおりますので、それについて今回、総合計画のほうにリンクをさせていくというような内容でございまして、今のところ、パブリックコメント等については、特には計画はしておりません。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番。

○14番（山田直志君） 課長が言われる国のマニュアルなんかでも、やはり議会及び住民等については策定前の段階から丁寧に情報提供するというような一項もあるかと思うんですね。町民にとっても、いろんな施設の言わば廃止やいろんな問題が出てくるということもあるし、ましてこの計画を国に提出するということになれば、出された計画において、やはり一定、将来にわたって、町民はその計画に縛られるということがあるわけですから、最低、その策定の前の段階で、議会や町民に意見を求めるというような手続はマニュアルにも書いてあるわけだから、絶対に私は対応していただきたいなというふうに思いますが、これは町長の政治判断だと思うんですけども、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 内容的には、それらの令和2年度でやった個別計画、それがもう基本になっているという中で、令和2年度のとき……そういう中で、現課はそういう考えでございまして。自分としてはそういう方向で今回はやらせていただければなと考えております。何しろ現課の考えの中で、町はちょっとやっていきたい、そう考えておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほかに質疑ございませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） すみません、1点だけちょっと確認をさせてください。

ページ11の一般管理費の中のダイロクキッチンに関わる修繕だとかエアコンの更新だとかという、金額的には大きくないんですけども、建物もちょっと老朽化をして、今後大規模改修みたいなものの危険性というか、そういう危惧というのはないのかなというふうに思っていることと、あと、この場所は、場所がダイロクキッチンというふうに言われていると思うんですけども、一応ダイロクキッチンの機能はこのままずっと継続をするということ、その2つをちょっと確認させてください。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） まず、1階部分につきましては、鉄筋コンクリート造りであり強固なものですから、今後特に地震等がなければ、大規模な改修は必要ないかなというふうに思います。

2階については、居間のような和室のようなものがありまして、後から乗せた木造建てで、かなりあちこちが老朽化しているというところはございますので、今後、必要に応じて改修が必要になるかなという可能性はありますが、現時点では2階の利用についてはそれほど多くありませんので、大規模の改修のほうは予定をしておりません。

また、今後についてですが、町長のほうの行政報告の中でもありましたが、かなり活発に活用されるようになってきておりまして、4月については25件、5月については15件、またこの中から、利用者の中から空き店舗への出店者も出てくるというような、非常によい流れができていますので、当面の間は、町としては今までのような活用形態、これを支援していきたいというように考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） 利用頻度もやはり大分増えているということで、前に私も利用させていただいたんですけども、高校生の活動の場みたいな、そういう部分の中で使われていますので、ぜひこの辺は町としてから支援をしていただきたいなというふうなことでお願いをして、終わります。

○議長（稲葉義仁君） ほかに質疑ございませんか。

11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） 15ページにあります商工費の中で、観光地ワーケーション受入補助金というのがかなりの金額でついてるかと思うんですが、これについてはどのような範囲を考えているのか、それから、どのような設備投資とかそういう資格が必要かとかいうこと

についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（山田義則君） この観光地ワーケーションの受入費でございますが、この補助金の範囲ということなんですけれども、一応、宿泊業者がこの補助金の対象となっております。まして、ワーケーションの受入れをする、その宿泊施設のワークスペースの改修及びワークスペースに置く備品、あとWi-Fi環境、こちらの整備が一応この対象になるということになっております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） そうしますと、これについては、どのような募集の仕方といいますか、周知徹底の仕方を考えているのでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（山田義則君） 募集についてですが、これは事業者がもう特定されております。まず、この事業をやるかどうかということで、県の補助金を使うことですから、一応その募集というか意向調査を行いました。そういう中で、一応、協会のほうを通して募集を行ったところ、16の事業者から希望がありましたので、この事業を活用してやろうということで、今後、この予算が通りましたら、県のほうに正式に補助の申請を上げまして、その後、さらに協会を通してやることはもちろんなんですけれども、一応、広く、協会に入っていない事業者もありますので、いろんな広報の仕方、例えば回覧ですとか、あと情報配信メールとか、そういう媒体を利用しまして広報に努めたいと思います。

以上です。

○11番（藤井廣明君） 了解です。

○議長（稲葉義仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第34号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第35号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（稲葉義仁君） 日程第5 議案第35号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第35号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ283万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億2,581万5,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、保険給付費と保健事業費の増額に伴う県支出金の増額であります。歳出につきましては、保険給付費である傷病手当金の増額、また、特定健診等の保健事業費の増額が主な内容であります。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第35号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、概要を説明させていただきます。

令和3年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,581万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、補正前の額に283万2,000円を追加し、12億6,282万6,000円といたします。

2節特別交付金、細節1保険者努力支援分186万6,000円の増、細節2特別調整交付金96万6,000円の増は、特定検診受診勧奨対策の保健事業やコロナウイルス感染症に係る保険給付費の傷病手当金の計上による交付金の増額補正です。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明させていただきます。

2款保険給付費、6項傷病手当諸費、1目傷病手当金、補正前の額に50万円を増額し、50万円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1傷病手当金50万円の増は、国の財政支援延長に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を計上するものです。

6款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費、補正前の額に233万2,000円を増額し、2,424万8,000円といたします。

12節委託料、細節3特定検診受診者フォローアップ委託料233万2,000円の増は、特定検診受診者のうち、医療機関への受診が必要と判定された該当者に対し、受診勧奨や保健指導を実施するための事業費となります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま御説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額17億2,298万3,000円に283万2,000円を増額いたしまして、17億2,581万5,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額17億2,298万3,000円に283万2,000円を増額いたしまして、17億2,581万5,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、全て特定財源の国・県支出金となります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 歳出項目についてお伺いします。

まず1つ、傷病手当については、コロナ感染の関係での傷病手当という御説明なんですけれども、これは、当然感染者、またそういう関係の中で、傷病手当を支出しなかった場合というのは、これは返還という形の対応になるのか。ちょっとこの名称が、コロナの感染ということでの傷病手当なので、その辺の考え方についてお伺いしたいのが1点。

2点目に、このフォローアップの委託料の関係なんですけれども、この町の計画の中では、いわゆる要検査等々の方々等含めて、大体何名ぐらいを対象にしているのかという部分。どういった、要検査や何かが必要になった人が100名いて、そのうちの50名なのか、30名なのか、こういうところはどのようなふうになっていますか。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） まず1点目の傷病手当金につきましては、給与等の支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり、感染が疑われる者に対して支給するというような形になりますけれども、労務に服することができなくなった期間のうち、最少の3日を経過した日から、そのできない期間の間ということになります。ただし、休業収入等で受けられる場合は対象となりませんので、そういった形で、もし給与の支払いがない方について支給するというような形になります。これは精算について等というのは、事業主のほうからの証明等を出してもらいますので、そこで金額を決定して支払うというような形になります。

次に、特定健診の受診者フォローアップの事業の対象者につきましては、電話による受診勧奨を180名程度見込んでおります。また、面談による受診者につきましては70名程度を見込んでおるといったような内容となります。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） コロナの感染対象者は分かったんですけれども、いわゆる申請がなくて執行しなかった場合の対応というのは、これは返還ということになるのでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） 対象者がいなければ、国のほうの補助金等の申請をいたしませんので、返還等というのはありません。ちなみに、昨年度も実績はゼロでした。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第35号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

---

◎日程第6 議案第36号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第6 議案第36号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第36号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的支出の既決予定額に270万円を追加し、総額を4億273万9,000円といたします。

また、予算第4条に定めた資本的支出の既決予定額から220万円を減額し、総額を4億4,031万2,000円とするものであります。

補正内容につきましては、委託料の4条から3条への振替と雑支出の不足を増額する内容となっております。

詳細につきましては水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第36号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）について、概要を説明させていただきます。

総則。

第1条、令和3年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

収益的支出の補正。

第2条、令和3年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正いたします。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額4億3万9,000円に270万円を追加し、4億273万9,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額3億8,435万3,000円に220万円を追加し、3億8,655万3,000円といたします。

資本的支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億4,251万2,000円を4億4,031万2,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,394万6,000円を3,072万4,000円に、過年度分損益勘定留保資金107万7,000円を3,604万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億7,333万1,000円を1億3,938万5,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出、第1款資本的支出、既決予定額4億4,251万2,000円から220万円を減額し、4億4,031万2,000円といたします。

第1項建設改良費、既決予定額3億4,380万4,000円から220万円を減額し、3億4,160万

4,000円といたします。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。

参考資料により主な補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、19節委託料220万円の増は、白田地区漏水調査業務委託料を4条予算から3条予算へ振替するための増額であります。

2項営業外費用、3目雑支出、1節その他雑支出50万円の増は、過年度分軽減還付金が不足するため、増額する内容であります。

次に、資本的支出についてですが、1款資本的支出、1項建設改良費、5目調査費、19節委託料220万円の減は、先ほど説明させていただきました委託料を4条から3条へ振替するための減額であります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第36号 令和3年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 報告第1号 令和2年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（稲葉義仁君） 日程第7 報告第1号 令和2年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越

計算書の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました報告第1号 令和2年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地域公共交通対策事業、漁港整備事業、道路新設改良事業、新型コロナウイルス感染症対策事業(商工費)及び(教育費)、道路災害復旧事業、計6事業の総額1億2,833万円のうち7,998万円を令和3年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 総務課長。

○総務課長(村木善幸君) ただいま提案されました報告第1号 令和2年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明させていただきます。

本件につきましては、令和3年東伊豆町議会3月定例会において、東伊豆町一般会計補正予算により、繰越明許費の設定を御承認いただきました6事業につきまして、それぞれの繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

内容につきましては、令和2年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しております地域公共交通対策事業では、鉄道施設老朽化対策事業補助金が83万円、漁港整備事業では白田漁港津波対策整備工事が3,292万円、新型コロナウイルス感染症対策事業(商工費)では、臨時交付金事業の第2次誘客対策観光協会補助金1,510万円とクラウドファンディング商工会補助金200万円、計1,710万円、道路新設改良事業では、湯ヶ岡赤川線改良工事が1,200万円、新型コロナウイルス感染症対策事業(教育費)では、臨時交付金事業のGIGAスクール整備事業1,247万4,000円及び感染症対策の備品、消耗品購入費335万6,000円、計1,583万円、道路災害復旧事業では白田8号線舗装工事が130万円、計6事業合計で7,998万円を令和3年度へ繰り越すものであります。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） すみません、総務課のこの地域交通対策事業の関係なんですけれども、ほかの関係は事業執行についてそれぞれ期間があったり、工事ですからいろいろ、工事できたり、できなかったりという理由があるかと思うんですけれども、この事業について繰越しとなった要因というのはどういう内容になるのでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） この繰越しについてでございますが、これは伊豆急行のほうで、伊豆急行線の施設の老朽化対策をずっと進めております。これに対して、これ実は平成元年から2年にも繰り越してございまして、その際には、ちょっと用地の交渉がうまくいなくて、工期が間に合わなくなって繰越しを2年にしております。そういった関係で2年度の計画自体がかなり事業が膨らんでおりました。その膨らんでいる上にコロナ禍ということで、請負業者のほうで工事現場に入れないという期間がかなりございまして、その影響で工事が遅延して繰り越すことになったという内容でございます。

○議長（稲葉義仁君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

---

#### ◎日程第8 同意案第9号 東伊豆町教育委員会委員の任命について

○議長（稲葉義仁君） 日程第8 同意案第9号 東伊豆町教育委員会委員の任命についての同意を求める件を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました同意案第9号 東伊豆町教育委員会委員の任命について説明いたします。

東伊豆町教育委員会委員に下記の者を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町白田。

氏名、金田かなみ。

提案理由を申し上げます。

現任者が令和3年7月10日をもって任期満了となるため、新たに教育委員会委員を任命するものであります。金田氏の略歴は別紙のとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第9号 東伊豆町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### ◎日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（稲葉義仁君） 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町白田。

氏名、吉間武久。

提案理由を申し上げます。

現在、御活躍いただいております吉間武久氏の任期が令和3年6月30日をもって満了となりますので、再任をお願いするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

この際、1時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時25分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

---

#### ◎日程第10 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（稲葉義仁君） 日程第10 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、20人をもって組織することとされています。その中で、町議会議員の区分から4人を選出することとされています。

このたび町議会議員から選出すべき議員のうち1人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙を行うものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条第2項の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りいたします。選挙結果については、会議規則第33条第2項の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを広域連合に報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条第2項の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを広域連合に報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(稲葉義仁君) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に11番、藤井議員及び12番、鈴木議員を指名します。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 異議なしと認めます。よって、両名が立会人に決定しました。

候補者名簿をお配りします。

(候補者名簿配付)

○議長(稲葉義仁君) 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 配付漏れなしと認めます。

これより投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(稲葉義仁君) 念のため申し上げます。投票用紙は単記無記名となっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(稲葉義仁君) 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○議会事務局長(国持健一君) 1番楠山議員、2番笠井議員、3番稲葉議員、5番栗原議員、6番西塚議員、7番須佐議員、8番村木議員、10番内山議員、11番藤井議員、12番鈴木議員、13番定居議員、14番山田議員。

(投票)

○議長(稲葉義仁君) 投票漏れはありませんか。

(発言する人なし)

○議長(稲葉義仁君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

11番、藤井議員及び12番、鈴木議員は開票の立会いをお願いします。壇上へお越しく下さい。

(開票)

○議長(稲葉義仁君) これより選挙の結果を報告します。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票12票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、藤井議員9票、増山議員3票、以上のおりです。

議場の出口を開きます。

(議場開鎖)

◎日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（稲葉義仁君） 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りした本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（稲葉義仁君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年東伊豆町議会第2回定例会を閉会します。

長時間、御苦労さまでございました。

閉会 午後 1時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_